

# 第四編

産業  
・  
通信  
・  
運輸  
・  
経済



開発すむ作業林道



## 第一章 柳谷の地肌とのかけ橋

およそ四〇〇〇万年ぐらい前から、一〇〇〇万年ぐらい前までの間といわれる。今日のわが村の自然がほぼ出来あがるまで、たえまなくつづけられた浸蝕作用（水蝕・風化）によって、村の自然はみごとに彫刻品となった。地肌のひかり、水のながれ、色の配合、それらで織り出された布地。その地肌にさまざまないのちたちが、互いに微笑みあってきた。我々柳谷びとは、その中の秀でたいのちとして、秩序味を帯びた活動をつづけてきた。それが今日の産経通運活動のかけ橋である。

村の地肌と、我々柳谷びとのかかわりは、住みつくことにはじまった。そして、頭を使い、手足の筋力によって、村の地肌の改良と向上を進めてきた。活動の相手方は、はじめは「つち」にはじまり、つづいて「みず」にのび、さらに「ひかりのすじみち」へとすすむ。これらの要素は、いろいろにくみ合わされ、具体的な活動へと個々の姿を現わしてくる。そして、それらの活動の手がかりを果たしてきたのが、「ぜにのながれ」であった。複雑多様な活動展開を、「つち」「みず」「ひかり」「ぜに」の四つの要素によって眺める。

## 第二章 つち

### 第一節 耕地

#### 焼畑づくり

村の地肌とのかかわりが、住みつきに始った。ひとびとの体内に、「耕種」というすばらしい新しい力が熟してゆく。この力が、なにかのはずみにはじめて、自然の持前に素直にしたがう「採取活動」から、自然へ働きかける「耕種活動」へ跳躍した。人類の勇氣ある決断と試みは、大いなる危険をはらんでいる行爲であった。先輩生物である植物が積み重ねる体験を、じつと見つめて悟った人類の知恵であろう。しかし人類が試みた「耕種」という労作は、自然の地肌改作を試みる一種の反自然行爲である。耕種労作の成果の上に、初志に反するものが現われるのは、やむを得ないところであろう。

耕種活動は、地肌への直接を必要とする。そのため「耕地開拓行動」からはじまる。自然があらわしている樹木・草叢・蘚苔は切除せねばならぬ。これが焼畑づくりである。「伐材」と「山焼き」活動である。山焼きは、地表の雑物を焼き払って、有機肥料づくりを併せて目ざしている。山焼き以前の枯落葉腐植に因る有機肥料に準じた、短期の有機肥料づくりである。こうして耕地化した畑地は、有機肥分が存続している限り耕作し、無肥料状態となれば、休閑地として草木の叢生による地力の恢復に委ねる。したがって、焼畑地域づくりの可能性は、広大な雑木山・草山を前提とし、おのずから耕作可能の傾斜地の多い山村地域に限られる。だからわが四国山地の交通地位の低い山村が、

全国屈指の焼畑地域となったのである。その中にあって、往年全国筆頭の局納ミツマタ生産地(局納額一〇〇九トン余)として高名を馳せ、今日その跡地が一大植林地域を形成している。

焼畑地域としてスタートしたわが村が、先きにミツマタの最盛期の繁栄を喜び合い、今後は、大径木供給地としての期待に自信を持ち、その育成にいそしむ植林山村としての面目は、広大な地肌―肥沃な傾斜地を保有することに基づいているのである。

### 切替畑の運営

昭和二五(一九五〇)年の世界農業センサスによると、四国四県中の焼畑農家率―七〇パーセント以上の町村は六か町村(愛媛―柳谷村、高知―大川村・本川村・池川村・吾川村・梶原町)で、わが村における焼畑面積分布は全村全集落平均一〇町歩以上五〇町歩未満である。中久保五〇町歩以上。わが村における焼畑経営規模別集落分布(農家一戸当たり)、五〇町歩以上―中久保、一町歩以上―名荷、五反以上―一町未満―高野・猪伏・中畑・小村・本谷・郷角・高地 三反歩以上五反歩未満―赤土、一反歩以上三反歩未満―小黒川・松木・稲村・鉢・休場、一反歩以下―立野・大窪谷・奈良藪である。

焼畑・切替畑の名称区別は厳密ではない。火焼きによって生成した区域を、農林的に利用してゆく対象域であるから、類似同一と見てもよいのではないだろうか。ただその土地利用の目的によって、火焼きの季節を異にする区別はある。わが村における焼畑形成が、ほとんどミツマタ作付の前作としての面白い型があるから、春焼き方式と言ってよい。そしてその後の、ミツマタから植林への転換には、生産季節はなんらの関連をも及ぼしていないのである。四国山村地域における焼畑(切替畑)の中核区域をなしたわが村の切替畑の発展の跡を見る。わが村の切替畑利用方式は、普通作物型のうち、秋伐り春焼きのとうもろこし型が主であった。春四―五月植付けのとうもろこしが主作で、間作として大小豆が配された作付である。主作と間作が同時に植付け収穫され、翌春の作付までは休耕する一毛作で

ある。その間の裏作としての麦作は、集落周辺の常畑を利用した。換金作物としての茶・楮・苧麻なども、常畑化する切替畑をほとんど利用した。中秋における農家作業は、昼間はとうもろこしのとり込み、夕飯後は家族全員で夜半までとうきび剥ぎ、翌朝早く背がいに組み、庭先の稲架かけが続けられた。それから木枯しをすぎ、雪が降る年の未まで、黒ずんだ茅屋根と赤いとうきび稲架との配色が、仁淀川流域の焼畑山村特有の、秋から冬へかけての美景を点綴していた。ここで唐黍主作の切替畑経営に併行した、茶と楮の作付経営に触れる。庄屋制のころから、久万山は茶と楮の適地であった。明治七年版の竹内信英の『茶園閑話』によると、「久万山を始めとして、深山幽谷の茶樹は、固有のもの半ばなるべし……。久万山は無慮茶なり。而して園をなさず……。とある。しかし明治以降、朝きり、水はけよい砂礫土、朝日受けの傾斜地など、好条件が揃っている適地久万山には、培養茶園が発達した。明治一六（一九八三）年の上浮穴郡調査報告書によると、切替畑二八〇町三反に占める培養茶園九四町三反、その茶産額二五万斤とある。また昭和二〇（一九五〇）年から昭和三〇（一九六〇）年までにおける茶の主要生産地として、上浮穴郡の茶生産戸数八八四戸、うちわが村一七四戸（二〇パーセント）、茶園反別四二町七反うちわが村五町七反（一三パーセント）となっている。

つぎに楮の作付について触れる。楮は今日、ミツマタ期にその座を奪われて以後、畑のはしやぎし等にその余命をとどめているが、庄屋制のころは培養作物として幅をきかしていた。当時は郡の会所を通じて、苗木の斡旋まで受けており、剥ぎ皮は強制供出制だったようだ。買上げられた楮皮原料は、再び生産地の紙すき百姓に配給されていた。紙すき百姓は、割付けられた製紙生産額の完遂を強いられている。久主村は主要産地（梅木新太郎）は、久万山判紙の原生産村の名を馳せていたようだ。当時名庄屋と称えられた久主村新太郎（梅木新太郎）は、久万山判紙割付皆済とあって、特別褒賞米五俵の表彰にあずかっている。久主村の製紙技術は、かねてから、土佐伊野方面から導入されたものであ

る。

ミツマタ期に至るまでの焼畑山村の生活風景の一端を叙した、明治一三（一八八〇）年の「愛媛県勸業月報」に、「久万山郷の如きは冬季数旬積雪ゆえ、畑の培養をなすに術なく、為めに澁山村の如きは専ら紙を製して、その他は楮・紙等を運輸し、婦女は麻を紡ぎ畳糸を製して、玉蜀黍を拍（ひきわりずり）等を専らとす。」と描き出している。またその年の製紙積出高―土佐紙三〇〇〇メ、大洲紙三〇〇〇メ、久万山大判紙・久万山厚紙あわせて二〇〇〇メと記録する。この二〇〇〇メの紙をお城下（松山）へはこんだ、明神・久谷・荏原の馬方の働きぶりを、「むごいもんぞえ



ミツマタ剥ぎする人々

明神馬子は三坂夜で行て夜で戻る。」と唄われている。世はずでに明治期に入りながらも、商品（貨幣）経済の恵沢に浴することの薄かった久万山郷の、明治初期のくらしを想わせる一齣である。

焼畑山村としてのわが村は、ミツマタの導入によって、一挙に商品（貨幣）経済に飛躍発展した。地域の景観は、普通作物を前作としてミツマタ栽培に切り替えられた。ミツマタは、風や雨の災害がなく、蔭地作物として、また排水性の砂礫土壌を好む作物として、選地のわずらわしさが無い。高地も一〇〇〇メートルから一二〇〇メートル、傾斜も二〇度から三〇度ぐらいまで耕作できる。その上、多年生の作物として、栽培地・休耕地・未開拓地の輪作が広く広大地域を必要条件とした。これらの諸要素を満度に具えているのがわが村である。土地の耕地化条件がミツマタ栽培に、量的にも質的にも最適であることが、わが村の産業経済に革命的な夜明けをもたらせたといえよう。庄屋制以

来、風雨災害に年毎苦しんだ普通作物栽培耕地は、食料作物を自家食料自給限度にとどめ、遠地や収穫の低い耕地はミツマタ栽培に切替えた。

加えて農家の目と手足は、未利用地の開拓（耕地増反）に一挙に集中しつづけられたのである。地肌の景観は、がりりと変貌してゆく。春彼岸ごろは黄色いミツマタの花ざかり、夏は緑一色の葉の繁り、晩秋には落葉した木肌の橙色―これら単色のくりかえしが、焼畑山村の四季の移ろいをやわらげてくれた。

新作物ミツマタの需要は膨らむ。ミツマタせんいの紙幣原料化は、「わが関奥もの」の高名を国内にとどろかせる導火線となった。ミツマタ農家の就労構造は一変した。従来の黒皮売り一本から、自家労力（特に屋外就労できない農閑期）の限度一ぱいに、白皮加工（やなぎへぐり―しろめしごと）に転換していった。山村はミツマタ景気に湧きあがった。子供の仕事手伝も華々しかった。

「今日学校すんだらほよもんで、芋食うたら、おいなわさげて滝山へやなぎおいにこいよ。」「冬休みにやせえだして、やなぎずれよ。」「せえだして手つどうとけ。ぼんにやあさうらかやつおれ、正月にや先皮つきの下駄と首巻き買うてやるけの。」「すかしてしごとさし、じみなええ子にする親の利口さ。」「わしや魂消たがや、金八つあんとか、しろめ百丸いうたけ、みなかともたら、おもや百丸、いんきよ百丸じゃげな。がいなもんじゃがや。」「聞く者を勇み立たせる朝晩交わすごあいさつ、ミツマタ山村にこたまする。

ミツマタ景気をうかがう数字の資料を一、二ひろってみる。昭和二九（一九五四）年度西谷ミツマタ生産組合資料―黒皮約一―四トン。翌三〇（一九五五）年度には、黒皮一三四トン、白皮約六〇トンと記録されており、生産戸数一六八戸、作付反別約一六〇町歩である。も一つの資料は柳谷農業協同組合のミツマタ委託販売資料である。農協の取扱高は、村内総生産高の約三分の一を占めていたといわれる。同組合の年次報告書には、昭和二八―二九両年度ごろ

第1表 柳谷村ミツマタ局納調（旧中津を除く）

（大蔵省印刷局松山分室提供）

第二章  
つ  
ち

年 度	柳井川	西 谷	計	年 度	柳井川	西 谷	計
昭和 19			89,201 <sup>kg</sup>	38	3,000	6,000	9,000 <sup>kg</sup>
20			13,065	39	5,850	12,870	18,720
21			91,792	40	3,390	10,200	13,590
22			76,980	41	2,250	8,550	10,800
23			76,890	42	750	750	1,500
24			61,005	43	0	0	0
25			21,600	44	750	360	1,110
26			41,000	45	3,750	1,200	4,950
27			40,000	46	2,700	1,050	3,750
28			31,000	47	1,500	750	2,200
29			30,000	48	0	0	0
30	5,400	31,313	36,713	49	0	0	0
31	8,460	40,890	49,350	50			1,140
32	14,100	45,150	59,250	51			1,200
33	18,060	43,290	61,350	52			1,290
34	15,570	38,430	54,000	53			1,500
35	13,500	33,750	47,250	54			1,350
36	14,250	24,000	38,250	55			210
37	6,750	10,500	17,250	56			540
				57			510
				58			240
総計 1009,546kg（1009.5t）							

二九七

は、取扱高年間四万四〇〇〇貫（三六〇〇万円）にも及んでおり、最高の額となっている。それから推してそのころの村内総生産額は年間優に一億円（今日の二八〇九億円相当）を超えていたものと見える。ミツマタ景気にうるおった焼畑山村のくらしは、小屋<sup>こや</sup>下げされた瓦屋根が映え、増改築された家並みはふくらみ、新材で造作された付<sup>たけ</sup>いは、眼に豪華さと便利さをもたらしていったのである。

しかし、特用作物ミツマタの特用寿命は、はかないものだった。和紙から洋紙への製造構造の一変と、紙幣の硬貨化とは、ミツマタ需要の低落を招いてしまった。洋紙化の大波は打つ手がない。紙幣の硬貨化については、昭和三一（一九五四）年から三三（一九五八）年にかけて、その阻止運動を果敢に続けたが、その施策の撤回の力となり得なかった。農協報告書に見える昭和三一年以降の激減は、このミツマタ景気のとそがれを告げている。昭和三六年から三七年にかけての最盛期の〇・一パーセントそこそこを示しているのは、いかにも悲哀をおびたものを漂わしている。ミツマタ景気の燃炎は誠に革命的だった。同じくこの景気の消失もまた革命である。広汎に開拓された山畑。ミツマタの株<sup>つぼ</sup>失せと共に放置すれば、自然は本性のままに無秩序な荒廃へと戻ってゆく。しかし、農家の開拓の血脂に塗られた地肌の保存を、今更普通作物の再耕作に求める由もない。商品経済の歩みは、そうすることの愚かさを教えている。では地肌の荒れを阻み、その保存に生きる途を何に求めたらよいか。

焼畑を造成して、食料作物栽培を主とする普通作物期を出発点とした耕地開発は、ミツマタ中心の特用作物期を、革命的な第二期と意味づける。この期は半世紀に及んで商品経済開花を導き出し、今その花の濁<sup>にご</sup>れを機として、革命的な第三期を探し求めた。地肌の利用切替とも見えるが、その変貌は、商品経済の波を伴って弾力に富んでいる。その意味は大きく、「耕地の林地化へ。」と叫ぶ。長期を経営単位とする樹種の植栽管理である。計算単位は歳計を超えてる世代計（一年計算でなくて、一代計算）である。大規模の営農革命にその解答を求めるのである。

村の地肌景観は一変してゆく。色移ろいゆくやわらぎは消えて、紺一色の単調さを日毎に濃くしてゆく。

### 水田造成（田掘り）

島国ながらわが国は、古くから水稻栽培をとり入れた。モンスーン地帯の気象条件が、稲作をあこがれる農民生活を充たしてくれたのである。畑作にくらべて風水害は少なく、収穫皆無などのみじめさは稀である。ただ地肌の傾斜と、水の引き入れと、日照時間が、開田するかどうかの決め手であった。

わが村でも、古くから田を欲しがったようである。しかし黒川が刻んだ地肌のひだ深く、急傾斜で影地が多い。谷川の系路は密だが、流れに沿う段丘や丘陵地少なく、傾斜面は直ちに川岸に迫る。高石垣を積み上げ、部厚く畦上げしても、水を溜める田の面はわずかである。谷は急流だから、導いてくる水路と堰づくりに、多大の労力と資金が要り、その維持に骨が折れる。「田所村」を夢みても、自然の頑くかな条件に対して、「畑所村」として恵みのうすい農家経営に諦めつづけた農民史であったとも考えられる。でも遠い昔から、「田掘り」「田繕ろい」にかけた農家それぞれの根限りの勤労は大きい。それは採算をかえりみない田への執念であった。今日どの集落にも、どの谷沿いにも見られる「棚田風景」は、祖先の汗血にぬられた遺産であって、「辛抱するんだ。」と語りつづけている。

### 休場組耕地整理組合

休場組は柳井川（今は大字中津）の最南端、高知県境に接する逆扇状の地域である。仁淀川岸標高三〇〇から三八〇メートルの扇の要に向かっている緩い斜面に集落が展開する。幕藩のころ、予土両国を結ぶ要路で、国境の関所を通れば、「伊い予伊い予」と、旅人の憩う処として、休場という地名も人なつく語りつがれて来たようだ。緩い斜面は農家の住いを乗せており、水田が早くから掘り広げられ、平和でゆたかな農村のくらしが続けられてきた。

昭和四（一九二九）年ごろからの農村恐慌の波を浴びて、わが村の農家四八〇戸は、負債約二九万余円（今日の二六億五〇〇万円相当）のしがらみに縛られてしまった。昭和一二（一九三七）年、柳谷村経済更生計画が樹立され、そ

それぞれの地域の实情に即した実行目標が充てられ、休場組は水田の合理化のための増反計画が選択された。目標は第一〜二期合わせて、二〇町歩に向かつての増反である。村はその完遂によって、水稻作反別八五町歩達成を目論んだのである。実行方法は組を一本化し単一組合体による、共同開田事業推進である。時に、水田既保有農家六八戸、保有地積八町八畝一六歩であった。以下、休場組耕地整理組合のたくましい歩みを尋ねる。

○休場組耕地整理組合設立総会―昭和八（一九三三）―二―一、組合設立申請者田城長太郎司会、出席組合員三八名を以て役員選任・設立費用承認等を議了、組合長田城長太郎選任。

○組合活動開始総会―昭和八（一九三三）―三―一七、組合費四九〇円（今日の四〇〇万円相当）の借入議決。

○組合事業資金（年賦金借入）議決―昭和八（一九三三）―一〇―一二、借入金予算額七八〇〇円（今日の六二八〇万円に相当）、借入先愛媛農工銀行、三〇か年々賦償還、利率年三分九厘。

○組合長田城長太郎病氣退職、藤田順吉組合長となる。―昭和一〇（一九三五）―二―一五。

○耕地整理事業計画着々進む

○水害復旧工事につき設計変更―昭和一〇（一九三五）―一〇―二〇、整理工事々業進行中、水害のため工事設計変更する。

その工事資金借入を議決―一一―四円（今日の八九六万円に相当）。

○昭和一七（一九四二）―九水害による幹線水路決潰、その復旧工事費議決―昭和一八（一九四三）―三―二、二五〇〇円（今日の三二七万円相当）。

○昭和一八（一九四三）―九水害による幹線水路大決潰する。本格的工事について総会紛糾する。

○昭和一八（一九四四）―一一―一〇総会―慎重審議の末、幹線水路本格的復旧工事施行に決する。二か年間の継続事業とし、総工事費四万円（今日の五六八万円に相当）を投じて復旧することに議決する。

以上の主要総会議決に見られるように、工事費の借入・投入・施工によって、開田・整備された地積は、約一二町

歩に及んだ。はるか夜鳴川の標高四三〇メートル地点を取入口とする幹線水路は、休場組域内の開田地域まで、約四キロの長きに及ぶ。その水路を台風ごとの決潰と闘い続けて、その整備を完うしたのである。その闘いたるや、まことに過酷である。資金はほとんど農工銀行等の借入金による。組合員僅か六八名で背負うこの事業は重荷である。借入金の長期に亘る償還は、きびしいものであった。総会における、貯水池掘さくか、幹線水路の本格的復旧工事かの選択激論は、深刻そのものであっただろう。けれども組合員は、自力更生の情熱に燃えた。苦難への挑戦は、休場の里に芽生えた新しい勇氣によって乗り越えられたのである。

久主地区の  
水田の動態

中津山（一五四〇・六メートル）から時戸（二三〇メートル）に南下する小松谷（流長約四キロ）と、坊主山（二〇一八メートル）から旭（二四三・八メートル）へ南東下する西之谷川（流長約三キロ）に抱かれた

傾斜の緩い（二一度から一五度）南東斜面これが久栖の里である。傾斜は緩く、日照度の高い南東斜面、小松谷・西之谷・ヒドロ谷・上場谷が、密に斜面をうるおして流れ下る。村内唯一の好条件開田地域である。庄屋制の寛保のころ（一七四〇年代）、久主村に課せられた貢租は、田二町一反三畝に対し、三三石八斗五升、畑一六町三反に対し、一〇八石六斗であった。田・畑の地積比は略一对八で、明治四（一八七二）年まで、この石高は据置かれていた。やがて地券設定の大事業が行われ、明治一一（一八七八）年一月一日、愛媛県認定の地積は、田三七町一反二畝一〇歩、畑四五町一反一八歩と改定された。田畑いずれもおびただしい増反であるが、田の地積増反は一八倍余、田畑の地積比は、一〇対一三と接近している。寛保から明治初期まで、約一四〇年ほどの間、久主村農家の開田努力は、目ざましいものであったものと思われる。

稲作は水によって育つ。対岸の丘、休場の美田一二町歩は、金と努力の塊ともいふべき夜鳴川からの基幹水路（四キロ）で養われるが、此岸久栖の里の三〇町歩余の水田は、自然に流れ下る小松谷から安々と導き入れられている。

第2表 久主地区農用水路

井手の名称	井手組合員	灌漑水田面積比	備考
ごうその水路組合	五四人	七〇パーセント	
梅の木	五人	四	
古田	四人	五	
中屋敷	二〇人	一三	
弟	八人	八	
合計	九二人	一〇〇	

(佐賀海留提供)

こうして三〇町歩を超す美田は、五本の水路によって培われ、光と水に恵まれた秋ごとの豊稔の穂波は、わが久主の里の幸を讃えている。

農業諸団体の組織化

明治後期から、農民の共同化によって、農業生産力を強化し、農民の地位を高めるため、各種農業諸団体(農会・産業組合・農業会・農業協同組合等)の組織化が次々に行われた。

柳谷村農会

明治三二(一八九九)年に農会法が制定公布された。村内の農家はその会員として加入し、農会費も拠出していた。しかし、組織活動未成熟の農民であったため、事業活動の域にまで成長できず、単に

農民意識の啓蒙の程度にとどまっていたようである。

そしてその他の数条の小谷とつながり合って、全反別の隅々までうるおしている。

それぞれの水路は、各組合員総出の労力提供によって維持管理される。取入口・分水点の補強・全水路の浚渫・決潰箇所修復等、ほとんど経験からの智慧で処理されるが、ことにより購入資材の必要からの費用等は、反別割の拠出金で決済する。また旧中津村のころ、あるいは新村発足後も、恒久工事の施工は、村行政の助成を受けて処理している。

柳谷村信用購買組  
合から柳谷村昭和  
信用組合まで

明治三三（一九〇〇）年、産業組合法が制定公布され、その組織化が勧奨された。産業組合は、組合員の出資に基づく事業団体である。わが村では、法定後一〇年経過して、大正二（一九一三）年七月、柳谷村信用購買組合が設立された。初代組合長は鶴井金次郎であった。昭和三（一九二八）年九月、柳谷村昭和信用組合と名称変更、二代組合長に鶴井輝義が就任した。（昭和三年から同五年まで）、三代組合長西川与十郎（昭和五年から同一〇年まで）、四代組合長鶴井浅次郎（昭和一〇年就任）、それ以降は不詳で、昭和一九（一九四四）年解散して、柳谷村農業会に引継いでいる。

一方旧中津村地区においては、大正七（一九一八）年七月、中津村信用購買販売利用組合設立した。初代組合長は、大西伝吾（大正七年から同一四年まで）、二代組合長篠崎佐吉（大正一四年から昭和二年まで）、三代組合長佐賀政太郎（昭和二年から同七年まで）、四代組合長長谷義元（昭和七年から同九年まで）、五代組合長石割福知（昭和九年から同一三年まで）、六代組合長鈴木茂（昭和一三年から同一五年まで）、七代組合長大西米蔵（昭和一五年）、八代組合長黒川弥吉（昭和一五年以下不詳）。昭和一九年解散して中津村農業会に引継いでいる。

産業組合は、出資金（一〇一〇円―今日の一〇万円相当）の拠出を伴うため、はじめは農家全体がその組合員となることのできなかつた。しかし数次の法改正を経て、各小組等の実行組合単位で加入できるようになり、農民全体がその組合員となるに至った。更に事業の合理化、組合の連合組織化も進み、団体の資本競争力も強化されて、各組合員は、自分が所属する組織の成員としての、利益を享受するに至ったのである。わけて昭和初期の不況期を乗切ることができたのは、産業組合の信用事業の拡充によって、農民金融の近代化が大きい牽引力となったからであると言い得よう。

### 柳谷村農業会

日華事変から太平洋戦争へと、戦争が長期化するにつれて、国内の農政は戦時体制に組み込まれ、統制されていった。昭和一九（一九四四）年四月、今までの農会及び各種の産業組合をすべて統合し、村単位の農業会に一本化した。「農業ニ関スル国策ニ即応シ農業ノ整備発達ヲ図ル。」強力な国家統制機関であった。当初、会長は村長が兼務（旧柳谷村は初代丸石繁頼、二代森岡悟一、三代高岸勝繁、四代高橋亀尉。旧中津村は初代久保雅晴、二代伊藤幾太郎、三代政木茂十郎）することになっていた。

農業会の基本性格は、実行団体たるにある。戦争熾烈期（昭和一九一四―一五まで）には、食料増産供出が強化され、終戦処理期（昭和二〇一八―一五から同二三一八―一四まで）には、耕作農民の民主化施策のため、農地改革・食料増産供出強化・農業技術指導・貯蓄国策強化等を主軸に、経済復興参画が推し進められたのである。

農地改革と農業団体民主化改組とは、終戦処理期に於ける農村民民主化政策の両輪である。

### 柳谷村農業協同組合 そして久万農業協同 組合柳谷支所へ

(一) 柳谷村農業協同組合の生い立ち―われわれ農民のくらしは、「重荷に堪える駱駝」のあゆみに等しい。幕藩期以前はもちろん、明治四（一八七二）年から昭和二〇（一九四五）年まで、七五年に及ぶ近代化期を顧りみても、半封建の霧立ちこめる農民環境であった。行政指導と他産業圧力のまにまに、炎熱下の砂漠行ではなかったか。農業協同組合は、「すべての非農民的利害に支配されない耕作農民自らの協同意志の育ち。」をめざして生い立ったのである。

(二) 柳谷村農業協同組合の育ち―昭和二三（一九四八）年八月一四日、戦時統制団体農業会が解散して、その資産・事業が一括引継がれた。柳谷村農業協同組合は之を引受け、民主的手続を経て設立された。一挙に民主的農業団体の体制が整ったのである。しかしその内容の充実においては、性急な成果は望み難い。知識の水準・経済的余裕・経営熟達度など、種々の隘路や障碍を解決しつつ、民主的体制を整えていかねばならなかった。その育ちの過程を顧みる

と、民主団体としての育ちのために、組合員の指導面に、事業構造とその運営改善に、組織強化の対策に、各般に互って力をつくし、今日の定着が得られたものであらうと思われる。以下、久万農協との合併までの歩みの大要を述べる。

柳谷村農業協同組合経営の大要

自昭和二三年度至同四六年度

経営年度	組合員数	出資口数	組合長 ほか役員	経営の大要			備考	
				金融事業	販売事業	購買事業		
昭和三 (一九四〇)	⑤ 五七名 ⑥ 二〇 ⑦ 六七	@ 二〇〇円 六八三口	小坂卯太郎 理事 一八名 監事 四名	貸出期末残高 二・八万円 貯金受入高 七六・七 貯金払戻高 二四七・七	販売品販売高 八七万七九五円	購買品売上高 二六〇六五円	一万七六六円	
〃 二 (一九四九)	〃 五九 〃 二 〃 六〇	〃 六九〇	代理 藤坂利雄 〃 〃 一八 〃 〃 四	〃 一四・九 〃 一八・五 〃 一六四・四	〃 一九七・八四九	〃 九八・六四四	〃 四・九六八	
〃 三 (一九五〇)	〃 五〇 〃 三 〃 六三	〃 六三三	森岡悟一 〃 〃 一〇 〃 〃 六	〃 二万九四四円 〃 一七三・二万円 〃 一四四・五	〃 六三・四七〇七	〃 一〇六・四七五		
〃 四 (一九五一)	〃 五五 〃 三 〃 五八	@ 一〇〇〇円 五四・九万円	同 同	〃 四三・〇 〃 四九三・四 〃 三九六・〇	〃 九四・〇八九四	〃 一八二・九七三		





年度	組合員数	出資口数	組合長	経営の大要				備考
				金融	事業	販売事業	購買事業	
昭和四〇 (一九六五)	① 六〇名 ② 一六六 ③ 八四〇	④ 1000万円 七六〇〇万円	藤坂義雄 理事 二名 貯金受入高 二億六八七〇 監事 三名 貯金払戻高 二億三〇〇〇	一六六〇万円 二億六八七〇	販売品販売高 三三九〇万円	購買品売上高 六六三〇万円	共済事業期末契約高 二七万三三〇〇円	
〃 四一 (一九六六)	〃 六四〇 〃 一八一 〃 八七	〃 〃 〃 七四三・二	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 二八三〇〇 二七六六〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 四三三〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 七六四〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 四一・八三〇	
〃 四二 (一九六七)	〃 六四〇 〃 一〇一 〃 七六	〃 〃 〃 六七二・〇	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一〇四四〇 三三三三〇 三二六三〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 五九四七・〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 八三〇・〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 九四・五〇〇〇	
〃 四三 (一九六八)	〃 六四〇 〃 一〇一 〃 七六	〃 〃 〃 六三三・〇	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一〇三三〇 三三七八〇 三三六八〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 五九四四・〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 八七四〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一四四・五	
〃 四四 (一九六九)	〃 六三六 〃 一〇一 〃 七七	〃 〃 〃 六七一・四	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一三六四六 五〇四八九 五二四四〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 六七一・〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 七五二四・〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一五四・九	
〃 四五 (一九七〇)	〃 六四〇 〃 八三 〃 七三	〃 〃 〃 七五五・六	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一三七七六 六〇〇九〇 五九四四六	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 五九六三・〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 八四六六・〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一三三・六	

〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 (一九七)	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳
〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳	〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳 〳

第二次世界大戦後、福祉社会化の期に入ると、農地委員会制度の創設にはじまり、農業委員会制度へと改組されていく重農施策をとる。すなわち、農地開放による自作農を創設・推進する。この一

連の制度化は、わが国農政の近代化施策の最たるものである。さきに明治新政府は、わが国産業経済社会の近代化を目指した。しかし、推進された施策の実態は、通商産業重点に傾斜していった。そのため農政は、通商産業施策に較べて、著しく疎外視されており、農業経営は、ほとんど個々の農業経営者の意志のままに委ねられていたと見られる実情となっていた。その著しいすがたは、農地における所有と耕作の分離となり、わが村では、昭和二（一九二七）年、小作率四五パーセントという異常な世相を示すに至ったのである。

元来農業は、自占自耕が立前である。地券を設定して農地所有権の確立を果たし得たものの、瞬時にしてこの制度はこわれ、農民は所有者と耕作者の二極に分かれていった。明治一〇（一八七七）年から、昭和二二（一九四七）年まで、七〇年に及んで農山村社会をゆさぶる土地転変となった。この間においてわが村の農家は、商品貨幣経済下の恵沢に浴することが出来ず、乾ききった錢環境下において、「持ち得ざる錢」の身の代に、あの草山、この雑木山を手渡さねばならなかったのである。終戦は戦前の農政のあやまりに、きびしい警告を下した。農業本来のすがたにかえすよう施策したのである。これが農地令の公布・農地改革施策・さらに農業構造改善事業の展開へと進められていったのである。

### 農地委員会の創設

農地改革は、「自作農の創設」を目標とする。国自体が、農地改革事業の主体者となって、事業を執行する責を負った。不在地主所有の小作地・保有制限された在村地主の小作地を買収して、それを小作者に売渡した。さらに未開墾の可耕地の解放などにまで拡大して、改革の目標達成を果たしたのであった。

国はこの改革事業の実務を、各市町村に創設したそれぞれの「農地委員会」に当たらしめた。各農地委員会創設の経過をみると、(一) 昭和二一(一九四六)年二月、第一回選挙によって、階層代表制の農地委員会を構成——一号委員(小作層より)五名、二号委員(地主層より)三名、三号委員(自作層より)二名、計一〇名。(二) 昭和二四(一九四九)年八月、第二回選挙によって、階層代表制の数配分是正——一号委員(小作層より)二名、二号委員(地主層より)二名、三号委員(自作層より)六名、計一〇名。この数配分是正において、この農地改革の目標が、自作農創設、すなわち農業本来のすがたに復すことにあることが窺えるのである。

つぎに、この改革事業による小作農地の自作農地化の経過をみると、(一) 昭和四(一九二九)年四月一日現在、小作率(全耕地面積に対する比)柳谷村四五パーセント、旧中津村三五パーセント。(二) 昭和二〇(一九四五)年一月二三日現在小作率、柳谷村三一パーセント。旧中津村四〇パーセント。(三) 昭和二五(一九五〇)年八月一日現在小作率、柳谷村旧中津村ともに五パーセント。(四) 昭和三八(一九六三)年四月一日現在、新柳谷村小作率〇・二パーセント。となっており、農地改革施策は所期の成果を収めている。

### 農業委員会の創設

農地委員会は、農地所有に関する改革目的を達成したので、昭和二六(一九五一)年三月三一日に発展的に改組された。これが農業委員会制度である。農業委員会の設置目的は、農地改革に因って完全自作農化した農家の経営態勢を整備する点にある。永い農地(生産手段)の変則な所有関係は、経営

を不合理な状態に停め、その結果、他産業との間に著しい生産性の格差を招いていた。農業委員会の機能は、村内農家の経営体制の合理化を図って、その生産性を高め、農家所得の増強に因って、農家の地位の向上に寄与するにある。大別してみれば、農地の交換分合、農地の改良など、農地に属する部面と、技術改善を主軸として、農政一般に亘る調査研究・指導啓蒙をはじめ、農業構造改善に属する部面の二面を、その活動分野としている。

委員会の構成は、選挙による委員一〇名、選任による委員三名（村議会・農協・農業共済よりそれぞれ一名あて）、計一三名である。

以上、農地委員会につづく農業委員会の制度の運用によって、従来遅滞がちであった農政は、その合理化によって、耕作者の地位の安定を図るべく努力を続けている。

## 第二節 林 地

### 林業の村

わが村は林業の村と名づけるにふさわしい。入り組んだ山なみ、深い溪すじ、広い傾斜地。標高二〇〇メートル余から八〇〇メートルに亘るほとんどが急傾斜で、総面積の九〇パーセント余が林野である。

気温・降水量・土壌などすべて、針葉樹種の植栽に適しており、降雪と台風通過に対する育林技術の配慮を加えれば、林業の村として繁栄を期待できる環境である。

### 造林の足どり

わが村で人々が材木に注目しはじめたのは、明治二十五（一八九二）年の予土横断道路開通からである。自然林から角材・板材を木挽きし、製品を搬出販売しはじめた。ちょうどこのころ、大窪谷の鶴井儀太郎は、久万町の井部栄範の指導と苗の譲渡を受けて、植栽を創め、造林の草創者となった。

その後、第一回―明治三十七・八年の日露戦争、第二回―日華事変と久万橋原線開通、第三回―終戦後の復興と材  
 価の高騰、更にひきつづくミツマタ畑の切替転換と農林道開さく……とブームを呼びつづけていった。昭和五七（一  
 九八二）年末、植林率は九〇パーセントに達した。

第3表 柳谷村森林面積

合 計	国 有 林	民 有 林		面 積 ヘクタール トパーセン	割 合
		公 有 林	私 有 林		
一一四二一	一五九八	四五二	五一	九三二〇	八・六
一〇〇	一四〇	四〇	〇・四		

第4表 山林保有階層別林家戸数

計	村 外	村 内	保有階層					計		
			一ヘクタール以下	一ヘクタール以上 一五ヘクタール未満	一〇クク以上 二〇クク未満	二〇クク以上 三〇クク未満	三〇クク以上 五〇クク未満			
三四九	二二三	一二六戸	一	二	七	八	二八	二八	一九	八八五
三〇〇	五七	二四三戸	一	一	八	二	二	二	二	二八九

森林組合の沿革

森林組合が法律上の制度として発足したのは、明治四〇（一九〇七）年に森林法の改正によって規定が設けられたのであるが、わが村では、昭和一五（一九四〇）年、日華事変によって戦時經濟が進展するに伴い、木材薪炭の急激な需要に迫られ、組合設立して林産物の調達を図る目的で、行政の要請（昭和一五―三一四、柳谷村会は、改正森林法に基づき柳谷村森林組合結成につき諮問に答申）に因って設立された。この時の組合は、二反歩以上の森林所有者は強制加入させられ、一村一組合であった。昭和二五（一九五〇）年、戦後の荒廃森林回復と、森林の公益的機能の遂行と、林地所有者の経済的社会的地位の向上等を目標とする制度に改正され、一行政体一組合の廃止、加入脱退自由となり、協同組合的性格として再出発した。昭和五三（一九七八）年五月、森林組合



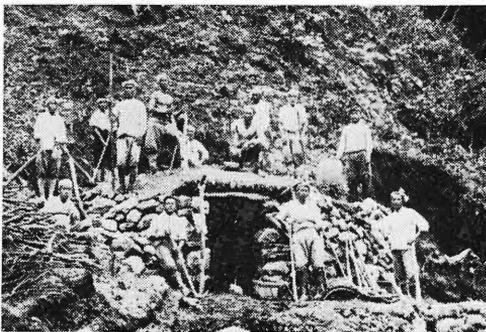
川前組の製炭奉仕

法が制定され、従来森林法の中で定められた森林組合が、単独法となり、地域林業の担い手として期待される内容となり現在に至っている。

昭和一六（一九四一）年設立の森林組合は、初代組合長藤坂利雄、二代組合長に丸石繁頼が就任したが、それぞれ一年余で退任。続いて藤田順吉が就任して、林産物資供出に当たった。戦時下軍の方針は、強制的な数量割当て、村内の労務者を集め、伐採命令により行った。運材車両の入手意のままにならず、そのうち終戦となり、一時戦災復興までには余程生産が優先し、村内にも至る所に、丸太が放置され、腐ったり焼払われたりであった。このため伐材の精算も正確になされないまま、昭和二三年ごろ、組合は自然解散の姿となった。

昭和二七（一九五二）年三月、小坂卯太郎が組合長となり、森林施業の合理化と、森林所有者の経済的社会的地位向上という、協同組合精神を基本とした組合が発足した。この時期は戦争復興が漸く盛んになった時で、材価が空前の高騰を見たが、組合事業は造林が中心であり、松山・北吉井方面から杉松の毛子を導入し、組合員に配布、林家自身で育苗・植林を行わせ、また国から交付された造林補助金を取扱う業務が大部分であった。

昭和三〇（一九五五）年八月、旧中津村の一部の合併により、村長政木茂十



川前組の製炭奉仕

郎が兼務就任し、造林補助金の取扱と共に、村有林の造林受託を開始した。

昭和三六（一九六一）年九月、事業拡大と責任態勢の確立を期する目的で、常勤役員を置くこととし、西村正男が就任した。この時期に木材・椎茸の共販事業を手がけたが、村内に木材取扱業者が二〇名以上おり、立木売りが中心の時期であり、資金力も乏しかったため伸長が見られなかった。

昭和三九（一九六四）年四月、近澤房男村長就任と共に組合長を兼務した。地域林業の担い手としての森林組合の強化に、積極的に取組み、昭和四一（一九六六）年、第一次林業構造改善事業の指定を受け、素材生産施設や椎茸生産施設を導入し、それまで僅少であった木材・椎茸の共販事業を開始した。また大型集材機を導入し、国有林々産事業を行ったことは、組合労務班の育成と組合の強化に大きく貢献した。

昭和四五（一九七〇）年二月、西本繁久が常勤組合長として就任し、名実共に独立した姿となった。前年四四年に久万山市場が開設され、従来の立木売りから組合經由市売りが主力となった。共販活動が急速に延び、木材屋は存立の余地をなくし、同時に立木売りはすべて、正量安定取引となる。この市場開設と共に、林業の担い手として信頼されたものに、造林資金の転貸融資がある。昭和四五年の大風害から林業振興の目的で政府より貸出され、五七年末で、五億四〇〇〇万円に達し、林業振興に大きく寄与した。

歴代組合長歴任表

氏名	組 合		在任期間	長	
	就任年月	退任年月		理事	監事
藤坂利雄	昭一六・一〇	昭一八・五	一年八月	九名	三名
丸石繁頼	〃一八・六	〃一九・七	一年二月	九名	三名

藤田順吉	〃一九・八	〃二三・七	四年	九名	三名
藤坂利雄	〃二三・八	〃二七・二	三年七月	九名	三名
小坂卯太郎	〃二七・三	〃三〇・七	三年五月	七名	三名
政木茂十郎	〃三〇・八	〃三九・五	八年一〇月	七名	三名
近澤房男	〃三九・六	〃四五・四	五年一月	二名	三名
西本繁久	〃四五・五	〃五八・八	一三年四月	二名	三名
		現在八			

昭和四九（一九七四）年第二次林業構造改善事業の指定を受け、貯木場及び木材加工施設を設置し、組合員の要望に対応すると共に、今後大量に生産される木材の流通対策に備えた。

昭和五七年現在では、事業総扱高三億八〇〇万円、常勤役職員八名、雇用労務班員八九名に達し、本村林業の担い手として期待に応えられる組合となった。

常勤役員制実施後の業務活動の概要

年度	業務活動態勢	業務活動内容
昭和三七	組合員数六一七名、出資金口数一四〇三口、出資金総数一・二万二四〇〇円、専務理事西村正男。	
〃三八		受託販売—パルプ材・一般用材・足場材五六〇万円、乾椎茸二六万三千円。購買—山行苗木（スギ・ヒノキ・マツ・クヌギ）八六万本、椎茸種菌二四万六千円。

<p>三九</p>	<p>組合員数六二四、出資金総数一〇四万九五〇〇円、専務理事正岡元光。</p> <p>受託販売—木材二三八万円、椎茸三六万円。購買—山行苗木五六万二千本、育苗一〇七万円。資金貸付—一〇三三万円。</p>
<p>四〇</p>	<p>組合員数六二三、出資口数二五五四口、出資金総数二五五万四〇〇〇円。</p> <p>受託販売—木材二三八万円、椎茸二一万円。購買—苗木五五万円、種菌七〇万円、毛子五四万円。造林補助金—一〇八三万円。資金貸付—伐調・造林・林径計一五九六万円。</p> <p>受託販売—木材一四万円、椎茸一四七万円。購買—苗木二五八万円、種菌九九万円、森林造成八九五万円。資金貸付—伐調・造林・林道・林径計三四五万円。</p>
<p>四一</p>	<p>組合員数六三〇、専務理事西本繁久。</p> <p>受託販売—椎茸五七一万八千円、木材五八四万一千円。購買—苗木一六万本、造林補助—四八一件—二三九ヘクタール—六五九万九千円、資金転貸—公庫資金九二二万円、森担資金九七七万円。</p>
<p>四二</p>	<p>受託販売—椎茸六四〇万八千円。購買—苗木一六八万本（四八四万円）。一般造林補助—二一六ヘクタール（六七一万四千円）、公団造林一九一万円、補育八五・八ヘクタール（二〇二万八千円）。資金転貸—中金資金二二〇万円、公庫資金四六〇万円。（本村の植林率七五パーセントに達す。）</p>
<p>四三</p>	<p>指導—村林業協議会を中心に、優良材の生産技術指導、椎茸の品質向上のため、乾燥機導入、生産乾燥技術指導、先進林業地見学、市場見学、林業全般知識、流通機構認識。受託販売—木材二五三万五千円、椎茸七〇八万五千円。購買—苗木一一二万八千本、種苗二〇五箱（二六〇万七千円）、幼苗一一六万本（一三二万八千円）、素材生産受託事業二二五ヘクタール七五七万九千円、受託造林補植一二二万円、下刈一四一ヘクタール—一七九万五千円、資金貸付—中金九四八万円、公庫二五〇七万円。</p>
<p>四四</p>	<p>指導—村林業協議会を中心に、優良材の生産技術指導、椎茸の品質向上のため、乾燥機導入、生産乾燥技術指導、先進林業地見学、市場見学、林業全般知識、流通機構認識。受託販売—木材二五三万五千円、椎茸七〇八万五千円。購買—苗木一一二万八千本、種苗二〇五箱（二六〇万七千円）、幼苗一一六万本（一三二万八千円）、素材生産受託事業二二五ヘクタール七五七万九千円、受託造林補植一二二万円、下刈一四一ヘクタール—一七九万五千円、資金貸付—中金九四八万円、公庫二五〇七万円。</p>

<p style="text-align: center;">四 五</p>	<p style="text-align: center;">組合長理事西本繁久。</p> <p>指導―過疎化進む中で、林業立村意識昂揚造林講習・椎茸品質向上。受託販売―木材三〇九六万九千円、椎茸一二四〇万二千円。購買―種菌器具三〇二ヶース（二六二万八千円）、苗木一〇七万九千円、毛子一四万二千本、林業機械器具一二六万一千円、補助造林四七八件―一二三四万四円、受託造林―九ヘクタール―一一八万四円、下刈一〇五ヘクタール―一五八万四円、林道四四七三メートル―一三七二万八千円。資金貸付―公庫一億六九五〇万円。</p>
<p style="text-align: center;">四 六</p>	<p>指導―過疎化現象の進む中で、林業中心の村づくりの希望を失わせないように、椎茸の品質改善、流通面の知識改善、その他共同意識の高揚に努めた。受託販売―木材三五六二万四円、椎茸二七二万七千円。購買―種菌二六九万五千円、苗木七〇万本、毛子四一五万四円。一般補助造林九九万三千円、受託造林……補植二三四万四千円、下刈二〇六万五千円。林産―一三三九万一千円、資金転貸公庫八四三三万四円、中金三五〇万円。</p>
<p style="text-align: center;">四 七</p>	<p>指導―昭和四五年度の大風害以来、林業に対する意欲沈滞気味の中で、長期的展望に立ち、つねに希望を持つことを指導方針とする。椎茸・優良材の生産技術・流通面の知識昂揚のため、市場見学・林業祭の参加等、共同意識の高揚につとめた。販売―木材四〇六五万一千円、椎茸二一五万七千円、受託素材生産一四六七万四円、林産物販売四三五万五千円、購買―種菌二八五ヶース、苗木三六万二千本、毛子六〇万一千円。一般補助造林二二四件（三三三万八千円）。受託造林補植一三二万九千円、下刈一五一万四円、資金転貸公庫二六〇七万四円、中金二〇〇万円。</p>
	<p>指導―協業意識の昂揚を重点目標とし、林業振興協議会を中心に、木材・椎茸の市場見学・林業祭の参加・ホダ場コンクール等を実施、今後の重要課題である労働問題に取り組み、労務班の強化に努めた。販売―木材一四六六万二千円、椎茸三</p>

四八	四九	五〇
<p>組合員数六八〇名。出資金口数一七五四九口。出資金総数一七五四万九〇〇〇円。</p> <p>二一四万八千円。林産―一般用材チップ原料の受託買取合計六三二万五八千円、購買―苗木一万七千本、毛子八万五千本、林業機械一四八万九千円、養苗一四万九千本。森林造成―公団二二万五千円、一般造林三五万四千円。利用―一四五万四千円。資金転貸―公庫四一件四〇八九万円、森担一件二〇万円。</p> <p>指導―本年の指導の重点項目は、第二次林構事業受入のための、労務班の受入強化と、団地施業計画推進と共に、木材・椎茸の生産技術向上に努力した。販売―木材六二六一万九千円、椎茸三二一四万八千円、林産―木材一五九万六千円、国有林素材一八二〇万二千元、国有林パルプ三四一万二千元、国有林チップ椎茸原木五九八万九千円。購買―山行苗八七万一千円（四万四千本）、椎茸種苗三七万五千円、椎茸箱・乾燥機二三八万九千円。養苗―一六万六千本。造林―八九九ヘクタール（五三六万九千円）。造林補助一六二件四九万一千円。素材生産・農林共済・病虫害防除等一一四万四千円。資金転貸―公庫八六一一万円、中金〇。</p>	<p>組合員数六三九名。出資金口数一九二六八口。出資金総数一九二六万八〇〇〇円。</p> <p>指導―協業推進を理念として指導を行った。(一)団地施業計画樹立三団地四〇〇ヘクタール。(二)優良材生産指導。(三)流通機構研修・市場見学。(四)椎茸生産技術指導(ホダ場コンクール)。(五)労務班長会(事業拡大・技術向上)。(六)情報提供―市場通報・林業書配布。販売―木材四五四万九千円、椎茸四一八九万四千円、林産―一般用材二九二万一千円、国有林一般材六〇六万円、国有林パルプ六九一万五千元、国有林チップ五二万五千元、国有林椎茸原木二二万一千円。購買―山行苗八万八千本、椎茸種苗三六〇万九千円、林業機械器具二七三万四千円、椎茸箱・直売椎茸三八四万七千元、養苗―山行苗一〇万五千本。森林造成―保安林・共同施業団地保存、公団公有林補育(五五六ヘクタール二八四万六千円)。利用―三〇三万四千元。資金転貸―公庫八三九六万円、中金〇。(資金転貸期末在高公庫三億七八三万七千元・中金二一一一万円)。</p>	<p>組合員数六三九名。出資金口数一九二六八口。出資金総数一九二六万八〇〇〇円。</p>

<p>〃 五一</p>	<p>組合員数六四五名。出資金口数二万一四五九口。出資金総数二一四五万九〇〇〇円。</p>	<p>指導—国内林業状況は、国内社会の変動に伴い、動揺が大きい。将来を見通す展望は困難となる。村と組合は一体化した体制で、策定方針の指導に当つた。(一)優良材の主産地化の一環として、育苗技術の指導・枝打ちコンクール。(二)林産物の品質向上・県椎茸品評会参加、ホダ場コンクール・椎茸先進地視察・林業祭への参加。(三)優良樹種の生産・優良挿木苗の養成。(四)木材加工の研究—今後間伐材の増加対策(加工にとりくむ)。(五)市場通報。(六)税務指導。販売—木材三三三、四万二千円、椎茸六三、五万五千円、林産—一般用材二九五、五万四千円、国有林一般材一二九、一万七千円、国有林パルプ一三四〇万二千円、国有林チップ六八、七万二千円、購買—山行苗五八、七万五千円、椎茸種菌六九、九万五千円、椎茸箱—直売椎茸五、五七、一千円、林業機械四七、一万四千円。養苗—山行苗一四、万一千本。利用—直営造林一八、三ヘクタール、委託造林二七、一ヘクタール、その他雑収入三一、五万七千円、資金転貸—公庫伐調一件三〇万円、林径〇、造林七五件一億六、七五万円、森担一〇、(資金転貸期末在高公庫五〇二件四億七、九五九万七千円、森担一〇件一〇三、一万円。</p>
<p>〃 五一</p>	<p>組合員数六四七名。出資金口数二万二七五五口。出資金総数二二七、五万五〇〇〇円。</p>	<p>指導—(一)中核林業振興事業として、団地共同施設計画を八団地二八、九〇ヘクタールを樹立し実行に努める。(二)優良材生産のため、下記事業を行う。(イ)育林講習会実施、(ロ)枝打の集中指導、(ハ)特殊林業事業の推進・県椎茸品評会への参加出品・ホダ場コンクール実施。販売—木材五一、三、一万一千円、椎茸六六、五、九万五千円、林産—一般用材二二、一、三、万八千円、国有林一般用材一四、六、二、万八千円、国有林パルプ六、七、六、七、七千円、国有林チップ七〇〇万二千円。購買—山行苗一〇、七、七、立方メートル、椎茸種菌四八、七、七、ケース、出荷用椎茸ケース八、七、七、七、直売椎茸七〇、万二千円、各種機械五、四、五、五、五、千円、養苗—山行苗七、七、六、六、千本。本村は拡大造林は完了に近づいた。戦後造林地の除間伐が急務となる。本年より中核育林事業に着手、公有林公園造林事業も引き続き推進。(1)森林造成—直営造林一、二、三、ヘクタール</p>

	<p>ル、委託造林二七八ヘクタール。利用―各種雑収入四五三万八千円。資金転貸―公庫……伐調〇、造林三八件六三九三万円、施設一件四〇八万円、(期末在高公庫五種五一件五億四一〇〇万円、森担七件八三三万円。)</p>
<p>五三</p>	<p>組合員数六五一名。出資金口数二万八三二〇口。出資金総数二八三二万円。</p> <p>指導―(1)中核育林事業三年目を迎え、今年度一二団地二三八ヘクタールの団地共同施業計画樹立。(2)優良材生産のため、育林技術講習会を開き、育林技術指針作成。(3)木材加工施設完成により、枝打材を製品化することを見学、優良材生産の基礎習得を図る。(4)椎茸増産・品質向上のため、県椎茸共進会参加。販売―木材三五一二万七千円、椎茸一万七八五七キログラム(六九四五万七千円)、林産―国有林受託林産事業(新たに間伐材の払下げを受ける)、一般用材三七〇三万四千円、国有林一般用材二五七〇万円、同パルプ四〇三万七千円、同チップ四八一万一千円。加工―小径木処理事業開始、製材品売行不況、送材車導入。製品売上二二万七千円、委託加工七二万一千円。購買―山行苗四万六千本、椎茸機械器具一二三万七千円、林業機械器具九万七千九百円、養苗―山行苗九万一千本、利用―直営造林一二三ヘクタール、中核育林事業五六七六万六千円。各種手数料雑収入一二七五万六千円。資金転貸―公庫林径五件二九〇万円、造林二一件三八四一万円、施設一件七五〇万円、森担二二〇万円。(期末在高公庫五〇一件五億六七四二万八千円、森担八件一四八六万円。)</p> <p>指導―(一)計画的共同施業推進のため、九団地一二三〇ヘクタールの団地施業計画樹立。(二)育林技術講習会を中津地区で実施。(三)県主催椎茸共進会参加。(四)椎茸ホダ場コンクール実施。(五)プロジェクトチームにより作成した育林指針を配布。(六)久万林業祭参加。木材加工製品の向上につとめた。販売―木材六〇一九万円、椎茸八〇〇〇万円。林産―一般用材二八二三万二千円、販売―一般用材二六五一万四千円、同チップ三二九万円、加工原料向き一般材八四二万円、林産事業請負国有林二三三メートル(二六九八万三千元)。加工―製材品一七七一万円、ノ</p>
<p>五四</p>	<p>組合員数六四八名。出資金口数三万一八六七口。出資金総数三一八六万七〇〇〇円。</p>

<p>五六</p>	<p>五五</p>	
<p>組合員数六五〇名。出資金口数三万八九六九口。出資金総数三八九六万九〇〇〇円。</p>	<p>組合員数六四九名。出資金口数三万六八四七口。出資金総数三六八四万七〇〇〇円。</p>	
<p>指導―本村の植林率九〇パーセントを超え、当面の課題は除間伐であるため、全村の各地区で座談会を開き、計画樹立に全力をあげた。椎茸市況低迷のため、生産意欲高揚・技術向上を旨とし、コンクール参加、講習会実施。村内林業祭気運にそい、林業意欲向上につとめた。基本的林業意欲並びに技術向上のため、北山へ研究生を派遣した。販売―市況不振、木材六四九七万二千円、椎茸一万五一キログラム(三五六三万四千円)。林産―木材四八七万五千円、加工原材料向き用材二二六万三千円。請負林産(用材・パルプ材・電力用地伐材)二四八三万</p>	<p>指導―(一)柳谷村優良材生産育成指針の説明会を地区毎に実施した。(二)除間伐推進のため、地区毎団地施業計画樹立。(三)県主催椎茸共進会参加。(四)椎茸ホダ場コンクール実施。(五)久万林業祭参加。販売―木材七八七九万四千円、椎茸二万一一八キログラム(六〇三二万一千円)。林産―木材：一般用材三八二万七千円、パルプ材四二七八万円、加工原料向き用材六七〇万五千円、請負林産―一般材(用材パルプ)四五万円、国有林(用材パルプ)一五二七万八千円、加工―製材品二四七三万七千円、賃働二八六万四千円、ノコクズ一三万四千円。購買―山行苗五万三千本、椎茸資材一五七四万一千円、機械・雑収入一六二万二千円、養苗―山行苗四万四千本、森林造成―一四ヘクタール(一三八九万四千円、利用各種九〇〇万六千円、資金転貸―公庫一件一〇八万円、森担三件二一〇万円。(期末在高公庫四八三件五億五一九五万三千円、森担一件二二六五万円。</p>	<p>コクズ・コワ・賃働二七八万七千円。購買―山行苗四万本、椎茸資材一五九四万四千円、林業機械等一七〇万四千円。養苗―七万二千本。利用―除間伐推進に努力。直営造林一四四万二千円、中核育林二三八ヘクタール(二四三八万七千円、賃貸料・雑収入一一二万三千円。資金転貸―公庫一件一〇八万円。森担二件二一〇万円。(期末在高公庫四七一件五億三七二九万九千円、森担一〇件二一〇万円。</p>

六千円、加工―製材品二三九一万一千円、賃挽二四八万七千円、ユワ・ノコクズ四万四千円、購買―山行苗三万本、椎茸資材九二二万六千円、利用機械器具五九万七千円、養苗―山行苗四万一千本。利用―森林総合整備事業、間伐対策事業の指定を受け、実施に努力した。森林造成事業は、民間林・県村有林・公団造林事業を積極的に推進、直営造林一一四ヘクタール(二〇四二万円)。利用―機械その他雑収入二九一五万五千元。資金転貸―公庫一件一九〇万円、森担一件二〇〇万円。(期末在高公庫四七一件五億一七二九万九千円、森担一〇件二一〇五万円。)

昭和五八(一九八三)年二月一日、西本繁久組合長は、つぎのように林政意見を開陳した。

今日林産市況は低迷が続ぎ、その活性復活について予測を立てることは至難な状況である。かえりみて、わが村の植林率は九〇パーセントを超えており、育成中の面積九千ヘクタールの広さに及んでいる。従来は植込みのさかんであつた頃は、年間二百ヘクタールを超える活気であつたが、近年々間四十ヘクタールを割り、十ヘクタール迄にも落ちてゐる低調さを見せている。この近況に於て最も憂慮されることは、組合員の意識の動向である。新たに植込むことの低調さよりも、植込済み植林への育成意欲の薄らぎである。

植林立村に生き抜かねばならない柳谷村民は、なにを信条とすべきか。市況の浮沈に一喜一憂してはならない。眼を中期・長期に馳せて、不動の信条を貫ぬく勇氣と積極性を傾注せねばならない。以下三大信条を掲げる。

第一 樹種への省察

本村の植林率九〇パーセントは、すぎ、ひのきの樹種に偏しすぎている。九〇〇〇ヘクタールの約二〇パーセントは、くぬぎを主軸とする広葉樹種に切替えるべきである。今後、未植込地及び針葉樹種伐材跡地には、必ずくぬぎを植込むよう強く勧奨する。

第二 除間伐の強行

既植込育成林地の目標を、大径木育成におく。そのための重点事項は、除間伐實行である。

第三 林道の開設

林産の市場対応は、流通費の低減にある。その解答は林道の開設である。どんな美林銘木も、林道との連繋に恵まれないとき、その商品化性は欠除するからである。

### 第三節 村有林造成事業の起り

明治一五・六年ころから、村の一部の人たちが、ぼつぼつと、植林するようになって、明治末期を迎えた。

そのころ、わが村における植林勃興ぼつぼつの大きな因もとをなし、やがては村の財政危機を救うという、名荷サブガリ山の画期的な村有林造成事業があった。

明治四二年、四代村長鶴井浅次郎が就任した。この時すでに、村長の脳裏には、植林の重要性  
発想と財源確保  
と、村有林造成の必要が、深く刻みこまれていたようである。

ときあたかも、村では伊予水力電気株式会社によって、黒川水力発電開発が誘致されることになった(第四編第一章水力発電参照)。明治四二年九月一日、伊予水力電気株式会社、社長才賀藤吉と、村長鶴井浅次郎は、水力発電事業に伴う相互の仮協定を結んだ。その協定によれば、村は一五年間に亘って、毎年会社から四五〇円(今日の一五七三万九〇〇〇円相当)の寄附を受けることになり、その寄附金の使途について、条項の一部を抜すいしてみると。

#### 協定書

第二条 柳谷村八前条ノ寄附金ヲ以テ左記以外ノ事業ニ支出セザルモノトス。

- 一 右寄附金ノ内会社ヨリ受クル初年ヨリ五ケ年間ハ、道路改修及修繕費、其他ニ関スル土木雜費ニ充スル事。
- 一 前同寄附金六年目ヨリ、向フ一〇ケ年間分ヲ以テ植林ヲ為ス事。

但、植林地ノ買取植付後一〇ケ年ノ手入費其他植林ニ関スル雜費ヲ支弁スルモノトシ、植林地ハ堰堤ノ上流ニ選定スルモノトス。

村長鶴井浅次郎は、我が村における水力開発において、水源涵養のため、植林の重要性について強調し、電気会社との交渉を重ねて、契約を有利に導き、その財源確保の見通しをつけることに成功した。

黒川水力開発がめまぐるしく進んでいく多事多難な時代、その間にあっても、村長の植林構想は次々と進められていたようである。明治四三年七月には、もう黒川第一発電所は竣工の運びとなった。

#### 土地確保

明治四四年国の法律にもとづいて、部落有財産が、村へ統一されることになった。村会は委員を選んで、村内各部落の部落有財産につき、その慣行調査を行った。そうして部落有となっているもので、畑・山林・宅地など、また会堂や堂に至るまで対象とし、部落に処分さすもの、村へ統一するものは一〇〇件以上に及んだ。

村会の議案を抜すいすれば、

#### 議案第一九の一

部落有財産統一管理処分ノ件

- 一 柳谷村内各部落有財産ノ一切ヲ別紙明細書ノ通り之ヲ村へ提供シ、権利移転ヲ明ラカニスル事。  
(別紙省略)

#### 理由

部落有財産ヲ村へ提供シ、村ノ発展ヲ期セントスルニヨル。

明治四四年一月一日提出

右部落財産管理組合

上浮穴郡柳谷村長 鶴井 浅次郎

議案第一九号ノ二

統一部落有財産管理処分の件

一、本村ニ提供セシ各部落有財産ハ之ヲ受理シ以下各項ニヨリ管理処分ス。

一、従来学校林ト称スルモノハ、柳谷村立小学校基本財産トシ、造林方法ヲ講ズル事、尚、従来村有トシテ、本項ト同一ノ精神ヲ有スルモノモ本項ニヨル事。

一、字サブガリノ三筆二一六町歩ハソノ筋ヨリ、技術者ノ派遣ヲ乞<sup>ゴ</sup>ソノ指導ニヨリ管理処分ヲ定ムル事。(大正一二年実測三〇一町歩)

一、建物ハ保存上費用ヲ要シ維持スルハ却テ不利ナルニヨリ、所在地人民ニ競売スル事。但公売方法ハ、村長ニ委任シ、ソノ売却ヲ了スルマデ賃貸方ヲ講ズル事。

一、河前ニ対スル電気会社ヨリ受クベキ金ニ付テハ、会社ト會議ノ上、更ニ村会ニ於テ議決スル事。

一、別紙明細書記載ノ地所ハ各所ニ散在セルヲ以テ、将来管理不便ナルニヨリ之ヲ土地所在地人民ニ公売シ、取得金ヲ村基本財産ニ合シ管理スル事。

理由

統一セン部落有財産整理及管理区分ニ関シテハ、慎重考慮ヲ要スルヲ以テ、本方法ヲ定メ、村財政ノ運用ノ棧宜ヲ計リ以テ村基本財産ノ増殖ヲ企図シ、本村ノ隆盛ヲ期セントス。

明治四四年一月一日

柳谷村長 鶴井 浅次郎

このようにして、部落有財産統一はすすめられ、その対象となった主なるものに、広大な面積を有する名荷部落有地字サブガリ山三筆二一六町歩（実測三〇一町歩）が含まれていた。

この部落有地は、明治二一年以前は純然たる私有地であり、共有地であったが、当時の管理者は、本地を無断で処理しようとする形勢が現われ、共有者の間では不安の念が起き、そのため名荷部落有に更正して、当面をしのいだとも伝えられ、また、名荷部落の土地の所有権保存登記をすすめた時代、名荷の入口方面からと、奥からと両方から実施していたが、名荷の代書人藤岡亀太郎が途中で死亡し、サブガリ方面が残り、一括名荷組有にしたともいわれる。

しかし、いずれにしても、昔から毎日朝な夕なに笠取山を仰ぎ、サブガリ山を眺めて住みついている名荷部落の人々にとって、部落有財産の統一は寝耳に水であり、いかに法律によるとはいえ村へ取り上げられることは、納得がでず、大きく反対した。

当時の名荷部落は、四八戸、組寄りが度々開かれた。しかしこの中には、村長とともに、議決に加わった地元の村會議員、松井伊蔵、稲田元吉の両名があり、村と部落の板ばさみ、内心では部落民となら変りはないけれども、時の為政者として、大局的な立場に立たざるを得ず、村長とともに、部落民の説得につとめた。

村の基本財産の造成のためには、この広大な山林を自然の儘に放置せず、植林をすることの必要性、長期間の造林事業による人々の働き場、現金収入が得られる魅力、村長と両議員による説得は、根気よく続けられて、部落民も漸くにして、承知するところとなったが、地元議員が強引に押しつけたのだともいわれている。

かくして村長鶴井浅次郎の熱意が実り、名荷部落有地サブガリ三〇〇町歩の提供を受けることによって、造林の素地確保が達成されたのである。

村はこれに応え、大正四年一月村有林野条例を制定して、地元林地保護のため組合を設けさせ、村有林保護の報

酬として伐採期収入の一〇〇分の一を保護組合に交付することを規定した。これも、部落民説得の段階における約束だったのであろう。

後年、村有林の伐採によって、条例にもとづき、交付金をもらった部落では、一割だと聞いていたんだがと頭をかき上げるものもあったというが、受取る部落民も、子や孫の時代となつてのことである。

### 造林事業着手

村長 鶴井浅次郎の在職六年間をもって、村有林造成のための、土地と財源の確保がついた。大正四年度に至つて、初めて造林費が、予算に計上され、事業が実施されることになった。

かくして、村長鶴井浅次郎は柳谷村村有林の大きな礎を築き、柳谷郵便局長に就任するため、勇退して、五代村長鶴井菊太郎へとバトンタッチをしたのである。

初年度は、苗圃が名荷部落に作られ、奥深い名荷にも人々の出入りが多くなり、苗作りが始められるようになった。やっと部落との話しはついたころから、サブガリ三〇二番地と隣接する私有地二九五番地との境界紛争が始まっていた。村はナゴゼ谷をもって、境とすることを主張し、隣接地主は、谷を渡つて敵<sup>かた</sup>までと、

### 境界紛争

その面積はおよそ数町歩に及んだ。そのうち隣接地主は二九五番地を売却した。

新地主はまた、紛争地の立木を、当時松山からナゴゼ山に入つて、製材を営んでいた成瀬利八へ売却した。

村会は、委員を選んで、度々現地調査を行い、境界確認訴訟をおこすことになった。

この事件も結局は、大正五年一月、郡長の調停によって、土地は村有地である。立木の売却代金一〇〇〇円のうち、五〇円を新地主に交付するということで、村は事業の着手を急いだ。

### 造林事業推進

村では初めての、造林事業を円滑にすすめるため、大正四年二月村会において、議員の中から、次の四名を村有植林常設委員として選び、中で一名はほとんど常任として事業の推進を委嘱した。

柳井川 泉松太郎 土居外三郎 西谷 稲田元吉 古川丑太郎

また、植林技術の指導については、当時久万営林署の出先機関で、落出小林区があり、駐在員を人々は、小林区さんと呼んでいたが、この小林区の指導を受けた。

当時の小林区さんは、茶畑市松と言う九州の人だったという。茶畑市松は、人間性、技術面ともに優れた人であつて、村の事業に理解を示し、苗圃の指導から、植付など惜しみなく努力を払ったといわれる。永らく在職して指導に当たり、人々から尊敬され、また慕われていたようであり、当時、茶畑市松の名は村内に広く知られていたという。また、名荷における若き日のロマンスもあつたとか。村を去りて、ずっと後年には、朝鮮における営林署の重要なポストに就いたと聞く。

村の常設委員と熱心な指導者によつて、大正五年度からいよいよ植林が始まつた。毎年の植付を約一〇町歩と定め、苗作り、地拵<sup>じご</sup>らえ、植付け、手入れと作業は多く、部落民はもちろん、村内各地から、人夫を集めたようである。

初年度の人夫賃をみると、一人役三〇銭となっているが、当初は、村も初めての試みであり村民の協力を得るため安い賃金であつたと思われる。したがつて、村内各部落へ割当をしていたようので、集つて来る人夫を苦力<sup>クワリキ</sup>と呼んできたと言う。多勢の仕事場が確保されて、柳井川方面からも、ずっと名荷に泊りこんで働く人たちがいたという。

こうして多くの人々の植林事業従事によつて、我が村の造林意欲は急速に高まつてきた。植付けを始めてから、八ヶ年、大正一二年までには、村有林サブガリ山の一角に次のような造林がなされた。

一、植付面積 八〇町歩

一、造林事業費 七、六九八円（今日の九三〇〇万円相当）（八か年の村の歳出決算額一七万九六三三円、今日の二一

億五四〇〇万円相当)

### 造林事業中断

当時の村の予算に占める造林事業費は、当初の大正五年から四、五年間は約一〇パーセントであったが、次第に一般費が増加するようになり、また、造林事業費も増高して、財政的に一応植付けは大正一二年度をもって、中止せざるを得なくなつた。

### 官行造林契約

時の村長藤田順吉は、サブガリ山村有林三〇〇町歩造林の、意欲に燃えた先々代からの村長の意志を強く受けていて、これを遂行する方策について研究を重ねていた。

たまたま、大正九年官行造林法の発布を見、早く村長はこれが有利であることを認めた。以来官林署に対して、強く要望を重ね、これが取り上げられることになり、大正一二年一二月官行造林契約が締結され、約二〇九町歩について、大正一四年度から、五年計画の事業が実施されることになり、大きく事業の中断することを免がれた。

これによって、明治四二年、村長鶴井浅次郎の一大発想以来一五年、電力会社の援助と、多くの人々の協力と努力によって、名荷サブガリ山三〇〇町歩に及ぶ造林計画達成の見通しがついたのである。

昭和初期に入って、直営林の保育、官行造林の追加契約や、変更を繰り返しながら、造林事業は、多くの人々の働き場となり、毎年地元青年団の活動資金獲得の場にもなり、また奉仕作業なども行われた。

太平洋戦争も、あまり村有林造成に影響することなく、年ごとにうっそうたる樹林となつて、昭和二七、八年を迎えた。もうこのころ、当初植林されたものは、四〇年生近くともなつて、見事なものとなつていた。

### 伐採収穫

当時村は、戦後の学制改革によって、新制中学校の建築をはじめ、各老朽校舎の改築など、村財政は大きく圧迫され、更に、昭和三〇年代になつては、西谷小学校統合校舎の建築、柳谷村中学校統合による教育施設整備による大事業、村は莫大な財源を必要とした。

しかし、我が村には、村有林名荷山がある。二代村長永井元栄、一三代村長政木茂十郎、いまこそ先輩の偉業による財産を活用するべきであると確信し、動ずることなく、思い切った施策を断行した。

村有林は、次々に直営林約六〇町歩、官行造林解除によるもの二一、五四町歩が伐採されて、大きく村の財源と代った。

再造林

再造林をすることは、絶対的な使命である。

昭和三二年から三四、五年にかけて、二五町歩、四〇年から四一年にかけて、五三・八三町歩を再造林した。これが、再造林と保育は、一四代村長近澤房男、村有林伐採当時の収入役として、基本財産の重要性を痛感しており、いつの日か、必ずや再びこの村有林が、村の後世に役立つことを、堅く信じて、二〇年間にわたり、その保育に専念した。

ここに村有林サブガリ山の再造林も、二〇年生から、三〇年生を迎えんとして、再び水源涵養の役目を果たしているとともに、大きく村の基本財産が造成されている。

○村有林の現況

村財政の安定を図るため、村有林の拡大を目指して、昭和二四年、西谷メド山の民有林、昭和三三年、熊谷山国有林、昭和三五年には、猪伏山国有林などを買受け造林事業を実施

村有林管理形態別面積 (単位：ha)

形態別	立木地	無立木の地、他	合計
直営林	207.55	4.90	211.64
分取林	公団造林	0.22	55.77
	官行造林	33.13	184.13
合計	414.42	37.44	451.86

直営林年齢別・面積・蓄積表

年齢	立木地						無立木の地、他	合計	
	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	11以上			
面積(ha)	2.90	146.36	35.44	9.75	11.5	1.6	207.55	4.09	211.64
蓄積(m <sup>3</sup> )	—	12,603	7,002	1,488	3,172	405	24,670	—	24,670

し、村有林の面積は、四五〇ヘクタールに及んだ。

#### 第四節 草 地

人類はその永い進化の道すじで、ほかの生命あるものとの深いかかわりをもってきた。それは、鬭争とか支配と服従とかいう対立関係ばかりではない。たがいに扶け合う共栄関係をも承らえてきたのである。草食動物の家畜化は、その最も熟成したものの一つであらう。我々も本来草食動物である。草食して自分の肉体をつくりあげる。家畜たちと共通する生命保持のしかたであってみれば、それぞれのたべものについての競いはあっても、相手の肉体を餌食にする必要はないはずと思われる。それが本来野生だった草食動物だったものを家畜として馴らしてきた抛りどころであらう。

わが村の地肌には、草場・草原・草山は広がった。明治九（一八七六）年、地券設定後の草山は、西谷村一九九二・九四ヘクタール、柳井川村六一・八ヘクタール、久主村三七・二ヘクタール、鉢・稲村地区（推定）二二・六九ヘクタールで、合計約二一四ヘクタールとなり、全村総面積の略二七パーセントを占める広さであった。したがって、遠く庄屋制のころから、住居の屋根葺きをはじめ、家畜の飼料、田畑の肥草の整のいに事欠かなかった。そこで家畜を飼うならわしは古くから続いている。ただ社会経済生活の変化に伴って、家畜の種類や頭数に動きはあった。以下経済社会の動きにそって、家畜飼育の跡を尋ねる。

#### 役畜期

この期は遠く庄屋期以前から、明治初期に及んでいる。家畜を飼う目標は、家業に対する家畜の役割を需めるものである。人や物資の運搬に家畜の役力を利用した。だから負担力と共に、脚の歩度が速いこ

とが好まれて、ほとんどの農家は馬を飼っていた。牛の頭数は旧村中で数頭で、馬は農家一戸一頭を、あるいは二頭も飼っている。このころの各農家は、馬を家族の一員として愛護し、厩は居宅と同棟で、家の入口近くに厩屋をついていた。

寛保元（一七四一）年ごろ、わが村の農家戸数四五五戸（旧柳井川村一三八戸・旧西谷村一六三戸・旧久主村九九戸・旧鉢・稻村地区推定五五戸）で、飼育戸数のほとんどは馬で一七〇頭、和牛は三〇頭ほどであったようだ。飼育農家では、わが家の役用のほか駄賃持ちとなって、駄賃稼ぎに出働いた。日暮れてわが家へ戻ると、まず妻が沸かして待っていたお湯をたらいにとり、馬の背の汗を、馬の足の泥を洗って拭いてやる。この馬子の思いやりを、遠く山畑つくりのころから、近くモーターリゼーション前夜までつづいた、山村のゆかしい心づかいの遺産として語りつぎたい一こまである。当時各農家の牛馬の売買のせわをする博勞もいた。売り買いの話がついて、農家の庭先で一同円形をつくり、シャンシャンと手打ちし合ったはしゃぎや、やがて博勞に曳かれてゆく、飼い馴れた牛や馬を見送る家族の眼底に光る涙もまた、この期のあたたかい語り草として残したい。

馬が唯一つの重要な運搬手段であったこの期には、馬に関する業を営む者の取締りはきびしかった。牛馬の売買を業とする「博勞」の鑑札は、殊のほかやかましかった。明治新政府による切替えについて、明治五（一八七二）年二月一日に、「今まで民部省から渡していた牛馬売買鑑札は、今後『勸農察』（今日の行政監察局か）に於て、新しく改正して交付する。」と、郡役人を通じて大蔵省から達示している。また駄賃持（馬方）も、馬さえおれば誰でもやれる職ではなかった。きちんと手続して「駄賃持札」の交付を受けなければならなかった。寛政一〇（一七九八）年二月五日に、『駄賃持札』は、番所（今の警察関係役所）で引替えること。」とお触れが出ている。今日の運転免許証と全く同じであった。つぎに、駄賃については、大豆（一俵）や楮（一〇貫）などの駄賃は、年々お上から決められる。文化五

(一八〇八)年一月七日のお触れ書に、「今年はいろいろ荷物も多いから、大豆駄賃は去年より二歩値上げする。」とか、天保六(一八三五)年一月二〇日のお触れ書に「今年は、久主・柳井川両村から上黒岩村までの楮駄賃一文五歩に云々。」とある。又元治元(一八六四)年一月二三日のお触れ書に「大豆駄賃―お城下松山まで―一俵一文と定める。」とある。米の値段が年によって倍になったり、一〇倍に暴騰したりする時期だから、はっきり比較はできにくいのが、駄賃一文を平年作の年のお米一升ぐらいの値と考えよう。おわりに、馬の荷鞍についてのきびしいお達し記録をのべよう。天保一四(一八四三)年九月五日のお触れ書。「荷鞍は郡部では日用品で、丈夫なことを第一として持てるものである。このごろ、駄賃持たちぜいたくになって、馬の鼻皮や腹当てをはじめ、美しいばかりで丈夫でないものを使っている。殊に、丈夫でなく高値の真鍮金具を荷鞍に張りつけて、ピカピカさせている。このごろ、難儀人まで真似てぜいたくになり、うちの工面(家計のこと)が悪くなっていると聞く。今後荷鞍に真鍮金具を張りつけることを差し留める。」と、勤儉出精―稼げ使うなの施策のご治世が考えられる相であらう。

### 畜産化期

明治新政がだんだん浸透して、経済社会は近代化していった。家畜の飼育もまた、大きく変貌して、その目標が一転したのである。その一つは明治以降の開田増反である。水稻耕作には、田地の耘耕が欠かせない。山村の棚田耕耘には牛耕が適当である。農家の畜種は、馬から牛に一変した。その二は食生活の高度化である。肉食の導入である。前の期迄培われた家族の一員に似せた親近感も散失した。家畜は貨幣経済の重要な要素として商品化した。犁耕役務を兼ねて求める「肥育目標」へと、大きい様変わりを敢てしたのである。その三は、畜種によつて課する「用役の分化」である。牛に厩舎を奪われた馬のうち、「駄力優秀馬」のみ、「遠距離連搬馬」の座を守った。遠距離問屋間をつなぐ「専属駄馬」の役割を担当したのである。明治二五(一八九二)年、予土横断道路(今日の国道三三号線)完工を転機として、馬の背は、関奥と落出をかたく結んだ。各戸から人の背・牛の背による小まわし



施行によって、畜産経営の近代化合理化の促進に力を注いでいる。

大規模草地開発  
畜産団地化期  
高知県境地帯（東津野村・梶原町）につづく町村境地帯（野村町・美川村・小田町）は、西日本で著名の一大カルスト地帯である。しかしこの地はいずれの海岸地帯からも遠く隔った、交通地位の低い四国山脈の支脈で、標高一〇〇〇メートルから一五〇〇メートル余に亘る一大高原である。

いまこれを経済的に開発し、加えてその観光性をも兼併させようとするれば、ここに膨大な資金の投入を要する大事業ととり組まねばならない。関係地域の財力を以てしては、到底その実現は望むべくもない。

幸いにして、国営による開発の恵沢に浴することに立至ったわけである。事業は国営による基幹事業を主軸として、関係町村は、負担力可能の附帯事業に参加する計画となった。

事業は、昭和四一（一九六六）年の調査事業開始から、八年の歳月と事業費四〇億円（国営分三三億円、附帯町村営分七億五〇〇万円）を要して、大規模草地団地牧場の完工を見るに至った。

昭和三六（一九六一）— 五一— 九 五段高原開発打合せのため関係者五段高原へ出向

一〇— 二〇 五段高原学術調査を実施。

三七（一九六二）— 六一— 二〇 柳谷・東津野・梶原・野村各町村代表・愛大関係者による協議会において「四国カルスト」と名称統一。

三八（一九六三）— 八一— 二九 四国カルスト調査実施。

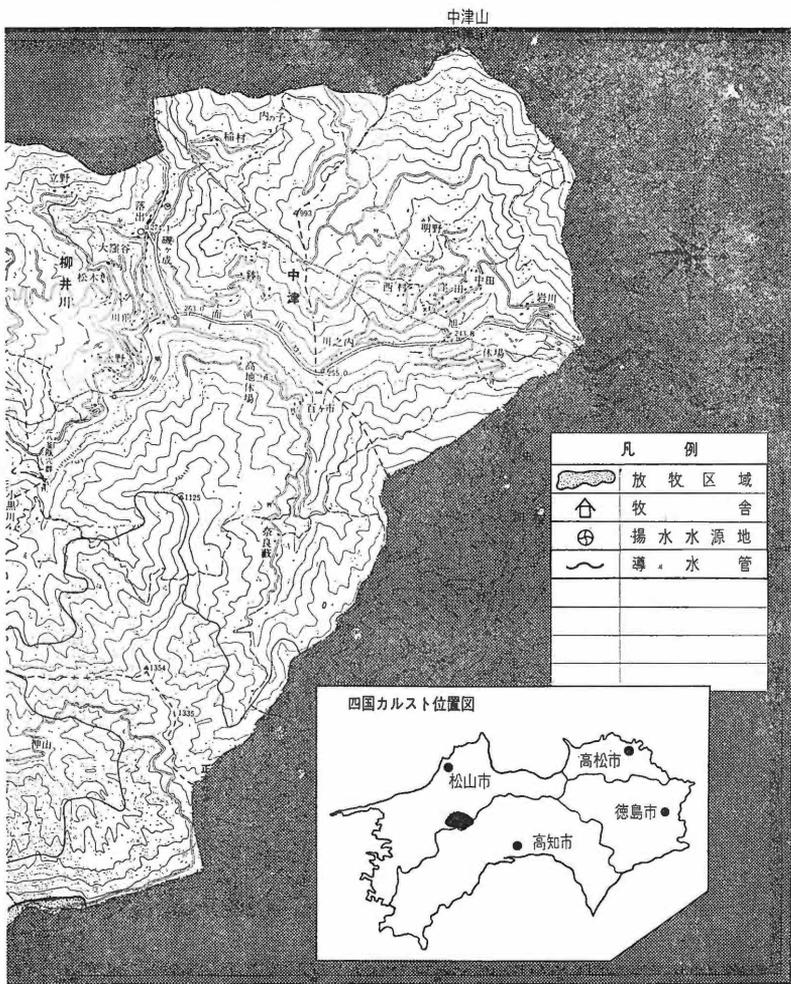
三九（一九六四）— 八一— 一 五段放牧予定地現地調査実施。

四〇（一九六五）— 六一— 二三 姫鶴平において農協和牛三〇頭を実証放牧開始。

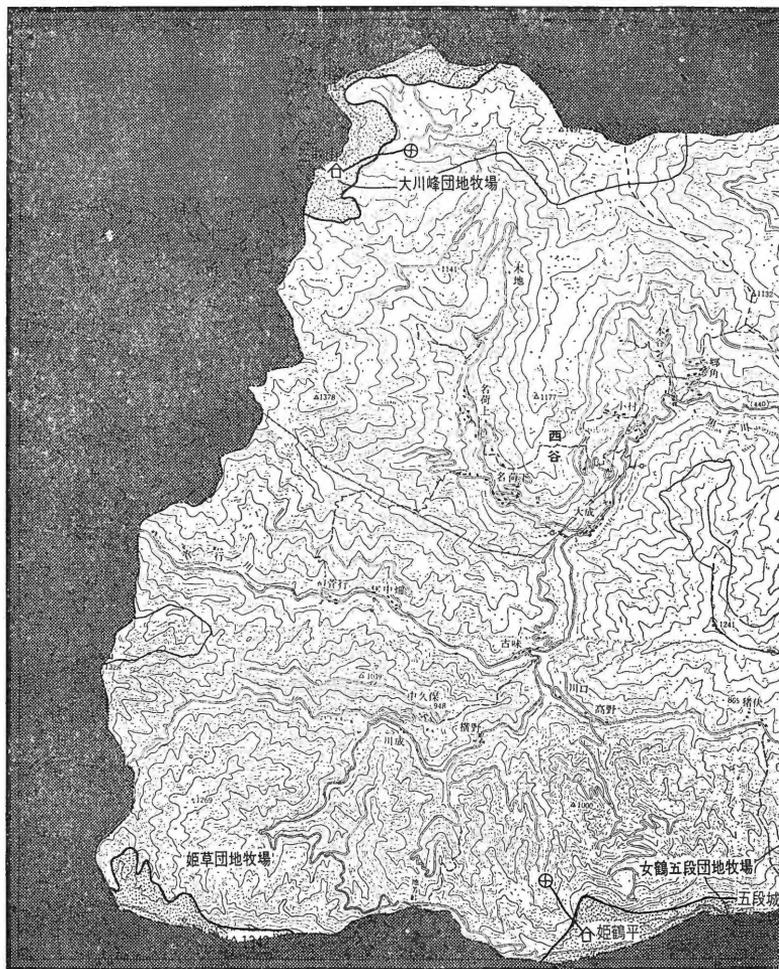
— 一〇— 一五 上記放牧牛を現地で抽せんで農家に引渡す。

— 一〇— 二〇 五段放牧現地視察のため農政局長一行来村。

四国カルスト草地開発事業地図



第1図 柳谷村区域内における



- 四一（一九六六）―五―三 四国カルスト大規模草地改良現地調査着手。
- 四七（一九七二）―一―三 大規模草地改良事業起工式。
- 五〇（一九七五）―一〇―二三 岡山農政局畜産課長一行大規模草地改良現地視察（大川峰）。
- 通 年 四国カルスト附帯工事として草地開発、電気導入、避雷針設置、電話工事、放牧管理を行う。

五一（一九七六）―六―五 中四国農政局長四国カルスト放牧地視察、

―九―二四 大規模草地改良附帯事業起工（姫鶴平）

通 年 四国カルスト附帯事業―牧柵工事・基地整備工事・衛生牛舎建築。

五二（一九七七）―通 年 四国カルスト附帯事業―牧柵工事

五三（一九七八）―通 年 同 敷地造成・看視舎及避難舎建築・電気導入  
―牧柵工事・避雷針・電話施設

五四（一九七九）―通 年 同 衛生牛舎、農具舎、監理道整備、牧柵工事。

以上の経過を経て、整備され運営されている現況は、つぎのとおりである。

名称	要項		積	放牧可能頭数	管 理 運 營 状 況
	面	積			
大川峰団地牧場	六九・八ヘクタール	二〇〇頭		受託放牧期間は、五月から十月まで五か月間とする。 預託料 普通牛 日額二〇〇円一五〇日 三万円 内 村補助二万円。 準酪牛 日額四〇〇円一五〇日 六万円 村補助なし。	
笠 取	五二・六				
姫 草	四三・三				
女鶴五段	八〇・五	三二三			
計	二四六・二	五二三			

## 第五節 外地

### 海外移住

地球上でわが国の裏側にある土地、それは南米大陸である。広大な土地のこの大陸は、永くヨーロッパの植民地となっていた。その後独立国として立国したが、広い土地を開拓してゆく農業立国の途は、他大陸の先進地からの移住による、農業技術の導入に俟たねばならなかった。

明治以降、南米諸国からの要請に應えて、これらの国々に移住した日系第一世は、二五万人に達した。そしてかれらが保有経営する耕地は約六〇〇万ヘクタールに近く、自国の農用地の広さを遙かにこえているといわれる。かれら移住者の二世、三世を含める日系移住者が、それぞれの移住国に対する貢献度は、実に大きいものとなっている。

この実情に立ってわが国では、国際協力事業団（日本海外移住振興株式会社↓海外移住事業団↓国際協力事業団と次々に改組）が、開発途上国に対する幅広い協力事業を進めてきた。わが国政府においても、この事業団の主要活動の一つである海外移住事業に対して、応募実績を挙げ得るよう、協力をつづけている。住みなれた土地を離れて、新しい土地に移ることは、大きい不安がある。それぞれがもつ事情も伴い、その不安を拭い去るには、大きい決断がいる。募集のすすめから決断までには、時日がかかる。近親の理解、各方面からの助言



海外移住者壮行会（昭和35年）

も重ねられていった。あれこれと数々の振れを経て、わが村においても一四家族九二名の者が移住を決断した。移住する世帯は、それぞれ渡航前融資を受けて、諸手続、諸処理を完結し、村長はじめ村民からの真情溢れる壮行会を受け、次のように隊を編成、次々に神戸港から移住国に向って出発した(第5表参照)。

- 第一隊 昭和三十一年七月一日 大西泰彦家族 四名
- 第二隊 昭和三十四年七月二日 安藤定以下七家族四七名
- 第三隊 昭和三十五年五月 二日 丸山環以下五家族三六名
- 第四隊 昭和三十五年八月一七日 河田福良家族五名

第5表 昭和30年代柳谷村海外移住者名簿

出身地	渡航年月日	氏名	続柄	生年月日	職業	住所(外国)	国内連絡先			摘
							住	所	氏名	
柳谷村西谷大字西谷	S31. 7.15 (オランダ船)	大西泰彦 (4人)	単	S11. 4. 3	農業	ブラジル C. Pos al 64 C. A. Donsil Brail, Atibaia Sao Paulo, BRASIL	上浮穴郡柳谷村西谷	大西	寿栄広	叔父
西谷	S34. 7.21 (あるぜん ちた丸)	立野梅彌 フヤノ メツノ ヨシヲ 敏子 サト子	家長妻 長女 母	T 5. 2.11 T 6. 9. 9 M20. 2.19 S19. 11. 1 S23. 2.24	農業	パラグアイ Colonias Fram, Fuji, M.9. I.3. Fncarnacion, PARAGUAY.	高知県高岡郡仁淀村泉	西森	勝行	兄

〃 〃	〃	安宅 数夫 家長 S 6. 11. 7 農業 〃 トミ子 妻 S 5. 4. 21 〃 道枝 2 女 S 32. 3. 27 〃 隆 長男 S 34. 1. 2 〃 ゆかり 三女 } 〃 時広 2 男 }	〃 Colonia Fram, Fuji, M 9. L 2. Encarnacion, PARAGUAY.	上浮穴郡柳谷村西 谷名荷2296	安宅 喜丸 父
〃 〃	〃	大西 強 家長 S 7. 4. 20 農業 〃 五月 妻 S 8. 6. 26 (5人)	〃 Colonia Fram, Fuji, M 9. L 1 Encarnacion, PARAGUAY.	上浮穴郡柳谷村大 字西谷甲	大西 寿栄広 兄
〃 〃	〃	定藤 宣 家長 M 44. 2. 4 農業 〃 マサオ 妻 T 4. 10. 22 〃 仲夫 長男 S 12. 9. 13 〃 アサコ 長女 S 15. 5. 8 〃 哲 2 男 S 18. 3. 2 〃 フグム 2 女 S 21. 2. 23 〃 満子 長男 S 15. 4. 30 〃 洋 〃の妻 〃の長男 S 37. 11. 22 〃 はるみ 〃の長女 S 39. 3. 8	〃 Colonia Fram Yatomura, c/1-o/4, Encarnacion, PARAGUAY.	上浮穴郡久万町東 明神	宇都宮 幸吉 兄
〃 〃	〃	藤岡 繁久 家長 M 34. 12. 5 農業 〃 キヨミ 妻 T 1. 12. 10 〃 房太郎 長男 S 14. 1. 20 〃 福松 2 男 S 18. 4. 20 〃 アキ子 長女 S 25. 9. 15	〃 Colonia Fram, Fuji, N 7. L 7. Encarnacion, PARAGAY	上浮穴郡柳谷村大 字西谷名荷甲927	三好 宗市 甥

出身地	渡航年月日	氏名	続柄	生年月日	職業	住所 (外国)	国内連絡先			摘	
							住所	氏名	続柄		
柳谷村 西谷	S34. 7. 21 (あるぜん ちな丸)	大西文寿	家長	S 3. 2. 1	農業	パラグアイ Colonia Fram, Fuji, M 9. L14. Encarnacion, PARAGUAY.	上浮穴郡柳谷村西 谷甲253	大西寿栄	兄		
		〃	テイ子	妻							S 8. 3. 20
		〃	秀美	長女							S29. 3. 10
		〃	博源	長男							S32. 5. 18
		〃	デン	母							M20. 1. 16
		〃	秀博	2男							}
〃	リル	長女	—								
〃 〃	〃	三好静雄	家長	S 4. 4. 30	農業	〃 Colonia Fram, Fuji, M 7. L 1 Encarnacion, PARAGUAY	上浮穴郡柳谷村大 字西谷名荷甲の77	三好繁喜	伯父		
〃	〃	あや子	妻	S 9. 4. 2							
〃	〃	光雄	長男	S29. 2. 4							
〃	〃	武雄	父	M39. 12. 11							
〃	〃	タマヨ	母	M42. 1. 29							
〃	〃	道秀	弟	S12. 3. 18							
〃	〃	ナダ子	妹	S14. 4. 15							
〃	〃	道清	弟	S17. 8. 25							
〃	〃	静子	妹	S24. 3. 28							
〃	〃	利明	弟	S26. 5. 5							
〃 西谷	S35. 5. 2 (あふりか 丸)	丸山哲薫	家長	S 7. 3. 23							農業
		〃	ケサキ	妻	S 7. 5. 14						
		〃	謙二	長男	S30. 5. 25						
		〃	ハル子	長女	S32. 7. 7						

〃	〃	大西清馬	家長	M41. 2. 9	農業	〃 C. Postal. 64. Coop Ag...Ricola Sui...Brasil, Atioaia, Fst, de sao Pau lo, BRASIL	上浮穴郡柳谷村大 字西谷	大西寿栄広	弟	3女 智子 結婚
〃	〃	トシヨ	妻	M42. 11. 23						
〃	〃	智子	3女	S14. 8. 5						
〃	〃	公子	4女	S16. 8. 1						
〃	〃	和彦	2男	S19. 1. 8						
〃	〃	多恵子	5女	S22. 3. 28						
〃	〃	愛郎	3男	S24. 4. 22						
〃	〃	高橋義親	家長	S 2. 4. 10	農業	〃 Colonia Fram, casilla de Correo, 34 Encarnacion— PARAGUAY UAY.	上浮穴郡柳谷村大 字西谷甲549	高橋繁弥	父	
〃	〃	益子	妻	S 6. 7. 27						
〃	〃	峰子	長女	S24. 12. 17						
〃	〃	弘子	2女	S26. 11. 20						
〃	〃	由美子	3女	S29. 4. 3						
〃	〃	美子	4女	S32. 2. 6						
〃	〃	丸山環	家長	T 1. 12. 12	農業	〃 Encarnacion, PARAGUAY.	上浮穴郡柳谷村落 出	丸山一孝	弟	
〃	〃	テルミ	妻	T 2. 9. 14						
〃	〃	雅展	3男	S18. 1. 1						
〃	〃	泰寛	4男	S21. 7. 15						
〃	〃	伸枝	3女	S23. 6. 1						

出身地	渡航年月日	氏名	続柄	生年月日	職業	住所 (外国)	国内連絡先			摘
							住所	氏名	続柄	
柳谷村 大字西谷甲 57	S35. 5. 2 (あふりか丸)	梅木 満	家長	S 3. 12. 10	農業	パラグアイ Colonia From Cosillio de Cerreo 34 Encarnacion, PARAGUAY	上浮穴郡柳谷村落 出	丸山 一孝	叔父	
		トシ子	妻	S 5. 4. 15						
		久美恵	長女	S25. 10. 20						
		弘美	2女	S30. 4. 27						
		由紀美	3女	S33. 1. 5						
		ミヨノ	母	M38. 11. 25						
		結	弟	S 15. 11. 18						
		京子	妹	S 18. 8. 30						
		純一	弟	S22. 4. 9						
		大野 チサ子	姉	S 1. 2. 25						
		裕子	姉の長女	S26. 1. 7						
		真澄	2女	S27. 8. 27						
		良人	長男	S30. 5. 28						
美里	3女	S32. 8. 13								
柳井川	S35. 8. 17 (チーチャ レンジ号)	河田 福	家長	T14. 6. 21	農業	パラグアイ Colonia Alto Parana Cosilla de Coreo 34. Encarnacion, PARAGUAY	上浮穴郡柳谷村大 字柳井川長野	河田 福丸	弟	
	タケミ	妻	T14. 8. 10							
	悦 顕	長 男	S22. 6. 13							
	徳 博	2 男	S24. 8. 9							
	美恵子	長 女	S27. 3. 12							

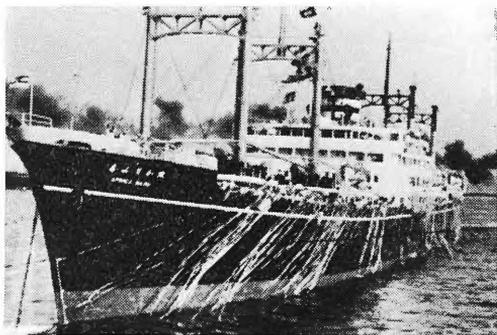
以上の移住者は、それぞれの移住国に定着安定し、受け入れ国の発展のために、雄々しく活躍をつづけている。



海外移住者出帆風景（あるぜんちな丸）



海外移住者出帆風景



海外移住者出帆風景

## 第三章 みず

人類は水を得て定住し、水を求めて移動する。水が健康を支え、いのちを守ってくれる。いのちの生成が水との合一に因ったものとさえも考えられてくる。しかも自然は、おのずからの意志で、我々に水の無償供与を慣行し來つた。実に大いなる恩恵である。

水はみずからの意志で流動し自浄する。すばらしい本性である。

人々はこれに気づいた。

それに順応して、飲用水・灌漑水・工業用水・発電用水として次々に自生活域内に導入し、そして、エネルギーを生めざして、自生活域外に排水する。こんな技術を活かしてきた。わが村における我々の水への対応に注目しよう。

### 第一節 飲用水

わが村の自然は、急な地肌・深い土壌・密な谷川網・広い森林・それらに培われて、清浄で豊富な水を自生産する。人々は自然の落差だけを活かして、竹筧・木樋で飲み水を工面して來た。この竹筧・木樋の生活は、ずいぶん永くつづいてきたようである。戦後、柔軟耐久性のビニールホースが、忽然と市場に現われた。山里の飲み水導入は、

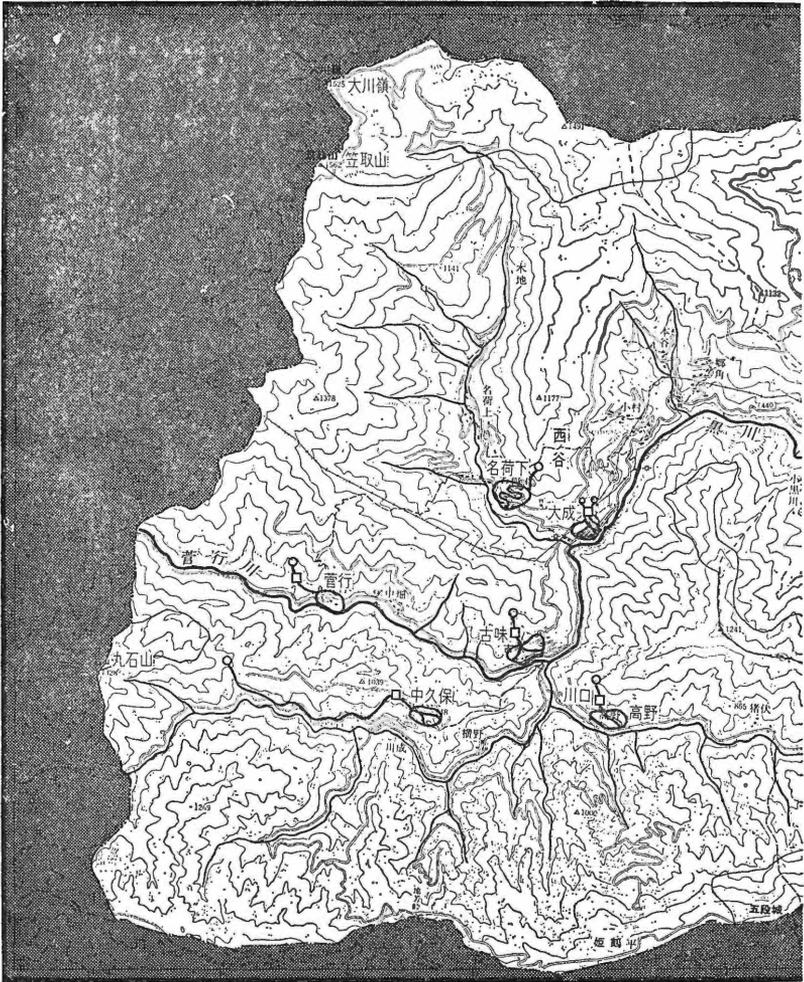
第6表 柳谷村水道事業一覽表

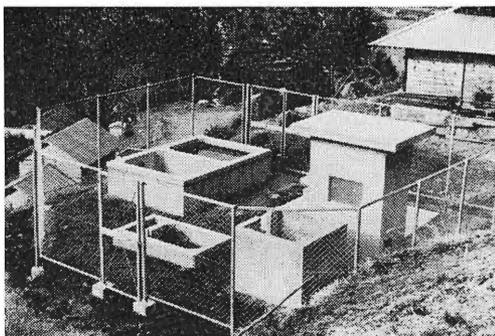
給水区域	施行年度	給水人口	総事業費	施行年月日	施設区分
柳井川小学校	昭和29	375		昭和29- 9	飲料水供給施設 昭40-3-11県条例ニ変更確認申請
西谷小学校	〃 32	一般職員学校 46 13 347		〃 32- 6	同 昭41-4-22県条例ニ変更確認申請
柳井川百ヶ市	〃 36	95	千円 400	37- 3-31	飲料水供給施設
永野	〃 37	一般学校 95 500	2,997	38- 1- 7 38- 3-30	〃
西谷菅行	〃 37	80	300	38- 3-31	〃
中津中田	〃 38	65	1,014	39- 3-20	〃
中津小学校	〃 40	162		51- 3-31 窪田主管に連結	〃 昭41-4-22県条例変更確認申請
西谷中久保	〃 40	87	3,396	41- 2-28	〃
古味	〃 42	97	2,282	42- 3-20	〃
高野	〃 43	48	1,376	42- 9-10 43- 3-31	〃
中津旭	〃 47	150	4,306	47-10- 1 48- 2-28	簡易水道施設
柳井川立野	〃 48	80	3,050	48-10- 1 49- 2-25	飲料水供給施設
西谷名荷下	〃 48	70	4,449	49- 4- 1	〃
中津西村	〃 49	80	8,759	49-10- 1 50- 2-28	〃
窪田	〃 50	96	11,327	51- 3-31	〃
柳井川落出	〃 51	300	36,000	51- 8-10 52- 2-28	簡易水道施設
磯ヶ成	〃 52	43	6,756	52- 9-14 53- 1-31	共同給水施設
中津岩川	〃 53	75	23,800	53- 8-21 54- 2-28	飲料水供給施設
柳井川松木	〃 54	75	20,320	54- 7- 1 55- 3-10	〃
中津川之内	〃 55	56	32,113	55- 7- 1 56- 3-10	〃
休場	〃 56	67	26,900	56- 9-10 57- 3-14	〃

水道事業状況図



第2図 柳谷村





名荷下の簡易水道

ビニールホースの出現で、一挙に便利さを加え、面目一新の思いをもたらし  
た。

しかし、産業経済振興施策が、過疎化するわが村にも強力に打ち出される。  
農林漁畜各分野に亘って、基盤整備と構造改善の諸事業が計画されていく。そ  
してそれらの事業展開の最たるものとして、道路網の開設が急速度に進められ  
た。村の地肌の様相が一変していく。しかも開発が、従来からの集落飲用水源  
地に当たる、高地・奥地に迄進んでゆく。道路開設によって、道路排水と残土  
が飲用水源地に流入して、水質汚濁の因となるに至ったのである。

ここにおいて村行政は、村の将来の生活予測に立って、村民の生活に、清浄  
で豊富で低廉な水を供給し、公衆衛生の向上と、生活環境の改善を目的とする  
簡易水道事業の策定を決定したのである。昭和三八（一九六三）年四月一日条  
例第六号を以て公布施行された、柳谷村上水道事業給水条例が村民飲用水供給  
事業の道標である。逐年本条例の展開による村内各集落等の上水道整備のあとを第6表に示す。

## 第二節 灌漑用水

農業灌漑用水路については、逐次改善事業を進めている。その圏域、用水路名等は第7表のとおりである。

第7表 農業用水の改良状況

圏域	用水路名	改良状況	圏域	用水路名	改良状況
大字中津	休場水路	夜鳴川から引水している。	大字柳井川	サンゴク水路	県単土地改良事業で改良済
	梅の木水路	モデル事業で将来計画		スクワラ水路	〃
立野水路	中屋敷水路	第一期山村振興事業で改良済	大字西谷	大窪谷水路	〃
	古田水路	〃		本谷水路	〃
	ゴウンノ水路	〃		上古味水路	〃
	トロメキ水路	県単土地改良事業で改良済		高野梅木水路	〃
		第一期山村振興事業で改良済		中畑水路	モデル事業で改良中

### 第三節 排水事業

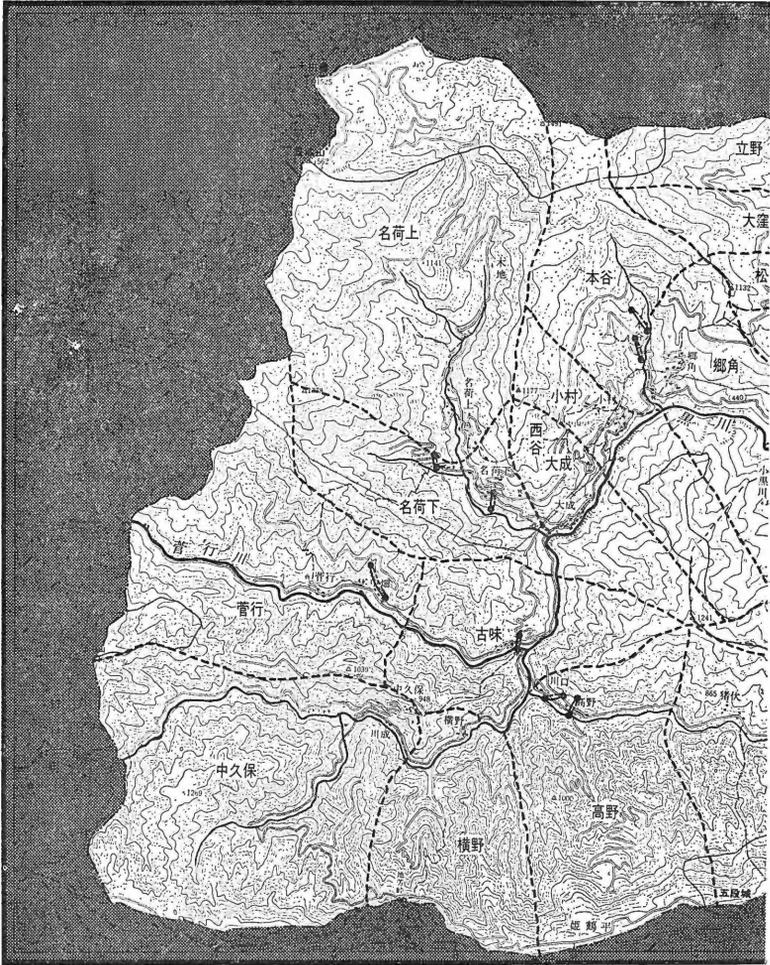
水は自浄という大いなる本性をもつ。排水は水との隔絶でなくて、水の自浄への期待であるべきと思う。導水への大いなる関心、排水への全くの無関心、この気まぐれさが、水からの報復に泣く我々の愚痴であるかに思われる。

急傾斜で、地すべり性の地肌、密な谷川分布、居宅地と農用地の混在するわが村の生活環境。集落排水と農用地排水との連関、そして谷川への連繫、これに加算される計算外の雨水、これに自乗作用する開発文明、年ごとくりかえす破壊と修復。ここに我々の生活環境をつくる排水対応のむつかしさがある。水は真に親愛すべく畏敬すべきで、そしてこそ、謙虚な排水事業の推進が行われてゆく(第8表)。

落業排水施設計画図



第3図 柳谷村集農





### 谷川排水施設

わが村は、壮年期の地形年齢である。活力溢れる若者をほうふつさせる。谷川の密度は極めて高い。きめのいい健康色を表情しているよう。その若々しい面立おもてからこぼれるようなせせらぎは、柔らかな村のくらしのリズムを奏でてくれる。わが村の谷川は、つねづねは微笑む谷川なのである。この面立に文明色の化粧が施される。出番待ちの名優谷川は、天候異変の開幕に応じて、怒号狂乱する暴漢を演出する。わが村の谷川は、ことあらば怒る谷川でもある。谷川排水施設は、怒る谷川に送る和解のシグナルであらう(第9表)。

第9表 河川排水施設改良状況表

圏域	河川名	改良事業費	改良計画
大字 西谷	舟戸谷川 本谷川 丈ヶ谷川 東向谷川 カセガノ谷川	一億円	未整備 整備中 未整備
大字 柳井川	稲村谷川 栃谷川 夜鳴川 ケシヨウ谷川	五百万円 二億円 三千万円	整備中 〃 未整備
大字 中津	小松谷川 大谷川 西之谷川 タンノコ川	一億円	整備中 未整備 〃 〃



栃谷の氾濫—災害



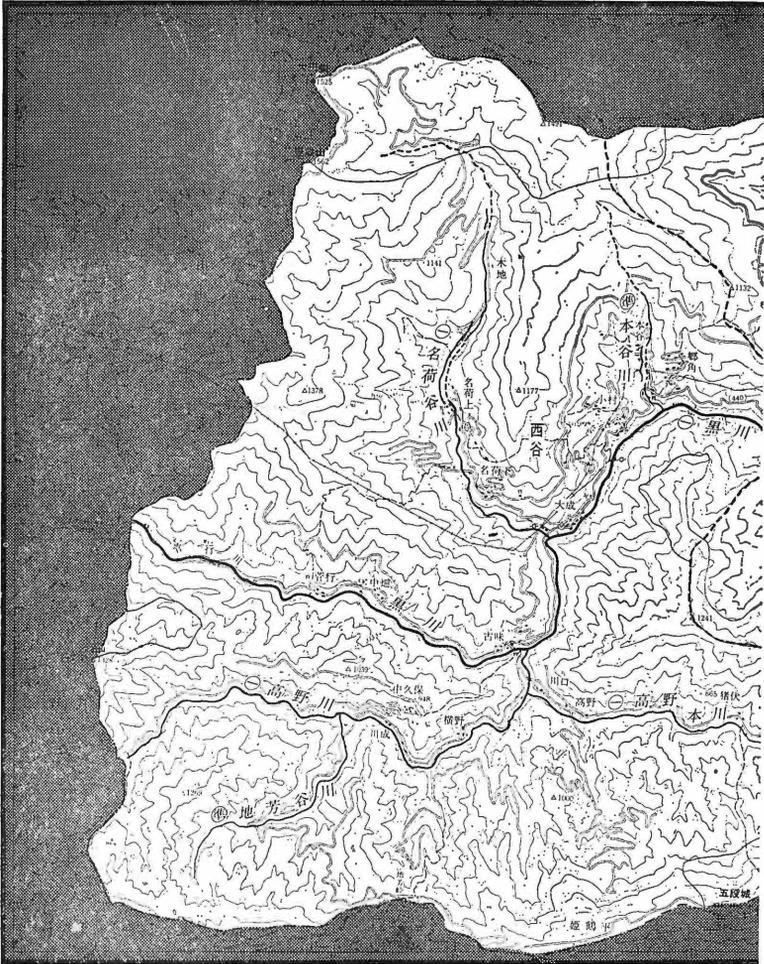
栃谷の氾濫—仁淀川の出水

水施設計画図



第四編 産業・経済・通信・運輸

第4図 河川排



第四節 養 魚

仁淀川水系の自然淡水魚は、水力発電の開発が進むにつれて、その自然棲息が阻まれていった。今日、漁業協同組合が行う年ごとの稚魚放流による「あゆかけ」「網打ち」の風景が、往年の久万山の川の風景を、かろうじて留めているにすぎない。昭和四〇（一九六五）年ごろから、清冽な谷川から導水しての、淡水魚の養殖が着想されはじめ、漁業協同組合・村公社・篤志家によって、養殖経営が進められている（第10表）。

第10表 淡水魚の養殖施設

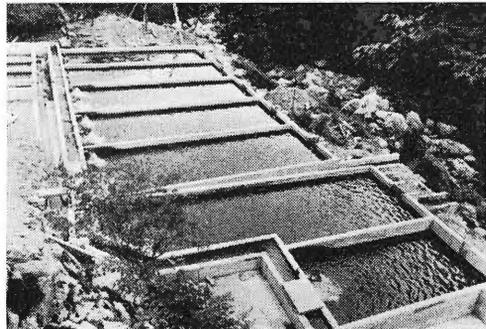
業 者 名	住 所	施 設		魚 種		備 考
		稚魚生産施設 軒数	畜養殖施設 数	ニジマス 生産量	アマゴ 生産量	
柳谷養魚場	柳井川落出	一	六	四〇〇〇		
柳谷淡水魚センター	西谷横野	一	六	四〇〇〇		
藤岡哲夫	名荷上	二	一三	一〇〇〇	三〇〇〇	
館野義行	名荷上	一	七		四〇〇〇	
安宅幸広	本谷	一	九		三〇〇〇	
掛水秀義	名荷上	一	五		三〇〇〇	
坂田富重	柳井川奈良敷	二	七	一五〇〇	二〇〇〇	
面河川漁協柳谷養殖場	稲村	一	一	二〇〇〇		
	落出	一	一	六五〇		



アマゴの養殖研究



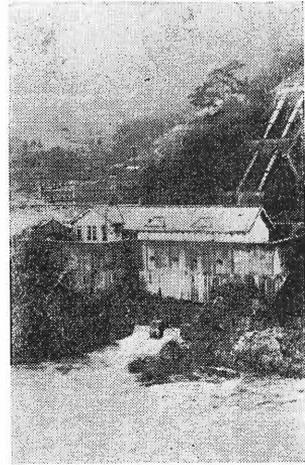
アマゴの放流



名荷木地のアマゴ養殖場

## 第五節 水力発電

豊かな降水量、広い水源涵養林地、大きい標高差、これらを総合したわが村の自然は、水力発電の魅力を漂わせている。急ピッチの工業化を支えるわが国の電力需要は、コストの低い水力発電へ企業意欲をかき立てた。明治の末期、



黒川第一発電所完工

企業の視点は黒川の溪流に魅せられ、伊予水力電気株式会社（その後伊予鉄道電気株式会社、そして今日、四国電力株式会社）から、村当局はじめ、該当地域に対して、熱っぽい接衝が続けられたのである。

その一 明治四二（一九〇九）年七月二日、柳井川川前組会協議録

明治四二年七月二日川前組会ヲ大師堂ニ開会ス出席者藤坂利太郎其他各人出席ス 第一号議案トシテ組長ハ口頭ニテ伊予水力電気株式会社ガ当組黒川水力ヲ利用シ其他同会社ガ施設ニ関シ利害有無ヲ説明シタリ 各員満場一致シテ障害ナキヲ以テ該事業ニ対シ可及的ノ便利ヲ与フルコトヲ決ス 右正當ナルヲ証スルタメ左ニ署名捺印シ後日ノ証トナスモノナリ 明治四二年七月二日組長藤坂利太郎署名人永井力弥同高岸林太郎同兼井兼太郎

その二 明治四二年八月、柳井川川前組会協議録

明治四二年八月川前組会ヲ大師堂ニ開会ス出席者組長藤坂利太郎外一九名出席欠席者全員委任状提出 協議録（抄録）第一号協議案 水力電気起工ニ付賛否ノ件―原案通り満場異議ナク起工ニ賛成ヲ決ス 第二号協議案―用地價格ノ件 黒川上田畝ニツキ五〇円トチノギゼ田上田三五円畑上皆反ニツキ九〇円ニ可決ス 第三号協議案―道路開サク引受ノ件引受ヲナスコトニ決ス但シコノ場合ハ工事予算書ニ付更ニ各自承諾書ヲ差シ入レルコト 右協議題願

末ヲ記録シソノ正当ヲ証スルタメ署名捺印スルモノナリ 明治四二年八月二一日組長藤坂利太郎組中代表者高橋源  
次外七名

その三 明治四二年旧曆七月一二日地主各人契約証書

今回伊予水力電気株式会社ガ上浮穴郡柳谷村大字柳井川黒川ノ流水ヲ利用シ水力電気ノ事業ヲ經營スルニ付其用地  
ヲ上畑畝ニツキ一三円五〇銭中畑畝ニツキ一二円五〇銭下畑畝ニツキ九円五〇銭ニテ同会社ニ売買スルニ付地主ニ  
於テ共同シテ利益ヲ得テ其利益ニ対シテハ均等主義トシ公平ニ処理スルタメ左記ノ事項ヲ約束スルモノナリ一、下  
地ニ対シテハ売払金額ノ二割ヲ取ル各地地主ニ於テ承諾ナシ其二割ヲ次項ノモノニ充當シテ利益ヲ均等ニスルニアリ  
一、上地ニ対シテ売払金額ノ普通（普通トハ会社ヘ売渡価格）ニ達スル迄補助スルコト 但シ用地全部ニ対シテ会  
社ヘ引渡ス迄ノ凡テノ実費ヲ補助スルコト 一、若シ前項デ不足ノ場合ハ用地全部ニ対シテ反別割トシテ支出スル  
コト 右ノ通り各人合意ノ上此ノ約定ヲ締結シ左ニ署名捺印ス、但シ本契約書ハ保存方藤田松次氏ニ依頼ス 明治  
四二年七月一二日片山音五郎外一八人

その四 明治四二年七月二三日、柳谷村会（村長鶴井淺次郎村会構成小栗久太郎ほか一〇名）

伊予水力電気株式会社 黒川水利使用ニ関シ願出ノ件

伊予水力電気株式会社ノ出願ニ係ル電気開作ノタメ本村ヲ貫流スル黒川沿岸ニ工作物ヲ施設シ同川ノ水利使用ニ関  
スル利害有無ノ件―満場一致障害なきものと認定

その五 明治四二年九月二二日、柳谷村会（同前）上提

伊予水力電気株式会社ガ落出ヨリ発電所ニ至ル新道ニ関スル件

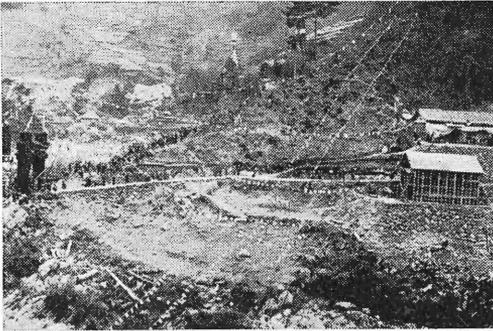
会社と協定することに議決

伊予水力電気株式会社 向ウ一五箇年間毎年四五〇円ヲ柳谷村ニ寄附シ其間ノ水車税免除ノ件

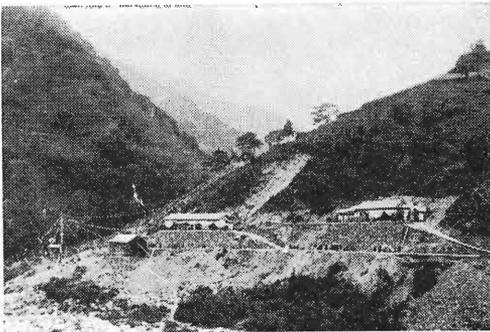
議決

会社ヨリ受ケタル寄附ノ使途ニ関スル件

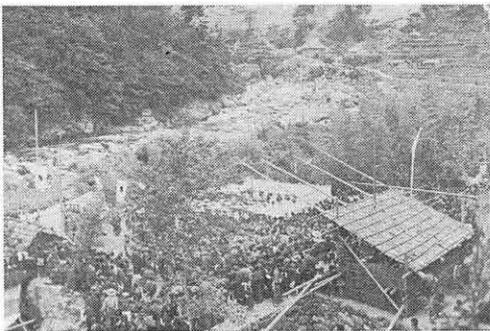
議決



黒川第一発電所起工



黒川第一発電所起工



黒川第一発電所起工

会社ハ水面使用並ニ河川引水工作物認可取得ノ際一五〇〇円ヲ寄附シ村ハ発電所近クニ村役場ヲ設置スルノ件

議決

こうした村行政当局・組中・地主などと、会社との諸接衝と手続きは、きわめて円満順調に運び、諸施設工事の進みも捗つて、明治四四（一九一）年八月、黒川第一水力発電所はみごとに完工して、操業開始に至つたのである。小坂卯太郎の備忘録に、

見たか聞いたか四国でいちの 空前絶後の大工事 二本の鉄管吊り下げて

回わすタービンゼネレータ 行く先きや松山変電所

当時の村人の喜びと、驚きとを偲ばせる逸作である。かくて文明開花の足どりは速く、企業の志向は、第二・第三黒川水力発電所の建設へと、馳せてゆく。

その一 大正六（一九一七）年二月二六日、柳谷村会（村長鶴井菊太郎、村会構成室木嘉吉ほか一〇名）上提。

伊予鉄道電気株式会社ガ本村黒川へ第二発電用工作物増設変更出願ニ付 同川ノ沿岸ニ増設スル水路工作物及ビ発電水力利用ニ関スル利害有無議決ノ件

満場一致障害なしと議決

その二 大正七（一九一八）年七月八日、永野組会協議録

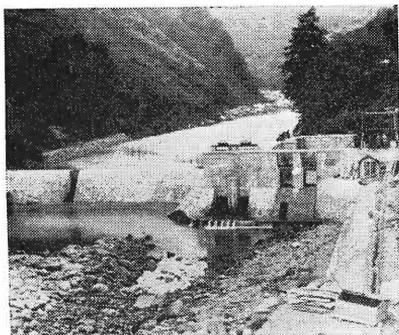
大正七年七月八日、永野組会堂ニ於テ伊予鉄電会社ガ第二号水力電気工事ヲ経営セントスルニ当リ関係部落ノ集会ヲ求メ協議会ヲ開催ス 出席者銚石武吉兼井兼太郎藤坂利太郎右三名ノモノハ該会社ヨリノ依頼ニ依リ出席ス 永

野組長戸初太郎其他部落一同 協議事項一、伊予鉄電会社ガ水電工事経営スルニ当リ測量及其他事業進行ニ付テ竹木及雑草等其他進行ニ障害アルモノハ切除ケニ際シ且又会社トノ関係等ニ付テ藤坂利太郎ヲ以テ懇切ニ説明ヲナシタリ 右ニ対シ満場一致ヲ以テ測量及ビ其他事業進行上ニ必要ナル木竹其他ノ切除ケヲ異議ナク承諾ス 但シ切除ケ物ニ対スル損害ノ補償ハ全測量終了後ニ於テ関係部落ヨリモ損害見積リノ責任者ヲ定メ会社ト共ニ鑑定ノ上其額ヲ定メ相当ノ補償ヲ受クル事ト決ス 右協議ノ正当ヲ証スルタメ左記捺印ス 大正七年七月八日 銚石武吉外一名

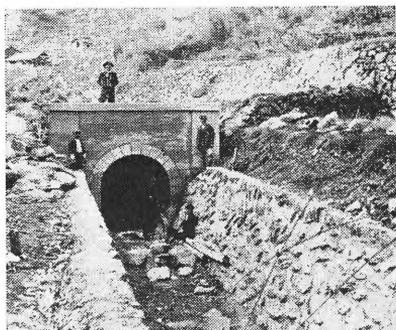
その三

大正九（一九二〇）年六月一三日、柳谷村会（村長代理助役藤田順吉、村会構成岡田清次郎ほか一名）上提。伊予鉄道電気株式会社出願ニ係ル当各川敷継続使用ノ利害ノ有無議決ノ件

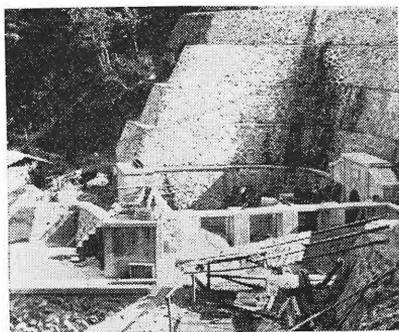
満場一致障害なしと議決



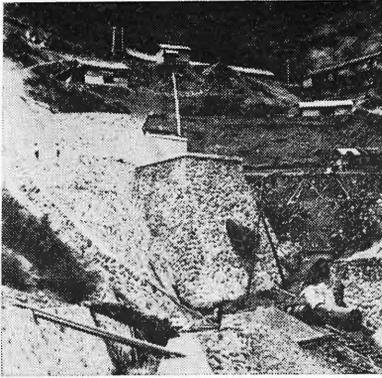
黒川第二発電所えん堤



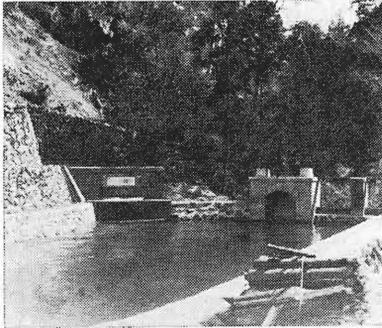
黒川第二発電所水路工事



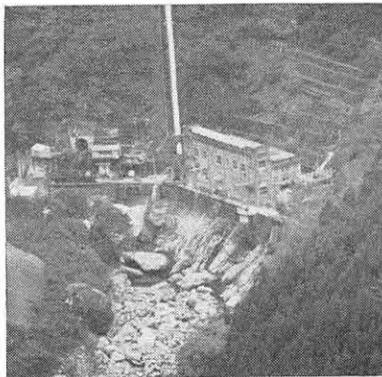
黒川第二発電所水そう工事一①



黒川第二発電所水そう工事—②



黒川第二発電所水そう



黒川第二発電所

こうした折衝と手続は円満順調に進み、工事も亦技術進歩の恵沢を浴びて、前期の出来栄えを越すみことな完工を見、黒川第二発電所は大正一一（一九二二）年三月に、つづいて黒川第三発電所は、大正一二（一九二三）年六月に操業開始となる。

技術の進歩は、落差から水量へと視点を一転させ、本流仁淀川の河水使用を構想させるに至った。

その一 昭和二（一九二七）年五月二五日、柳谷村会（村長藤田順吉、村会構成大下伊勢太郎ほか一名）

伊予鉄道電気株式会社ヨリ発電原動力トシテ出願ニ係ル仁淀川水系面河川河水ヲ使用スル場合公益上利害ノ有無ニ関スル件

支障なしと審申

その二 昭和一〇（一九三五）年一月二日、柳谷村会（村長永井元栄、村会構成岡田嘉一郎ほか一名）上提。

伊予鉄道電気株式会社ヨリ出願ノ面河第三発電所水利使用ニツキ公益上支障有無ニ関スル件

支障なしと議決

その三 昭和一二（一九三七）年七月一四日、柳谷村会（村長高岸勝繁、村会構成同前）知事諮問提案

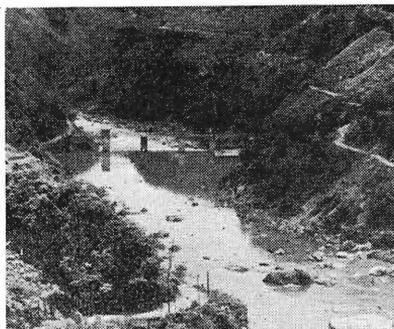
面河発電所建設ニ関シ面河川支流夜鳴川河水引用ニ付公益上支障有無ヲ知事ニ答申スルノ件

支障なしと知事に答申の旨決定

水路工事技術が隧道方式に一本化し、面河第一発電所の放水を直ちに隧道に導き、面河第二発電所へ、更に黒川の全水量と面河川の全水量を、龍宮から隧道に導いて、面河第三発電所へ作動させた。こうして面河第三発電所（昭和一

二年一二月）面河第二発電所（昭和一五年四月）操業開始する。

隧道工事技術の進歩は、相隔った多くの谷川を隧道で連結して、水量の加増を図った。黒川水系では、本谷川合流点の全水量使用は、下流域で開発済みである。同地点から上流域の水量使用の効率をあげるには、小河川の連結集水と、落差強化によって実現する。この技術着想が、黒川第五発



ありし日の面三ダム周辺



面三ダム

電所（昭和二六年六月完工して操業開始）の出現となり、更にその放水を再使用する小村発電所（昭和一八年五月竣工操業中）との提携ともなった。

黒川水系・仁淀川本流水系の水力電源開発は、従来の開発技術においては、ほとんど限度に近い。しかしながら、技術の進みには停滞がない。水路式導水から貯水式圧力への転換は、水力電気開発の大いなる革新といえよう。最近に至り四国電力は中津旭地区に、新面河第三発電所を企画・施工・ほとんど竣成の域に達している。構造は重力式コンクリートダムによるもので、既設の面河第三発電所の發展的改造とも言うべきものであろう。

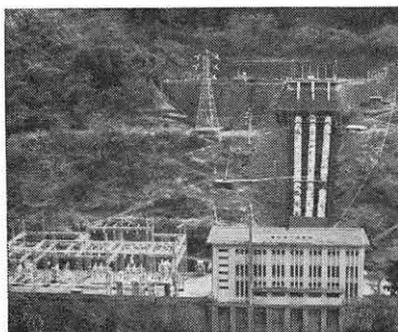
以上、明治末期から今日迄七十有余年開発され来た、本村内の水力発電開発のあとを一覧表にしてみる（第11表参照）。

第11表 柳谷村における水力発電開発

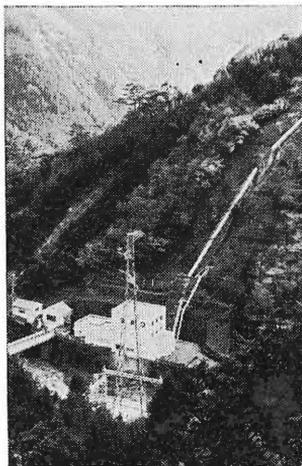
発電所名	所在地	完工操業年月	出力数 (キロワット時)
黒川第一	柳井川川前	明治四四・八	一二〇〇
〃第二	〃永野	大正一一・三	五〇〇〇
〃第三	〃	〃一二・六	三五〇
面河第三	中津休場	昭和一二・一二	七一〇〇
〃第二	柳井川川前	〃一五・四	一六二〇
小村	西谷小村	〃一八・五	二九〇〇
第五黒川	西谷大成	〃二六・六	三七〇〇
新面河第三	中津旭	〃五九・五 (予定)	二二〇〇〇

に立った組織立てと実践が求められる。村長部局と村議会は、軌を一にしてその体制を整えた。昭和五六（一九八一）

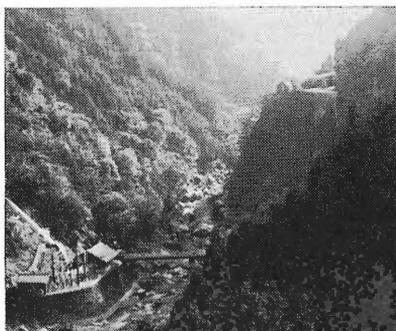
水力は、太陽熱・地熱・風力などと同じく枯渇することのない悠久のエネルギー源とも考えられる。これらの開発の未来には、大いなる期待と幸福を抱いてよいであらう。大きい谷密度に恵まれたわが村は、今後、中型・小型の電源開発の花つぼみもふくらんでいる。開花は我々がいまだく開発の情熱にかかる。わが村は、明治末期から電源開発の情熱を燃やしつづけた。この情熱の炎を絶やすことがあってはならない。時流



閉所された面河第三発電所  
(昭和55年3月)



五黒発電所全景



小村発電所

年六月二九日村議会は、電源開発対策特別委員会の設置を議決した。村長部局においては、昭和五六年三月二七日制定、同四月一日適用をもって電源開発対策本部規程を施行した。今後両機関は、本村における電源開発対策の総合企画調整と、同対策事業の円滑な推進を所掌目的として、村の電源開発の新しい夜明けに向けて、巨歩を踏み出しているのである。

## 第四章 ひかり

### 第一節 観 光

村の西から南にかけて、村ざかいをなす隆起山地—四国カルスト高原は、平坦にひらけてなだらかな稜線を、ながく描いてゆく。そしてこの高原から、一気に刻み下りた黒川の刀の跡に、流に沿って絶間なく溪谷美が、綴られていく。草木に石に水に、三拍子そろったわが村、いたるところに自然美を織り出して、観光のことごとくに充ち満ちる。

その一 大川嶺（一五二五メートル）から笠取山（一五六二メートル）へ

#### 四国の北海道高原

大川峰から笠取山へと、弧状の稜線が四キロを越して連なり、緑のジュウタンを敷きつめたような牧草の風景は、遠く北海道を連想させてくれる。ここも国営による草地改良事業が実施完了され、笹原の原野は採草放牧地と変わっており、毎年四月から一〇月にかけて牛の放牧が行われている。

春から秋にかけては高原のシーズンとなり、隣村の美川村の方では、冬季山スキーのゲレンデとなる。展望にかけてもまたすばらしく、北は久万高原の村落を望み、遠くは三坂峠を越えて、瀬戸内の興居島が見え、それより東に、石鎚連山が遙か彼方にたなびく。

東は中津明神山（一五四一メートル）と対峙し、西は坪神山から晴れた日には九州の国東半島を望むこともできる。



ツツジの群落(大川峰)



ブナ原生林(大川峰)

そして南に源氏が 駄場・牛が城・地芳峠・姫鶴平・五段高原と、緑の稜線が空に一線を描いている。山頂一带には点々と、庭木のようにツツジが群生して、四月下旬から五月上旬にかけて、かれんな花の一面の花畑となる。また新緑のころは、国有林のブナ林が美しい景観をかもし出してくれる。

ルート

- (1) 自家用車 落出<sup>一三キロ</sup>大成<sup>二キロ</sup>名荷<sup>一三キロ</sup>大川峰<sup>二キロ</sup>笠取山<sup>二キロ</sup>大谷<sup>五キロ</sup>御三戸<sup>国道三三号線</sup>松山。
- (2) 国鉄バス利用した登山

国鉄バス(松山高知急行線)の御三戸・成川橋の駅地点よりそれぞれ登山道がある。主なコースは美川村の大谷集落

を経て、美川スキー場の中央ゲレンデを横切り、営林署造林小屋のそばを通って登る。所要時間は片道約三時間である。もうひとつは、国鉄バス（同前）落出駅から、国鉄バス（落出古味線）で「名荷出口」で下車、名荷、木地を経て国有林の中をぬけ、大川峰の南稜に出るコースで、変化に富むハイキングコースとしては一番良い。所要時間は片道約三時間半である。

その二 四国カルスト 姫鶴平～五段高原～天狗高原

ルート

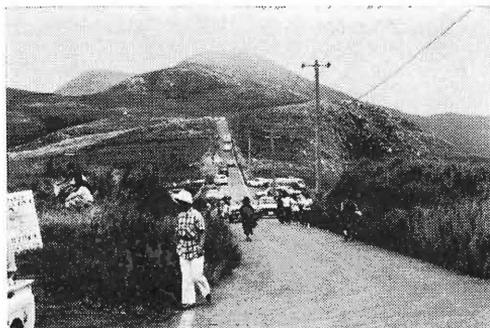
(1) 自家用車 落出より所要時間片道四五分 落出<sup>一五キロ</sup>古味<sup>九キロ</sup>地芳峠<sup>三キロ</sup>五段高原

(2) 国鉄バス 落出より所要時間片道一時間三〇分 夏期臨時バスヤングメートル号利用

落出<sup>ヤングメートル号</sup>姫鶴平<sup>徒歩回遊二キロ</sup>五段城<sup>ヤングメートル号</sup>姫鶴平<sup>ヤングメートル号</sup>落出<sup>一時間三〇分</sup>

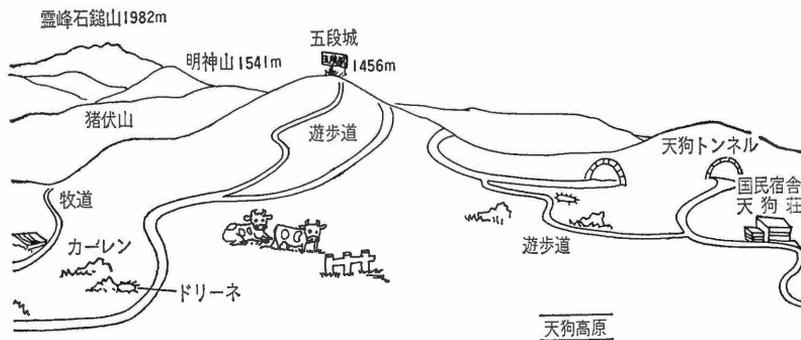
地芳峠より約一〇分、少し急な曲りくねった道を行くと、広大にひろがるカルスト高原が眼前にひらけてくる。このカルスト高原は、秋吉台、平尾台と共に、日本三大カルストの一つとされ、標高が高いのが特徴で、西は大野が原（野村町）から、東は鳥形山（高知県）まで延長二五キロに及ぶ。高山植物を集めた生え越の森を背に、稜線がなだらかに広がる。この地点を姫鶴平と呼び、東に向って五段高原がつづく。白いカーレンフェルトが点在するさまは、一瞬羊の群を思わせ、ここでは毎年四月下旬から十月上旬にかけて、二〇〇頭をこえる放牧牛が、のんびりと草を食んでいる。

姫鶴平から五段城（一四五六メートル）迄は二・〇キロで、完全舗装された高原道路が貫通しており、道路傍の遊歩道を二〇〇メートルほど登ると五段城に着く。ここからは四国カルストを一望することができ、振り返っては、姫鶴平のスロープ、生え越の森、地芳峠、その後方には牛が城、そして源氏が駄場の稜線が続いて、延々と横たわる。また行く手には、顕著な石灰岩の露出、その背後に瀬戸見の森、天狗の森と続き、四国カルストの東の端、白く頂の光る鳥形山と、三

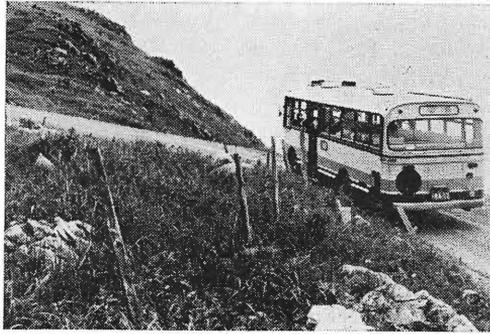


姫鶴平に憩う

五段高原案内図

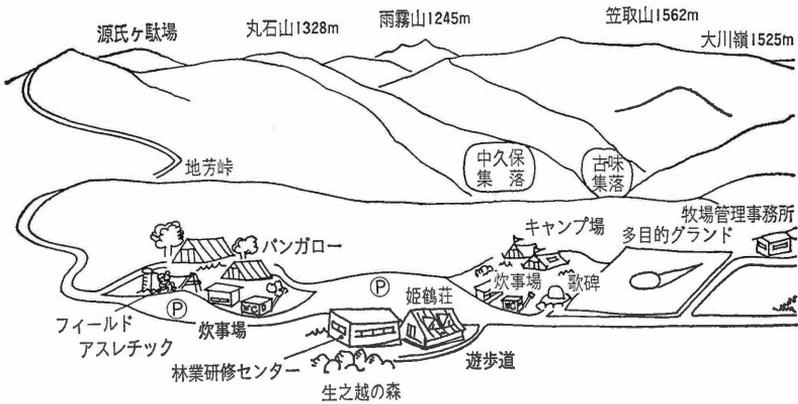


た地形をいう。カルストの名はユーゴスラビアのカルスト地方に由来している。  
態のもの。  
食作用によって、地下の石灰洞が広がり、地表面が落ち込んで生じたり、地表の



姫鶴平へ通う国鉄バス(ヤングメート号)

第5図 四国カルスト



カルスト地形：石灰岩台地が雨水や地下水の化学的浸食（溶食作用）を受けてでき  
 カーレン：石灰岩が溶食によって溝状にうがたれて地表に露出し、林立した状  
 ドリーネ：石灰岩地帯にみられる地形のくぼ地、落ち込み穴をいう。雨水の溶  
 割れ目にそって生じる。

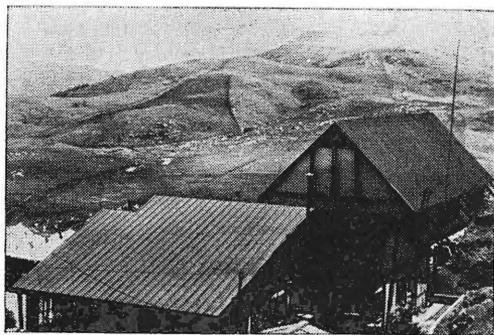
六〇度にわたって展望が開け、全く壮観の一語につきる。

五段城から更に東の天狗高原（高知県）へは、そのまま遊歩道を約三〇分であるが、この間は四国カルストの中でも景観のすぐれたところで、姫百合台・白雲台・碁石が原の名勝がある。笹原とすすきの草原の中に、さまざまな形状のカーレンが灌木の姿態を競い、天然の名園となっている。

この姫鶴平から天狗高原天狗荘まで約五キロは、幹線道路がたらぬけており、車で一〇分程で、四国の屋根を翔ける高原の道が楽しめる。

宿泊施設——姫鶴平、生え越の森をバックに姫鶴荘がある。四季折々の山菜

料理・あまご料理を楽しみながら、カルスト高原の別荘でゆっくり羽根を伸ばすのもよい。

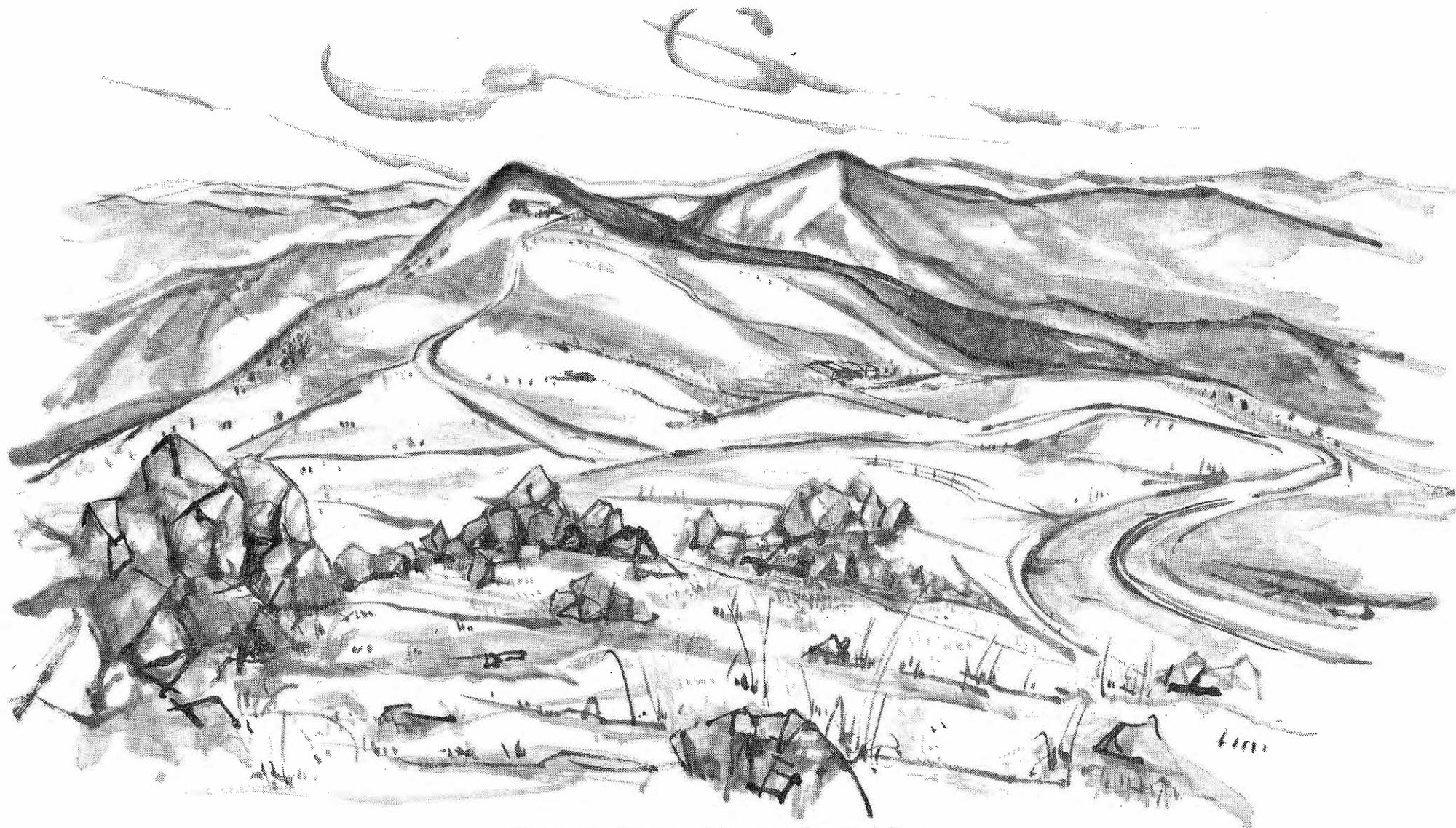


姫 鶴 荘

その三 地芳峠

五段高原・大野が原東西一五キロの略中央に位して、国道四四〇号線が愛媛・高知両県を結ぶ。標高一〇八四メートルの峠迄一気に走れる。

峠からの眺めはすばらしく、東に姫鶴平・五段城、西に小牛が城・大野が原が連なり、その稜線のやわらかな起伏がすすきで覆われ、女性的な美しさを誇っている。又稜線は草花が、それぞれの季節に色どりを添え、秋はお花畑となる。ハイキングは春か秋がよく、春のワラビ・ゼンマイ・ウドなど、山の幸の採取を兼ねたハイキングは年々にぎわう。夏はやは



第6図 四国カルスト 姫鶴平～五段高原～天狗高原



りキャンプがよい。朝、牛が城の頂上から眺める御来光は変化に富み、雲海と相俟って全くすばらしい。大野が原へは、小牛が城・姫草を経て約三時間。牛が城へののぼりは苦しいダラダラ坂がつづき一時間半かかる。峠から下山の場合、梶原町永野の県交通バス停留所まで四〇分。柳谷村古味の国鉄バス停留所まで一時間半。峠には、梶原町観光協会の経営する地芳荘がある。

#### その四 日浦洞

国道四四〇号線の中久保部落から約五〇〇メートル、地芳峠からの沢のつきあたりで、道路から約二〇〇メートル上に白い石灰岩の露頭が見え、支洞がポツカリと口をあけている。

この支洞からははいりにくく、支洞の右上一〇メートルのところに入口がある。全長二五〇メートルの水穴で、大量の地下水を湧出し、そのうち一〇〇メートルのサイフォンになったためずらしい洞穴で、水中一〇〇メートルはアクアラングを使って探検されたが、瀑がありその奥は全くのナゾにつつまれている。

人ひとりややっと通れるぐらいの支洞がいくつもあって、ザイルを持っていけば、たのしい洞穴探検ができる。

またこの近くには、中久保洞・山神洞があり、日本でも寒い北国にしか棲んでいないといわれていた、耳の長いウサギコウモリ、管状にとがった鼻をもつテングコウモリが棲み、生物学上貴重なものとされている。

#### その五 柳谷キャニオン

ルート——国道三三号線落出駅から柳井川小学校を経て二・五キロ、黒川第二発電所はこの溪谷の玄関口、発電所前を抜け、足に自信のある方は、溪谷を歩くのがおもしろい。ただし、増水時や女性は川の左岸を歩くのが無難。

台風で歩道が荒れたままだが、がまんして一〇〇メートルも進めば旧歩道に出る。この歩道を溪谷沿いに左岸をさかのぼるのだが、道も細く落葉が堆積して歩きにくい趣がある。一時間も歩くと、溪谷は急に開けて明るく、兩岸は数十メー

ル絶壁で歩道が切れる。コースを溪流にとつて対岸の岩のトンネルをくぐり、再び左岸に渡って歩道に出る。一五分も歩くと、崎山からの歩道と合流して八釜の甌穴に至る。

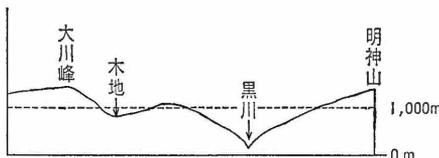
甌穴の探勝は八釜橋の上からも出来るが、渇水期なら溪流に降り、甌穴の縁に立つことも、又対岸に渡ることもできる。帰りは八釜橋から三〇分で崎山の国鉄停留所に出る。

この歩道は整備されていて、女子や子供にも危険はない。時間があれば八釜橋を渡って、溪流をさかのぼると、幽谷の感を一層深めると思う。落出から溪流を探勝して、崎山迄の所要時間は約三時間で、メンバーによってこれを標準にするとよい。子供連れの時は、直接崎山からの往復が無難である。

みどころ——柳谷キャニオンは、小田深山・大野が原に源をもつ黒川が仁淀川に合流する附近から、小村附近迄の約七キロに及ぶ典型的なV字型の渓谷で、兩岸は一〇〇メートル以上の急崖となり、至るところに懸谷瀧が白布を懸けている。この渓谷の第一のみどころは、黒川第二発電所の附近。玄関口にふさわしく、右岸の天狗岳の大絶壁がそびえ、左岸の人工の大瀑布は壮観の一語につきる。しかし残念ながらこの滝は、渇水期には見られない。天狗岳大絶壁の上に、はしごで昇降するほか道のないところに一軒の茅屋がある。周囲の景観に調和して南面を思わせ、ここからの大瀑布は一段と豪壮な眺めである。この発電所から四〇〇メートルの上手にある地獄淵は、この渓谷随一の淵で蒼黒の底には主が棲む無気味さがあり、下流には新しい甌穴も亦見ることができる。八釜甌穴群の下流二〇〇メートルの砂の瀬では、一夜のキャンプ飯ごう炊さんなどを楽しめば味は格別。

渓谷美は、秋のもみじを最も可とするが、山ぎくら・つつじ・しゃくなげなどの咲くころ、新緑もすばらしく、巖谷小波先生の詠まれた「夏水や湧くやおどるや釜八つ」のように、夏もまたよく、岩頭に雪の綿帽子をのせた風情もすて難い。

第7図 柳谷村断面図

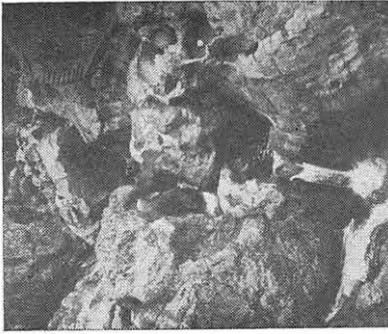


その六 八釜の甌穴群（特別天然記念物 昭和二十七年三月二十九日国指定）

黒川の河床になつてゐる堅硬なフリント質角岩の上に、大小三〇余箇の甌穴群を生じたもので、甌穴群は縦に五列に並んでゐる。

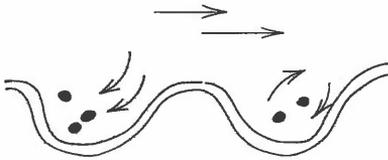
第一列は川の左岸に沿つて八個一列をなし、深い溝によつて相連結し、各甌穴間は小さな瀑となつて、つぎの甌穴に注いでゐる。甌穴はその滝つぼに当たり、この列は現在川の主流をなしている。甌穴の最も大きなものは、径九〜一二センチ。深さは岩上から水底迄一三・五メートル、水深約六メートルもあり、大きな釜状となつてゐる。

第二列は河床の中央にあつて五個つらなり、第三列は更にその右側に五個連なり、第四列は最も右岸に近く、三個連続

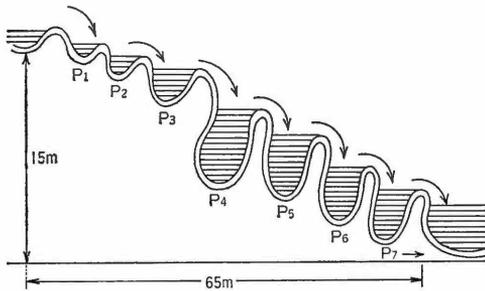


八釜甌穴群

第8図 甌穴の成因説明図  
(永井浩三『愛媛の自然』より)

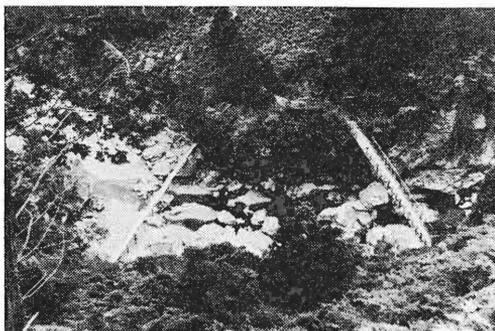


第9図 第一甌穴群縦断面図  
(永井保一提供)

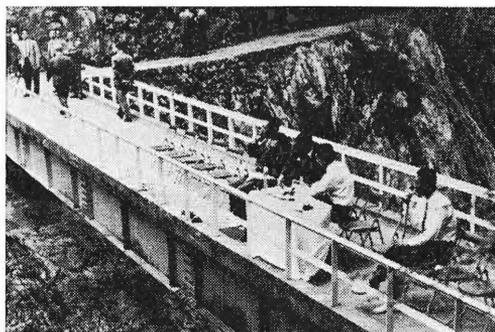


して、上流からの水は一部分わかれてこの方向に流れ、再び本流に合している。第五列は第一列の左岸に、やや高い河岸に数個列になって点在し、最も古い時代には、ここを水が流れていたと思われる。一度甌穴群の中央に立って、細かい甌穴の形状を観察すると、トンネル釜・二段釜・メガネ釜・獅子釜等、形状はさまざまで、自然の妙趣に驚くほかない。八釜橋の左岸には、最近一大断層面の露頭が発見された。その鏡面のように磨かれた露頭面は、八釜と合わせて、貴重な学術的資料とされている。八釜甌穴群の周辺には、このような断層は各所にあり、甌穴群の成因に重大な関係があるものと思われる。

黒川の谷は深く、この谷の壁を上へ上へと辿って眺めていくと、ほとんど一直線で山の頂迄続いているようである。



八釜の橋床と新橋



高松宮殿下八釜溪をご覧になる

大川峰を通る北西↘南東の方向の直線を引いて、その線に沿うて、山を縦に切った切り口の図(地形断面図)をみると、谷はいやに深くえぐられているのに対して、大川峰辺りの山の頂が、平らなということに気づく。幅がせまくて深い谷と、広くて平らな山の頂という組み合わせは、どうしてできたか。黒川の谷などができる前の遠い昔のある時は、図の点線のような凸凹の少ない広い地形をしていた時代がある。これを準平原という。今大川峰(一五二五メートル)あたりが残っているのは、そこが一五〇〇メートルくらい隆起したからであろう。

八釜の甌穴は、この谷底を深くえぐる働きのため出来たものである。川の底に何かのために、ちょっとした穴ができたすると、その穴の中で水が渦巻き、そのとき石ころが穴の中にとび込み、それが水の渦の勢いで穴の中の壁にぶつかって壁をこわしてゆき、穴はだんだん大きくなる。

## 第二節 柳谷村商工会

わが村の商工会組織は、昭和三五(一九六〇)年から任意団体として実存していたが、同年六月一〇日、「商工会の組織等に関する法律」が公布施行されてから、設立登記され、財団法人として今日に至っている。設立後の発展の跡を見る。

### 柳谷村商工会略史

年度	会員数	役員	主 要 活 動 略 史
昭和三七	一〇三	会長 柳瀬 環 副会長 永井一二三	三一―三 柳谷商工会創立総会。五一―〇 愛媛県商工会連合会加入。五一―二 美川村商工会協定書調印―協定。五一―二 以降経営改善普及事業、普及員に



〃 四八	一〇九	同	金融・経営・税務・指導に重点を置く。三一七 創立一〇周年記念大会実施。五 ― 二八 通常総会実施。一〇―一七・一八 経営改善普通総会巡回指導。
〃 四九	一〇七	会長 平野秀雄 副会長 藤岡角雄 同 竹田 実 理事一六名 監事二名	五―二一 通常総会開催、専門部会活動、経営指導員の調査研究―記帳に関する 意識実態調査、経営改善普及及記帳継続指導、その他税務・観光・労務・商業・婦 人・青年育成等の振興。
〃 五〇	一一二	同	五―二七 通常総会開催。専門部活動、経営指導員の調査研究―食料品、小売店 調査。商工会実態調査、小企業の景況調査。
〃 五一	一一六	同	五―三一 通常総会開催、専門部活動、経営改善普通事業―商工会実態、小企業 景況、事業所統計、商店街実態、小規模企業経営実態。
〃 五二	一一二	同	五―二〇 通常総会開催、経営改善普及事業、一般専門部会事業。
〃 五三	一一五	同	五―二七 通常総会開催、経営改善普及事業、一般事業、専門部会事業。
〃 五四	一一四	同	五―二八 通常総会開催、経営改善普及事業、一般事業、専門部会事業。
〃 五五	一一六	会長 高橋 強 副会長 山中 健 司 同 土居 求 理事一六名 監事二名	五―二六 通常総会開催、経営改善普及事業、一般事業、専門部会事業。
〃 五六	一一八	同	五―二八 通常総会開催、経営改善普及事業、一般事業、専門部会事業。七―二一 (臨時総会開催―定款改正商工会法の一部改正に伴う) 柳谷村商店街診断実施。
〃 五七	一二〇	同	五―二三 通常総会開催、経営改善普及事業、一般事業、専門部会事業。

### 第三節 通信・運輸

人は、個体としての生存のために、物質・エネルギー・情報等々、たえまなくそれらを充たしてゆく必要に迫られている。しかし、自然は人間のこの必要に対して、適正に充たしてはくれない。更に、必要を充たすことに利用できる状況さえも、やがては退化したり、消失する宿命にある。ここに、およそ生あるものは、それ自身の責任において、必要なものを「はこぶ」というはたらきを強いられることとなる。

「はこぶ」というはたらきにはつねに、広い意味での「道具」が必要条件である。そのうち「みち」は、最も一般的で、最も基盤的な道具であるといえよう。地上では、道路・橋梁・鉄路・隧道が、水上には、水路・航路が、空中では空路が、そして通信では、電路が、それぞれ欠くことのできない「道具」として、先行しているからである。

克明に刻み出された山肌と谷すじでできているわが村では、いわゆるせまい意味の「地上に通ずる道」と、「郵便・電通・放送を主とした通信」が、「はこぶ」はたらきを担って、われわれのくらしの必要を充たしている。以下「通信」の項目で、郵便・電通・無線放送を取扱い、「運輸」の項目の下に、道路・運搬具を配して、わが村における物質・エネルギー・情報等の、はこび―かよい―ながれのすがたをのべる。

(一) 郵便局

イ 柳谷郵便局

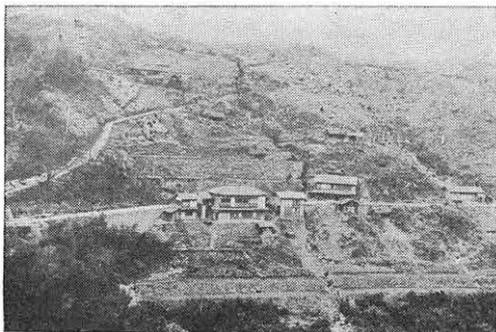
局名

年月日	局名	位	置	その他	備考
明治一四、一、二	久主		愛媛県上浮穴郡久主村一二二番地	開局	
一九、八、二五			二二八四番地	移転	
二五、一一、三〇			中津村大字久主八一番地	〃	
二六、五、二五			八八一番戸	〃	
二六、八、一六			五〇五番地	〃	
三三、一一、二五	柳井川		柳谷村大字柳井川 井ほ五九番地	移転 改称	
三三、七、一〇			五九番地	移転	
三四、八、九			〃 字落出 四九九番地第二	〃	
三九、一、一	落手			改称	
大正四、七、一	柳谷			〃	

一、大正 一、二、六	二、昭和 五、一〇、一	四〇、一〇、一八	五五、四、一
柳谷村 四五八番地第二	柳井川 四七七の一	柳井川 八四二番地	
移 転	整理番号一五一六〇〇 受持請負局 松山	〃 松山中央	国土調査による変更

局舎

一、大正 一、二、六	三、昭和 〇、七、一	四〇、一〇、一八	敷地坪数	坪数	建造物	借入	所有者氏名	備考
六九	八七・七五	八一・六七	五五・二五	〃	木造下二階	借入	鶴井浅次郎	
	六三・六六	七八・八九	〃	〃	鉄筋コンクリート 造平屋建	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	〃	国有	郵政省	



旧柳谷郵便局（広瀬風景）

取扱事務及時間

昭和四九、一一、二〇	電話通信事務	自午前八時 至午後六時 但し日曜日休日は午前一二時迄		
一五、一〇、一	郵便年金事務	同上	同上	
大正五、一〇、一	簡易保険事務	為替貯金ニ同じ	郵政省告示第三二五号(二七、九、四)	
三五、一、五	外国小包郵便	同上	同上	
三三、二、一	小包郵便	自午前八時 至午後六時 但し日曜日休日は午前一二時迄	通信省告示第一〇号(二四、一、一一)	
二九、一〇、一六	為替貯金	自午前九時 至午後四時 但し土曜日は正午迄日曜日休日取扱わな	郵政省告示第三二五号(二七、九、四)	
明治四、一、二	郵便事務	自午前八時 至午後六時 但し日曜日休日は午前一二時迄	通信省告示第一〇号(昭和二四、一、一一)	

局長(局長心得を含む)

年月日	氏名	性別	生年月日	住	所	備考
明治四、一、二	梅木鹿蔵	男	文政七、一〇、二〇	愛媛県上浮穴郡久主村一二一番地		明治二〇、四、七 依願退官
二〇、四、七	梅木静一郎	男	安政六、五、二〇	〃	四、四三三番地	同〃 二六、五、一五

明治 二六、 五、一六	亀井 茲武	男	文久 元、 二、一八	中津村 大字久 主一五 番戸	明治三 四、一 、一八
三四、 一、一八	佐伯 義一郎	男	弘化 三、 四、一七	久万町 一七五 番戸	大正四 、三、 三一 失官
大正 四、三、 三一	松崎 貞太郎	男	不詳	通信局 書記官 兼務	〃〃 四、五、 二四 兼務免

口 西谷郵便局

局名

年月日	局名	位	置	その他	備考
昭和 一三、 九、一 一	西谷郵便 取扱所	愛媛県上 浮穴郡柳 谷村大字 西谷字		柳受持 谷集配 局局	一三、 九、一 、一三〇 業務開始 廃止
一五、 一、一 一	西郵便 局谷	同所		同上	一五、 一、一 、一三〇 閉鎖局名 改称
二四、 五、一 一	〃	ミヤノウエ 乙三三 の七		受持指 定郵便 局局 松山中 央郵便 局局	二四、 五、一 、一三〇 新築移 転閉鎖
五〇、 一、一 、一八	〃	乙二一 八番地 ノ第一 五		〃	五〇、 一、一 、一八 新築移 転閉鎖
五四、 三、 六	〃	一〇一 五四番 地		〃	五四、 三、 六 地番変 更 六国調 による

局舎

年月日	敷地坪数	坪数	建造物	国有借入ノ別	所有者氏名	備考
昭和三年、九、一一	一七・八三坪	一四・〇八	木造	借入	高田 藤次郎	
〃	二四・五〇〃	一九・〇	〃	〃	渡部 石太郎	
〃	二四・五〇〃	一九・〇	〃	〃	渡部 セイ	
〃	一五七・二七 <sup>m<sup>2</sup></sup>	七二・七八 <sup>m<sup>2</sup></sup>	木造スレ <sup>ト</sup> 葺平屋建	〃	山本 健雄	
〃	一四四・五九〃	七二・七八〃	〃	〃	〃	道路拡張の為敷地買収される

取扱事務及時間

年月日	取扱事務	取扱時間	備考
昭和三年、九、一一	郵便、為替貯金	自午前八時	
〃	郵便、為替貯金、保険年金		
〃	郵便、電信、電話、為替貯金、保険年金		

局長（局長心得を含む）

年月日	氏名	性別	生年月日	住所	備考
昭和 三、九、二一	岡田嘉一郎	男	明治 三、五、九、二二	柳谷村西谷甲四六八	
二〇、一、二一	渡部新藏	〃	三〇、一、一八	甲三〇二	局長心得
二〇、一〇、一	岡田嘉一郎	〃	三五、九、二二	甲四六八	復職
二三、一、一五	竹本義明	〃	四〇、九、一二	柳谷村西谷乙ノ四三一―一三	退職四五、六、三〇
四五、六、三〇	岩市由春	〃	四三、三、一八	柳井川	兼務 解任四五、一〇、二
四五、一〇、二	山本健雄	〃	昭和 三、一〇、一〇	西谷乙ノ四三一―八	

ハ 中津郵便局

局名

年月日	局名	位	置	その他	備考
昭和 一、六、一六	中津郵便 取扱所	一	愛媛県上浮穴郡中津村大字久主二八二―八		開所
〃	中津郵便局	〃			改称

局舎

昭和一、六、一六	敷地坪数	坪数	建造物	国有借入ノ別	所有者氏名	備考
三五・〇坪	一三・〇坪	木造二階建	借入	中平	栄	
昭和一、七、九、一七						災害のため民家改造
三四、一二、二一	三五・〇	一三・〇	瓦葺平屋建	中平	博	

取扱事務及時間

昭和一一、六、一六	取扱事務	取扱時間	備考
為替貯金事務	自午前八時 自午前九時		
一、二、四、一	保険・年金事務	為替・貯金に同じ	
一六、一、一六	電信電話事務		
二三、三、一一	電話交換事務		
四九、一一、二〇	同 廃止		電通合理化による。

局長（局長心得を含む）

年月日	氏名	性別	生年月日	住	所	備考
昭和 一、 六、 一六	中平 榮	男	明治 二八、 八、 二三	中津村大字久主二八二八一		中津郵便取扱所長
昭和 三、 五、 九、 五	中平 雪子	女	昭和 二、 一、 一	〃		中津郵便局長

(二) 有線電気通信

変遷史

年 月 日	変	遷	事	項
明治四二、 一、 一	落手郵便局	電信事務開始		
昭和 四、 二、 二二	柳谷郵便局	電話事務開始		
五、 三、 一七	同	局町村 電話事務開始	一番柳谷村役場、 二番中津村役場加入	
一四、 七、 一五		電話三番	柳谷村農業協同組合、 四番中津村農業協同組合加入	
一九、 三、 二九		五番	吉村医院加入	
二〇、 三、 三一		六番	面河第一発電所加入	
一一、 一、 一		七番	黒川第一発電所加入	
二二、 七、 二		六〇番	柳谷局駐在工員詰所加入	

二二、一〇、一	八番久保内幸吉 九番大野原国営牧野事務所加入
二四、九、一五	九番大野原国営牧野事務所廃止により松山営林署落出担当区官舎九番譲受加入、 共同四番乙愛媛食糧事務所中津出張所加入
二五、九、一	一〇番佐賀定善、一一番宮岡政春、一二番松田利助加入
一〇、七	一三番中村秀儀加入
二六、一〇、一五	一四番久保内昭郎加入
一一、一	一六番愛媛合同建設株式会社加入
二七、三、八	一八番岩市由春加入
二八、三、三一	同 局電話加入者三六名となる
三二、三、三一	〃 六四名となる
三三、三、三一	〃 八二名となる
三四、三、三一	〃 一〇五名となる
五、一	柳谷局 級局改訂 九級局となる 加入者一一三、回線二七、局線三
三九、一一、二五	西谷地団設置、(共電式) 加入者数一九〇
四〇、一〇、一八	柳谷中津従局合併 中津郵便局級局改訂三級局となる 加入者数三三
一一、一	柳谷局級局改訂 四級局となる 加入者数一八一
四二、一一、三一	中津局へN M N O H I 個別呼出電源装置一を設備
四五、一〇、二六	西谷地区団体電話廃止(組合員数二二四)

昭和四五、一〇、二七	西谷地区集団自動電話開通（加入者数二四七）
一一、一	柳谷中津局五級局に改訂
一二、一五	柳谷四回線二新設
四七、四、一	柳谷中津局六級局に改訂
四九、四、一〇	柳谷村役場にTZ六〇孤立防止無線開通
一一、二〇	柳谷自動電話交換局となる、C二三 柳谷地集を日野浦地集に改名 柳谷中津郵便局電話交換廃止—中津、柳谷交換局へ合併 久万↪中津・久万↪柳谷間、半自外集↪ダイヤル式即時となる 柳谷局自動改式二級局となる
五四、一〇、一七	西谷地集一般化
五五、一一、一九	日野浦・美川東川地集一般化 （これを以て管内すべて一般化となる）
五八、一、三一	現在加入者数八七八
	以上

(三) 柳谷村防災行政用無線局

この無線電通施設は、災害対策基本法第二三条第四項に基づく「柳谷村地域防災計画」の定めるところに拠る柳谷地域に係る災害防止及び災害応急対策実施施設である(第10・11図、第12・15表)。

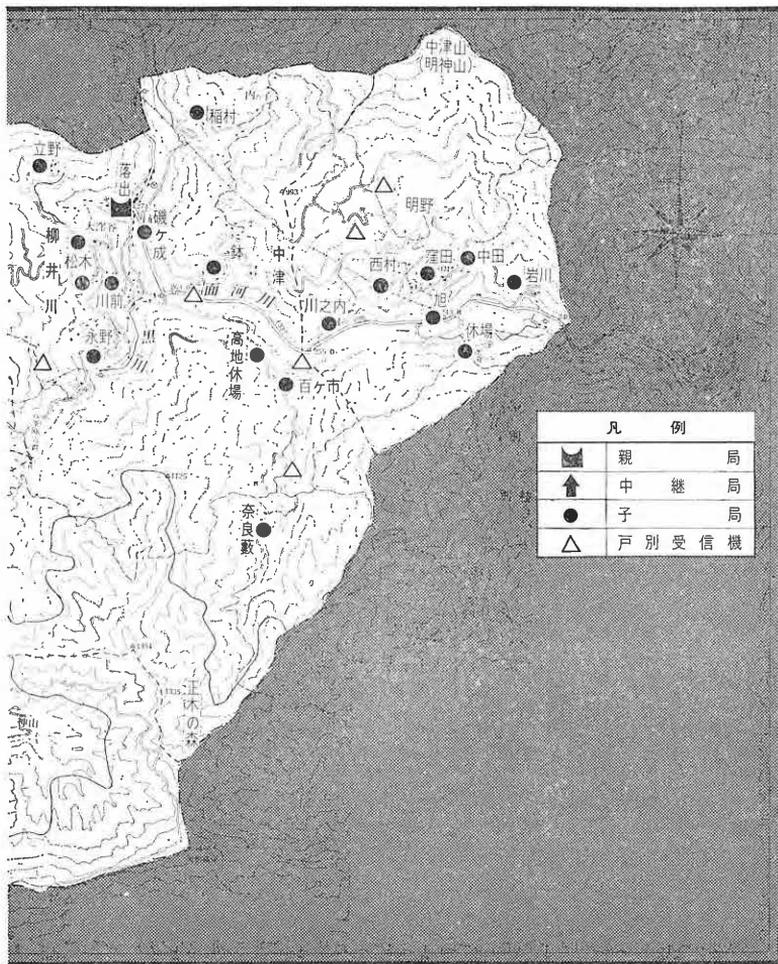
この施設は、柳谷村防災行政用無線局運用管理規程(昭和五六年制定―一三条からなる)に拠って運用管理する。

この施設の通信運営については、柳谷村防災行政無線局通信実施要項(四項一四目)の定めるところによる。

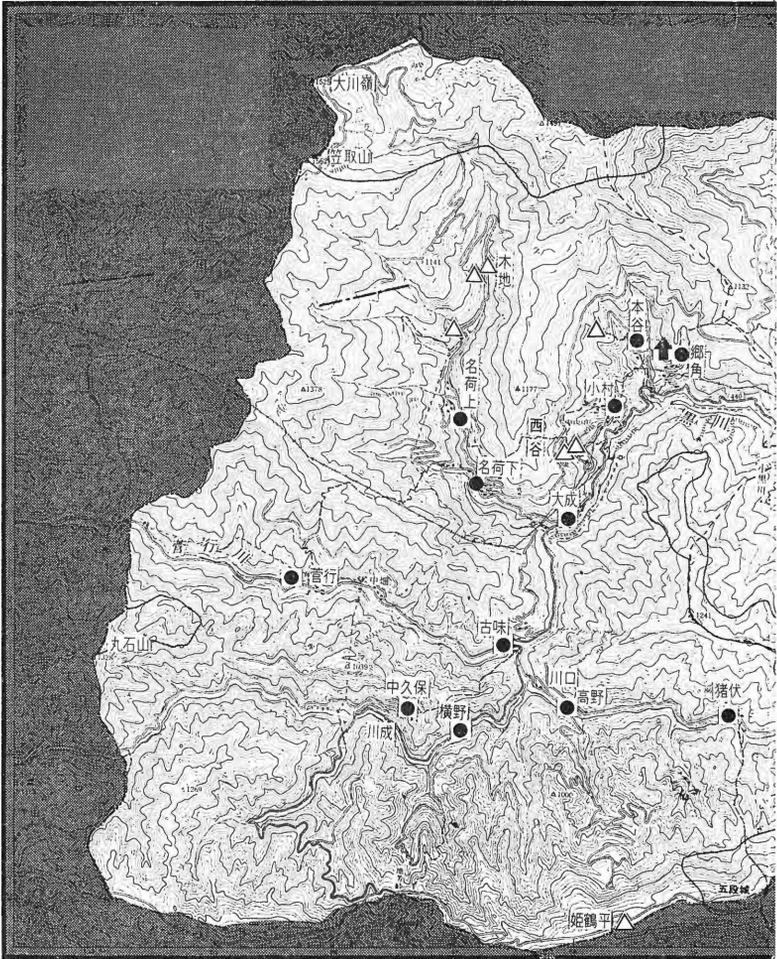
経過

年 月 日	本 施 設 運 用 に 至 る 経 過
昭和五五、九、一三	柳谷村議会在に防災行政無線設置特別委員会を設置
〃 五六、九、二九	情報無線施設整備工事請負契約締結(親局一、中継局一、子局三〇、戸別受信機一九)
〃 五七、三、一六	施設竣工、事業費八八、三七八、〇〇〇(内 整備調査計画委託料五〇〇、〇〇〇― 工事費 八七、八七八、〇〇〇― 固定系 七〇、〇〇〇、〇〇〇― 移動系 一七、八七〇、〇〇〇―)
〃 四、一	開局

用無線局図 その1



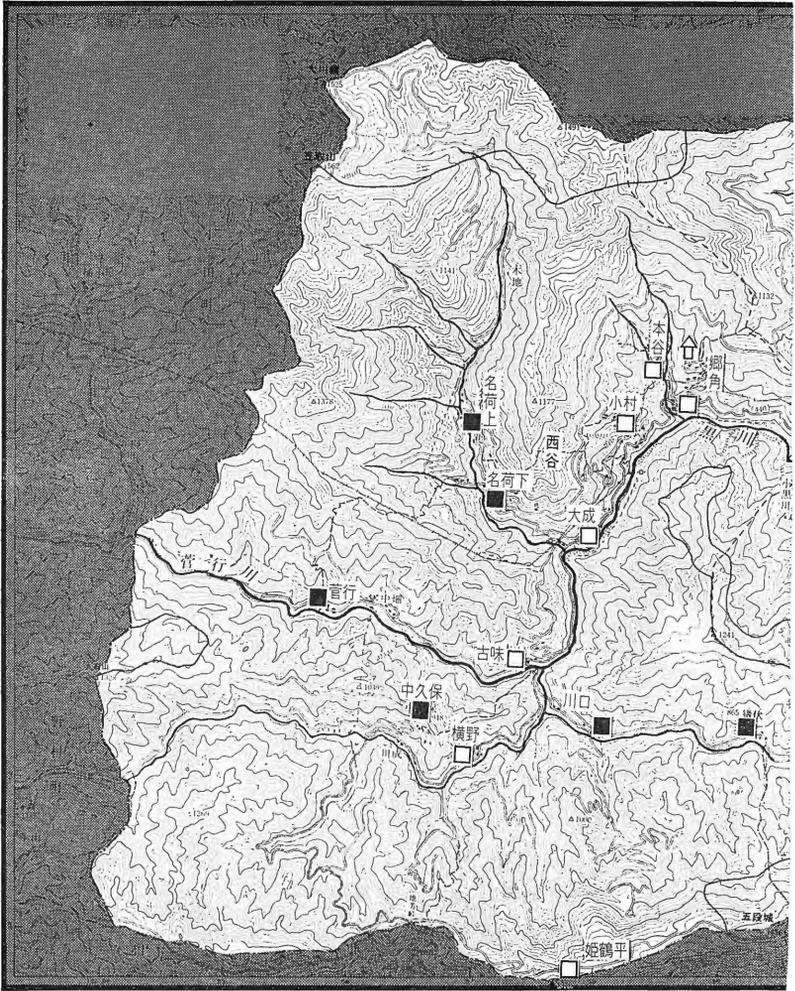
第10図 柳谷村防災行政



行政用無線局図 その2



第11図 柳谷村防災



第四編 産業・経済・通信・運輸

第一二表 柳谷村防災行政無線設置一覽

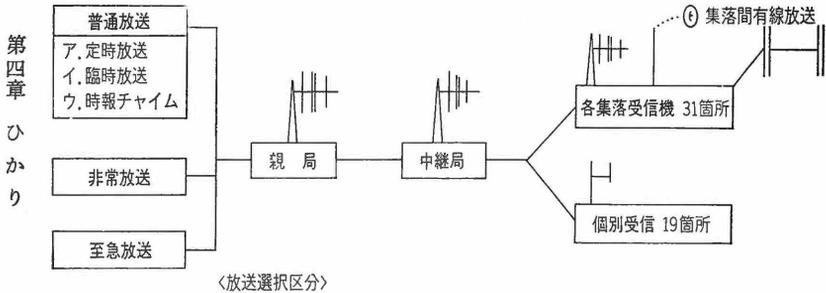
一 固定系

局種別	呼出名称	設置場所
親局	ぼうさいやなだにむら	柳谷村大字柳井川九二三 (柳谷村役場)
中継局	ぼうさいやなだにむら かく	柳谷村大字西谷一二九五 (郷角)
子局		村内各集落 三〇か所
戸別受信機		〃 一九戸

二 移動系

局種別	呼出名称	設置場所
親局	ぼうさいやなだにむら	固定系に同じ
中継局	〃 ごうかく	〃
移動局	ぼうさいやなだにむら 一〇	村内各集落・公用車 その他 四三

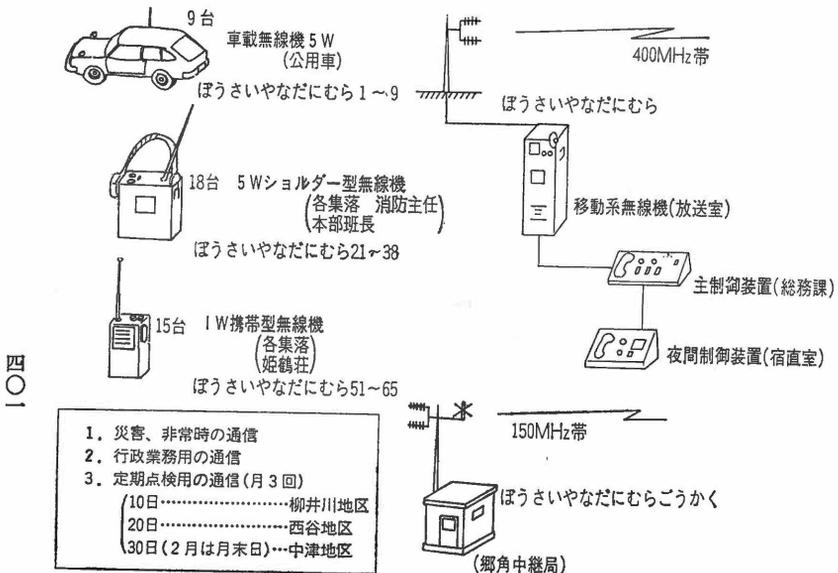
第10図 柳谷村防災行政無線（固定系）システム模式図



〈放送選択区分〉

一斉放送	グループ放送	集 落 別 放 送
ア、 通常一斉 放送	1. 西谷第1	古味 菅行 中久保 横野 高野 猪伏
	2. 西谷第2	名荷上 名荷下
	3. 西谷第3	郷角 本谷 小村 大成
イ、 緊急一斉 放送	4. 柳井川第1	立野 松木 大窪谷 落出 川前 永野 磯ヶ成 鉢 稲村
	5. 柳井川第2 (中津)	岩川 中田 窪田 西村 旭 川之内 休場
	6. 柳井川第3	高地 百ヶ市 奈良敷

第11図 防災行政無線（移動系）システム模式図



1. 災害、非常時の通信
2. 行政業務用の通信
3. 定期点検用の通信(月3回)
  - (10日……………柳井川地区)
  - (20日……………西谷地区)
  - (30日(2月は末日)…中津地区)

第13表 移動系(携帯用)

No.	集 落 名	種 別	No.	集 落 名	種 別
1	立 野	1 W携帯型	18	管 行	5 Wシヨルダ-型
2	松 木	〃	19	中 久 保	〃
3	大 窪 谷	〃	20	横 野	1 W携帯型
4	落 出	〃	21	高 野	5 Wシヨルダ-型
5	川 前	〃	22	猪 伏	〃
6	永 野	〃	23	岩 川	〃
7	高 地	5 Wシヨルダ-型	24	中 田	〃
8	百 ケ 市	〃	25	窪 田	〃
9	奈 良 藪	〃	26	西 村	〃
10	休 場	〃	27	旭	〃
11	郷 角	1 W携帯型	28	川 之 内	〃
12	本 谷	〃	29	磯 ケ 成	1 W携帯型
13	小 村	〃	30	鉢	〃
14	大 成	〃	31	稻 村	〃
15	名 荷 上	5 Wシヨルダ-型	1	役 場	5 Wシヨルダ-型
16	名 荷 下	〃	2	〃	〃
17	古 味	1 W携帯型	3	姫 鶴 荘	1 W携帯型
			計	1 W携帯型	16台
			34台	5 Wシヨルダ-型	18台

第四編 産業・経済・通信・運輸

第14表 移動系(車載用)

区 分	No.	所 属	車 名	呼 出 名 称
役 場 公 用 車	1	総 務 課	1 号 車(クラウン)	ぼうさいやなだにむら 1
	2	建 設 課	2 号 車(コ ロ ナ)	〃 2
	3	〃	ジ ー プ	〃 3
	4	〃	イスズエルフ	〃 4
	5	産 業 課	国 調(レオーネ)	〃 5
	6	住 民 課	ホルムヘルパー(カローラ)	〃 6
	7	教 育 委 員 会	スカイライン	〃 7

四〇二

消防	8	本部	ダットサン	〃	8
公社用車	16	産業開発公社	スカイライン	〃	9
		計			9台

第15表 携帯無線

局種別	集落名	呼出名称	取扱責任者	住 所	設 常 置 場 場 所	機 種
陸上 移動局	立野	ぼうさいや なだにむら 52	消防団幹部	柳谷村大字 柳井川	自宅内	E K 2110 K T 1 W
〃	松木	〃 53	以下同じ	〃	〃	〃
〃	大窪谷	〃 54		〃	〃	〃
〃	川前	〃 55		〃	〃	〃
〃	永野	〃 56		〃	〃	〃
〃	高地	〃 23		〃	〃	E K 2211 F T 5 W
〃	百ヶ市	〃 24		〃	〃	〃
〃	奈良薮	〃 25		〃	〃	〃
〃	稲村	〃 57		〃	〃	E K 2110 K T 1 W
〃	磯ヶ成	〃 58		〃	〃	〃
〃	鉢	〃 59		〃	〃	〃
〃	郷角	〃 60		西谷	〃	〃
〃	本谷	〃 61		〃	〃	〃
〃	小村	〃 62		〃	〃	〃
〃	大成	〃 63		〃	〃	〃
〃	名荷上	〃 26		〃	〃	E K 2211 F T 5 W

陸上移動局	名荷下	ぼうさいや なだにむら	消防団幹部	西谷	自宅内	E K 2211 F T 5 W
〃	古味	37	以下同じ	〃	〃	E K 2110 K T 1 W
〃	管行	64		〃	〃	E K 2211 E T 5 W
〃	中久保	28		〃	〃	〃
〃	横野	29		〃	〃	E K 2110 K T 1 W
〃	高野	〃		〃	〃	E K 2211 E T 5 W
〃	猪伏	65		〃	〃	〃
〃	岩川	〃		中津	〃	〃
〃	中田	32		〃	〃	〃
〃	窪田	〃		〃	〃	〃
〃	西村	33		〃	〃	〃
〃	旭	34		〃	〃	〃
〃	川之内	〃		〃	〃	〃
〃	休場	37		〃	〃	〃
〃	役場	〃		柳井川	役場内	E K 2211 E T 5 W
〃	〃	21		〃	自宅内	〃
〃	〃	〃		西谷	〃	E K 2110 K T 1 W
〃	公社	22				
		51				

#### (四) 道路

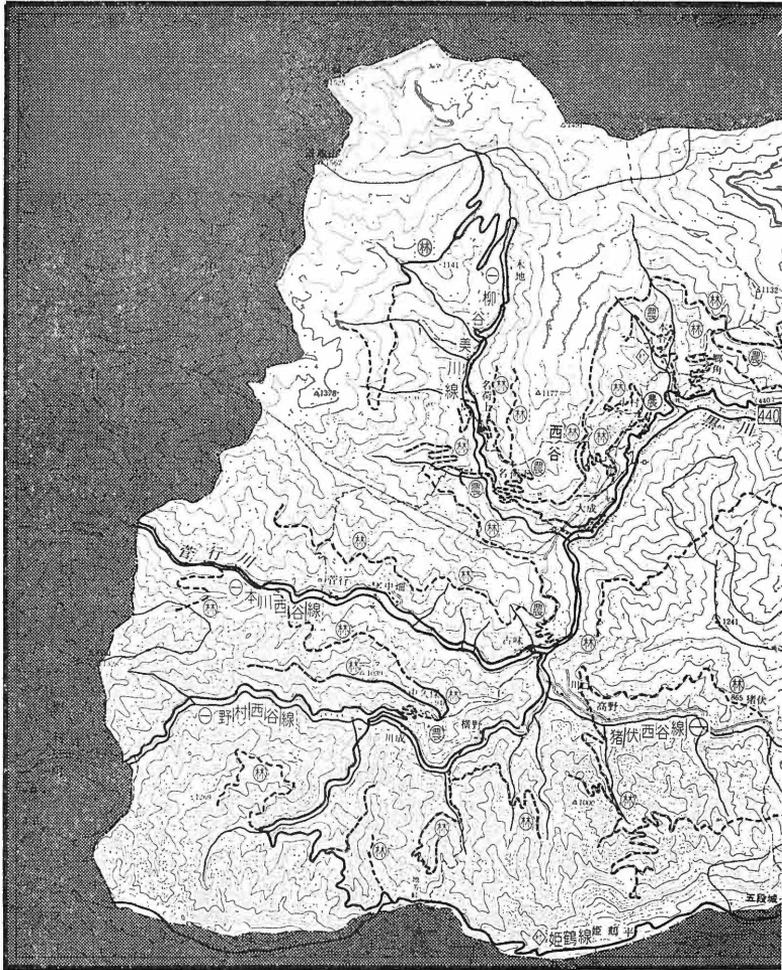
人々が、この柳谷の大地に定住して郷びらきして以来、あけて抱いてきた宿願の最も大きいものは、なにであつたのだろうか。それは、この大自然が創り出すゆたかな林産物を運び出し、欲するままに往き来をし、くらしをたかめるに必要な品々を運び入れるチャンネル、すなわち「道路」をつくることであつた。

はじめの目標は「馬道」であつた。つづいて、馬車が通れる道幅の「車道」を望んだ。そして近年、「自動車」が走れる広さの「自動車道路」を願つた。更に、「二車線国道」への願望のあすは、ふくらんでゆく。明治二二年からの「村長制」の村政下に、施策の大眼目として、「道路整備」が置かれてきたわが村の政治史が、これを明瞭に物語っているのである。

今日、どこの屋敷にも車が出入でき、深い谷奥、高い峰すじに、舗装道路は延びてゆく。以下「道路種別」に即して、「みち整備」の現状を表解する。

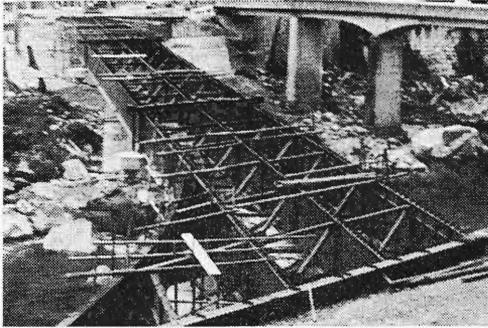
道路図





(イ) 国道

国道名	起點 ～ 終點	本村内の沿線	沿革
国道三三三号線	高松市 山知市	美川村 高知県境	<p>明治二七―九一八 四国新道開さく認可される(内務省)。                  〃 一九一四―七 同 起行式行われる。                  〃 二五 全線開通する。落出は渡船で連絡。                  大正一〇 落出吊橋開通する(渡船三五年間)。                  昭和一〇 落出コンクリート大橋開通する(吊橋一五年間)。                  〃 四二 幅員拡張して二車線となる。                  〃 五四 柳谷洞門竣工する。                  〃 五八―二 柳谷洞門路面陥落災害修復する。</p>
国道四四〇号線	松山市 山原町	落出 地芳峠～ 県境	<p>明治四二―一〇―二五 落出?古味村道開さくを目ざして、落出川前間の里道新設計画する。                  大正一一 榑原久万線(一三五号線)として県道に認定される。                  昭和 四一―一 落出永野間車道新設される。                  〃 一三―一五 黒川第四第五発電所建設に伴い村電力会社により整備が進められる(永野古味間)。                  〃 二九 林道大野ヶ原線として開設進む(古味中久保間)。                  〃 三三 県道地芳峠落出線(一一二号線)として変更認定される。                  〃 三五 林道地芳峠線として開設はじまる(中久保地芳峠間)。</p>



国道33号線改修（落出大橋架替）



国道33号線改修（磯が成附近）



落出吊橋

〃三九  
〃四〇  
〃四六  
〃五七一 四一 一

車道として梶原町と開通する。  
 県道梶原落出線（二号線として）変更認定  
 される。  
 主要地方道に認定され、その後改良整備進  
 められる。  
 国道四四〇号線に認定される（愛媛県側延  
 長二四・一km）。



一車線のころの国道33号線

(口) 県道

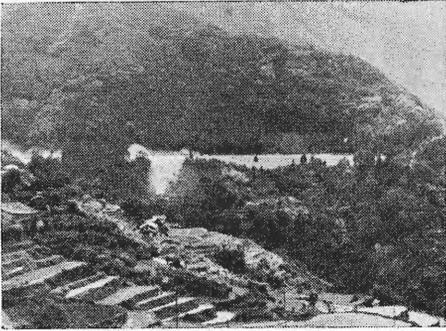
野村柳谷線	猪伏西谷線	本川西谷線	柳谷美川線	県道名
主要	〃	〃	一般	種別
柳谷村大字ノ 井川字大 ハナ四九	ササバタ二、 五四五	柳谷村大字西 谷字シモバ 甲二一三八	小田町大字八 川字馬場二 三 柳谷村大字 谷マツモト 一	終起 点
野村町大字予 五林六〇三 子六三			美川村大字中 黒岩乙七七 七	の 本 沿 線 内
五五七六・二	四四六八・三	六一〇五・二	一五二七三・一	延 長 m
〃五一〇一 一認定	〃四八一三三 一認定	〃四八一三三 一認定	昭和五五―七―四 認定	備考(認定等)

(ハ) 村道

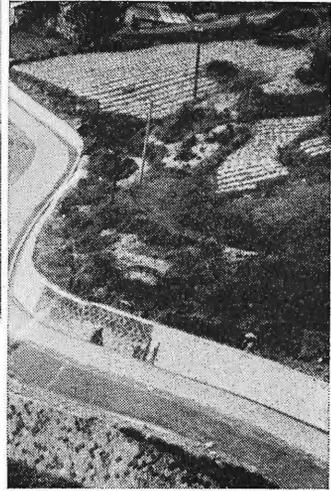
番号	整理号	村道名	種別	起点	終点	延長 km	備考 (認定)
1		中津線	1級	大字中津折戸岩	川	六〇三・四・九	昭和五八―三十一一八
2		落出黒川線	〃	大字柳井川落出	龍宮橋終点	一〇〇六・〇	〃
3		猪伏山線	〃	大字西谷 猪伏ササバタ	国有林	七二一・六・四	〃
4		落出線	2級	大字柳井川落出	タンゾ	一四二八・二	〃
5		本谷線	〃	大字西谷郷角	本谷	七二一・四	〃
6		稲村線	〃	大字柳井川 落出大橋終点	稲村	一一九七・三	〃
7		奈良藪線	〃	大字柳井川龍宮 国道三三三号	百ヶ市	二八九八・二	〃
8		休場線	〃	大字中津旭 国道三三三号	大字中津休場	一九九九・三	〃
9		小黒川線	〃	大字柳井川 八釜	小黒川人家	二一〇三・三	〃
10		永野線	その他	大字柳井川 永野掛水前	崎山人家	九五一・六	〃
11		姫鶴線	〃	大字西谷地芳	東津野県境	四六二九・一	〃
12		旭浦線	〃	大字中津旭	〃	二八〇・四	〃
13		影浦線	〃	大字西谷イヨジ	影浦	五七七・五	〃
14		落出岩川線	〃	大字柳井川 落出旧大橋	大字中津岩川	一二五一・五	〃
15		笠取線	〃	大字西谷 伊豆ヶ谷国有林	名荷四二四	二〇九一・五	〃

(昭五八―三十一一三現在)

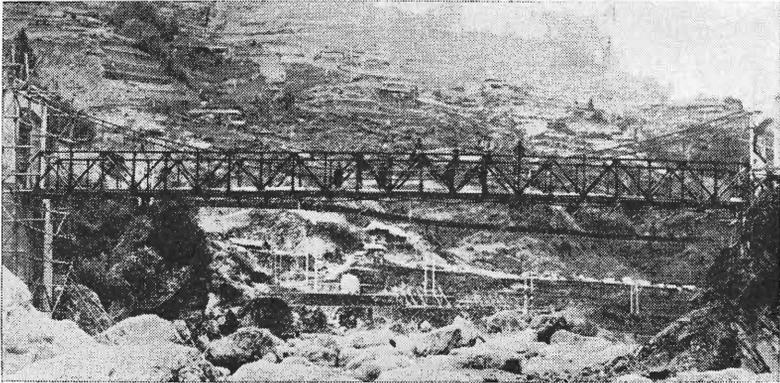
29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
横野線	大谷線	広瀬線	川口線	高野線	広瀬住宅線	寺野線	梅ノ木線	立野線	役場本村線	久主線	西村線	川之内線	名荷谷線
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字西谷 横野R四四〇	大字柳井川 永野天理教	大字柳井川 広瀬R三三	大字西谷 高野川口県道	大字西谷 高野県道	大字柳井川 広瀬R三三	大字西谷 上名荷安宅前	大字中津 梅ノ木	大字柳井川 枋谷橋	大字柳井川 川前集会所	大字中津 越之峠イコイノ	大字中津 紀念之瀧	大字中津 紀念之瀧	大字西谷 伊豆ヶ谷山国有林
横野人家	永野宮崎迄	広瀬人家	川口人家	高野人家	広瀬住宅	寺野人家	梅ノ木人家	立野道路迄	松木お宮迄	大字柳井川 稻村	西村	大字柳井川 鉢松原	大字西谷 伊豆ヶ谷山国有林
一三七・〇	一七六・五	一一四・九	三八四・九	三八九・〇	二五六・三	六四九・二	四五三・二	一九〇・二・四	八〇七・一	三九四・〇	一七三四・〇	二三八一・一	七八二・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和五八―三―一八



村道中津線（松岡附近）



久主農道



黒川つり橋

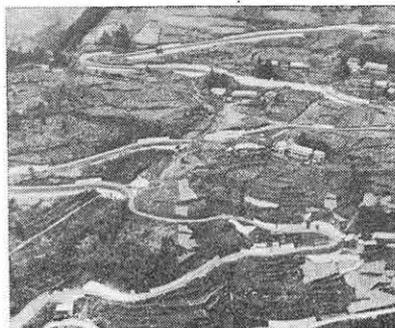
(二) 農道

第四編 産業・經濟・通信・運輸

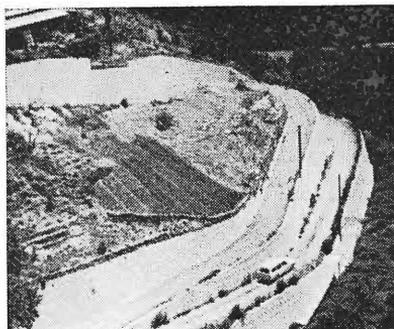
番号	農道名	幅員	区域	延長 (km)	起工 - 完工
13	松木線	四・〇		八〇八・七	昭四七
12	大窪谷線	三・〇		二二六〇・六	昭四八
11	川前線	三・五			昭四九
10	永野線	三・〇		三二二・五	支線一號 昭四六
9	休場線	三・〇		三一五・〇	支線二號 昭四八
8	郷角線	三・五		二四八二・五	昭五三
7	本谷線	三・五		一九九二・〇	昭五五
6	小村線	四・〇		六二五・四	昭五四
5	舟戸線	四・〇		五七〇・〇	昭五〇
4	中上線	三・五		一三四六・二	昭五二
3	滝野線	三・五		一一九二・二	昭四七
2	管行線	三・五		四六六・一	昭五七

(昭五八—三一三—現在)

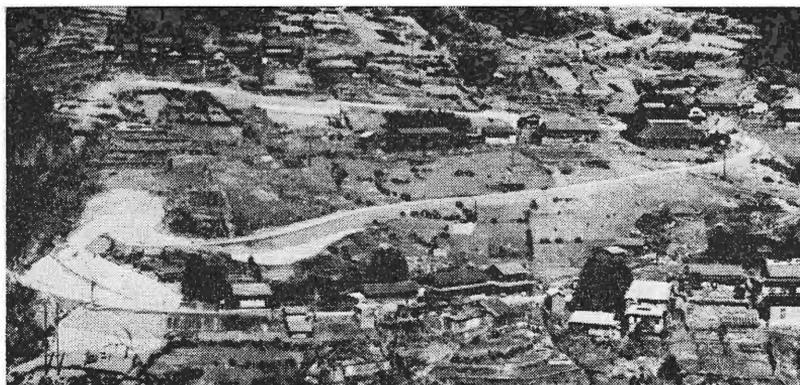




西谷郷角農道



鉢農道



小村農道

(附) 林道

番号	林道名	区種分類	奥地其他別	幅員	延長	起工	継続	完工
一	大上線	自	奥地	三・三 三・六	四一五六・五	二〇		
二	奈良野線	〃	〃	四・〇	四九二三・〇	三〇	五七	
三	明野線	〃	その他	三・六	一一九〇・九	四二		
四	稲村線	三級	〃	三・〇	二五五九・〇	四二		
五	仁合津線	二級	〃	三・六 四・〇	五一一九・〇	四五		
六	地芳峠(支)線	〃	〃	三・六	三七二四・〇	五五		
七	中久保線	〃	〃	三・六	一二八四・〇	四六		
八	平サコ線	〃	〃	三・六 四・〇	五四〇九・〇	四七		
九	中畑線	〃	〃	三・六 四・〇	四五八八・〇	三七		
一〇	背之谷線	〃	〃	三・六 四・〇	三六七三・〇	四七		
一一	舟戸線	〃	〃	三・六 四・〇	二〇三二・〇	五四		
一二	久主稲村線	〃	〃	三・六 四・〇	三七二二・〇	四六		
一三	大上(支)線	〃	〃	四・〇	三三二一・二	四八		
一四	西谷日野浦線	〃	広域基幹	四・〇	一一一四三・二	四九		
一五	横谷線	〃	その他	四・〇	二六四五・〇	四八		

(五八—三一—三二現在)

一六	小村大寺線	三級	〃	三・〇	二四七三・〇	五〇〃	(五七)
一七	トピアナ線	二級	〃	四・〇	一四三六・〇	五〇〃	
一八	越之峠線	〃	〃	四・〇	九二三・〇	五一〃	
一九	中津美川線	〃	〃	三・六	一一〇五・〇	五五〃	
二〇	サブガリ線	〃	〃	四・〇	二七一五・〇	五二〃	
二一	カンシチ線	〃	〃	三・五	一一七九・〇	五三〃	
二二	ユゴナル線	〃	〃	四・〇	三九四三・〇	(五七)	
二三	キクノ線	三級	〃	三・〇	一〇一〇・〇	五三〃	(五六)
二四	滝野線	二級	〃	四・〇	一三四九・〇	五三〃	
二五	タシロ線	〃	〃	三・六	一七四八・〇	五七〃	
二六	休場百ヶ市線	〃	〃	四・〇	二一一・〇	五五〃	
二七	サカイ谷線	〃	〃	三・六	一一二・〇	五五〃	
二八	石舟谷線	〃	〃	三・六	一六一七・〇	五七	
二九	ユゴナル(支)線	〃	〃	三・六	六〇三・〇	五六	
三〇	ニセン谷線	三級	〃	三・〇	一八一・〇	五六	
三一	神社山線	〃	〃	三・〇	一九八・〇	五六	
三二	永野線	〃	〃	三・〇	一三三七・〇	五七〃	
三三	松木大成線	〃	〃	三・〇	九六五・〇	(五七)	



(五) 運搬具

運搬具は、「はこぶはたらき」の基盤である「みち」の様相に従って考案され、変化してゆく。わが村の人々の運搬具使用のすがたを、「みち」のすがたの変化に沿って見てゆく。

人 力

人力は生あるかぎり、機械系のものにくらべて絶えることのない、耐久運搬具である。しかもからだのすべての部分を組み合わせ、使い分けてゆく巧みさは、永い進化のみちすじで積み重ね蓄えてきた試行錯誤の成果であろう。抱く・かかえる・提げる・吊る・引く・押す・かつぐ・負う等々、はこぶ対象の形状、重量、距離などに応じて、自由に運搬の目的を果たすことができる。しかも「みち」は徒歩できる道幅だけで充分で、山・坂・谷渉りなども可能である。運搬の効率を問わない限りは、どの運搬具よりも最も安定しており、一般的である。とくに山村の生業では、大部分を占める運搬具である。

人力を補助する運搬具

(イ) 負い縄と負いこ この二つは、最も軽便で使い勝手のよい補助運搬具と言えよう。両者とも直接人力軽減するとは言えないが、運搬物をまとめることと、体力を集中することによって、運搬の重量と距離を増すことができるので、間接人力軽減する運搬具である。リュックサックやショルダーなどは、負い縄、負いこの現代化した変種と考えられる。(ロ) てんころ 「てんころ」は長丈ながぶちの木材の切口に打込んで引張る鉄製の運搬具である。運搬物の重量そのものは、大地が支持するから、水平的に移動させる力だけ人力が負担する。「みち」は傾斜勾配があるほど、重量、距離の上で効率が上がる。(ハ) 木うま「二本(枚)の丸太(厚板)に横棧(四く五本)を固定して枠組みした運搬具。それに荷物をしばりつけて引っぱって運ぶ。てんころの場合より摩擦面

が少ないから、重量、距離で省力ができる。(一) 天びん棒 身体や地面に直接触れることが好ましくない物(例えば下肥とよなど)を運ぶには、運搬物を前後に等分して、天びん棒の両端に吊して肩でなう方法である。荷物が宙に浮いているから重さは一ぱいからだにかかり、荷物の丈すぢが長くなるから、みちの事情が負う場合よりも注意がいる。(二) 猫ぐるま くるまの発明(点の運動を線によらず円によって三倍余の効率をあげる)は、人類のすばらしい傑作である。運搬具としての車の活用は一輪車で、人力で押して運搬の効果をあげる。はじめは大木を横に切って輪形をつくり、中心に穴を穿って心棒を通して回転させた。次々と資材が開発され、今日はゴムタイヤ、鉄板車体のものに改良されている。道幅はごく狭くてよく、山村の農作業での助力は大きい。(三) 大八車だいはちぐるま 車輪を両輪にした最初の創作車で、車輪の外周を鉄板で覆って磨耗を少なくしており、ほかはほとんど木製である。近代以前からあり、かなりの重量の荷物の運搬に適している。今日のリヤカーは、ゴムタイヤ・鉄材で枠組みした高級大八車に相当する。人力車は専ら客人を乗せて引く、文字どおりの「人力乗用車」である。

### 畜力(駄馬)

重量・距離・速度の上から、人力の代具として考えられたのは畜力である。牛は速度の上で馬に劣るが、歩行安定という点で優っている。両者共、運搬物を荷鞍の左右に等分してしぼりつけて運ぶ。幕藩のころからごく最近迄、畜力とくに駄馬は、わが村での唯一の運搬の王者であった。だから牛馬に家族の一員に等しい情をかけており、博労・馬方・駄賃などのことばが、「自動車以前」のわが村の面影を偲ばせ、ほのぼのとした追憶に誘ってくれる(本編 うち―草地―役畜期参照)。

### 馬車

明治二五年、予土横断道路が開通すると、運搬の革命―四輪車の出現を見る。運搬の様相は、駄馬と馬車連繋の夜明けを迎える。馬車は、四つの車輪の外周をそれぞれ鉄板で覆い、その他はほとんど木製で枠組みした四輪車である。前二輪は差動できるように仕組まれて、道路の曲折に適応でき、車の安定を保っている。

荷馬車は車体が荷台で占められ、長さ二メートルぐらい。客馬車は、屋根つきの客箱となっており、一台に四〜五人は乗せられる。道路開通と同時に、落出の松田本館が、新道路沿道屈指の大問屋の役割を担った。駄馬で松田本館に集められた柳井川・西谷の産物は、荷馬車で久万町へ、久万から久万索道で森松へとリレーされていた。客馬車は落出〜久万間を「ババ〜」とラップを鳴らし、「バカバカ」と馬の蹄ひづめの音高く威勢よく走っていた。

### 自転車

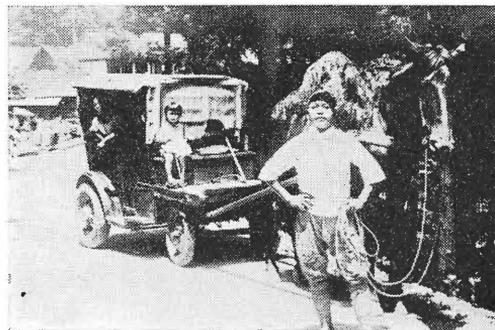
両輪を左右に取付けて、加えられた人力を二等分するのが大八車やリヤカーで、両輪を前後に取付けて、加えた人力を後輪に独占させ、その占有した力の一部を前輪に分配（押し出す力の形で）させて、両輪を共通にはたらかせる（車上の人体を前方へはこぶ）しくみが自転車である。運搬物の重量は、車の自重と車上の人体（人力供給者）の体重の合計で一定である。だからこぶはたらしきのねらいは、速さと道のりである。

車輪が前後の車は、車輪が左右の車にくらべて、常に不安定である。さきに触れた合計重量のものの重心を保たなければ忽ち転倒する。したがって、重心をとる均衡と、前進との一致のために、かなり広い道路が必要となる。

わが村に自転車が入ってきたのは、明治四二〜三年ごろで、予土横断道路が開通してから、二〇年ちかくもたつてからである。

### 自動車

運搬というはたらきは、運搬具の能力の具体化である。したがってそのはたらきは能力の減耗を伴うから、はたらきをつづけるためには、能力の存続が必要である。運搬具は、それぞれの能力（運搬エネルギー



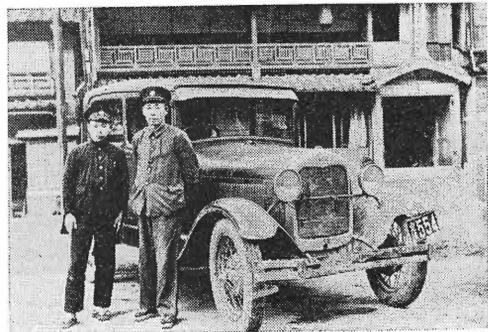
古味落出間乗合馬車

1)の持続を、物質の補給に求める。人力・畜力は食事に、人力補助運搬具は、構成資材の補足・補修に依存している。

経済社会が進み、人々の生活需要が増加するにつれて、諸種の運搬構造は、極度に大量化・高速化・一般化を強いられてきた。この運搬革命とも言うべき社会課題に応えたものが、実に「自動車」である。

では自動車生誕と成長の経過を見よう。まず運搬エネルギーの補給持続の課題は、内燃機関の発明に連動して、液体化石燃料の点在(ガソリンスタンド)へと考えを進めて、一挙に解決した。つぎに、ゴム資材・鉄材・化学合成材を材料としたプレス技術は、運搬具「自動車」の車体構造を、意のままの自由自在なものにすることに成功した。更に、エンジン構造の精密高度化は、液体燃料の気化起爆力を強大にし、金属材料の薄板化による自重軽量化と相俟って、運搬機能の高速化を全うしたのである。今や自動車は、運輸社会の寵児であり、王者である。土木技術の高度化が、自動車社会の長壽化を保証するかに思われる。

しかしこの高級運搬具も、わが山村にその利用が普及するまでには、永い月日がかかった。明治二十四年に予土横断道路が開通はしたが、落出の渡船連絡は、大正一〇年落出吊橋がかかるまで、三〇年間つづいた。この吊橋がかかってやっと、松山や高知から民間自動車会社の乗用車が、連れいして走りはじめた。一日一便にはじまり、漸次増便したが、沿道の小学校では、定期便が往き来する度に、児童が勉強やめて沿道へ走り出て、かん声をあげていた。物が移動する速さは、「歩く速さ」が常識で、「走る速さ」への文明到来は、山の子供たちを驚かせるものであった。こ



三共乗合自動車

の定期乗用車便の通いにつれて、トラック便もぼつぼつ走りはじめた。「オチデ」とボデーに大書したトラックが一台だけ、ずいぶん永く走っていた。一四年たつて昭和一〇年、落出吊橋はコンクリートの永久橋に架け替えられた。

ここで自動車運搬は、本格的に普及していった。同年七月二一日、国鉄バスが松山佐川間全通した。「六甲型」から「扶桑型」へと車種は大型化し、「急行便」もデビューして、「予土線」の線名も付けられ、標準輸送コースとなる。

昭和二五年四月一〇日、国鉄バス落出古味線が開通し、いよいよわが村に、「モーターゼーション エージ」の到来を予告するに至った。

降って今日、道路は村のすみずみ・はしばしまで伸びており、溪谷沿いの木の間がぐれに、蒼空の高原に、いろいろどりのくるまくるまが、ひかり時代のシンボルのように走りつづける。

#### ロープウェイ

傾斜した地面に、道路網をつくることはできない。傾斜面という地形事情を活かした運搬具がある。向かいの山からこちらの道へ。途中にさえぎるものがなければ、空中にワイヤロープを張り渡して、荷物を卸ろし揚げするやり方である。材木やミツマタ束(以前)などの荒物を、道まで運び出すのに速くて都合がよい。傾斜地形の山村独特の運搬具である。ちかごろは発動機を「通い綱」に連結して能率をあげており、さらに低い山肌から高い道路まで、逆揚げして運搬効果を示している。

## 第五章 錢ぜに

### 第一節 「ぜに」が「くらし」を支配する

人びとのくらしに、商品のながれがはじまる。そのながれが大きくなるにつれて、ぜにが人びとのくらしの座に大きい力を占めてきた。自力で物をつくり、それを自分で消費して、くらしを立てた自給経済では、ぜにへの関心と支配力は弱かった。ぜにが要いることになり、ぜにを稼いがにやらんことになってきて、人びとのくらしの層がたかまわていく。しだいにぜにの流いれの量とその方向が、人びとのくらしをいろいろのすがたに変えていった。ぜにが村びとの生活体を循環する「血流の役割」を担うことになったのである。

### 第二節 ぜにの流れから見た村の生活の移り変わり

(一) 第一期 塩代期(もんぶ)（文歩もんぶのころから錢厘せんりんのころまで＝庄屋しやうゑのころから明治のはじめころまで）

衣食住ほとんど自給自足に近い。いりこをはじめ、海でとれた干物・塩物から置葉おきばまで、里や浜や北陸方面からの「あきんど」がもってくる。欲しい品は、うちで作った穀こもの・野山で拾った干ものにしたわらび、ぜんまい、木の実、竹皮などと物々交換する。女子供が欲ほしがる小間物こまものは、年に一どくる小間物売りと物々交換して事足りる。ぜに

がなくても、さほど事欠かないこのころであった。

しかし命の綱である塩は専売品である。味つけは塩だけではこと足りない。みそ・しょうゆ・ひしおは、わが家でつくる。年中食べる漬物にも、かれこれ塩が要る。ぜにはなくても塩だけは、かます呷入りで店で買わなきゃならん。盆、暮(年のくれ)勘定で、地元の店から塩を掛買する。口約束では店は承知せん。盆暮になっても、ぜにで払うめどがないのが当たり前のこのころであった。

そこで、誰かに、何かに、助けを求める。みんなぜにがないのだから、「誰かに」は幻の世の中。「何かに」に手を伸ばす。借りる塩代の当て、あてるから抵当と言ひ、になわすから担保というに、「向かいの雑木山、峰の草山何反何畝何歩何合を渡します。」と書いてゆびばんを捺した証文を渡しておく。塩代に身代(財産)が文字どおり身代りすることが多くなつていった。「地主」というものができたのも、塩が因よとのようである。渡した雑木山・草山は、焼畑に拓いて、食う物を作らねばならない。「うちの地」が「当たり地」となる。「小作」がふえたのも塩が因となつたようである。勝手に拓いて作つて食つた(食らう↓食らわす↓暮らす↓生活する)昔の、ほのぼのとした時世は、大きく変わつて、なんとも世知辛い(塩辛い)所帯であつた。一文一分が、一錢一厘がくらしの大道を門歩していた時世、このころを塩代期と名づけてみる。この期ずいぶん永かつたと思われる。

(二) 第二期 頼母子期 (一〇〇錢でやっと一円のころ—明治中期から大正末期のころまで)

商品貨幣経済のうごきは、幕藩のころからあつたものの、明治に入つても商品化財貨の生産性の低い我々の村では、その進歩は見られなかつた。明治中期はじめから大正末期に亘る半世紀は、遅々とした経済の歩みであつた。この期における山村たるわが村の困窮の跡をかえりみる。

明治新政府以来、わが国の中央政府がとった国策は、富国強兵策であった。おのずから打ち出される施策は、都市化、工業化が重点となる。明治元（一八六八）年の発券高二四〇〇万円、昭和元（一九二六）年にはそれが二〇億円と、五八年間に一万倍近く増加している。一応経済力の躍進を物語っている。しかしこの通貨、国内を万遍に流れはしない。国策の命ずるところ、都市の工業化に重点投入されて、流通してゆくのが当然の動向である。加えて通貨を吸引する生産力は、極めて低かった我が山村である。自力で通貨を吸引するだけの経済活力が身につかない限り、ぜには我が村に入ってはこない。月間僅かに流れ込んだ銭は、村に留って流れるいとまもなく、月末には地租として、中央へ吸い上げられていく。村民のくらしは、銭札見て微笑むことのない、汗水流して仕事するだけの日々であった。しかし、一步先んじて近代化してゆく都市の、近代化の余波は、のろいながらも山村へよせてくる。個人から家庭へ、さらに地域へと拡がってゆく。この山村への浸み込みは、ぜにを仲立とする取引の形で訪れる。山村農家も今までのように、「あれば使うが、」の家計運びではすまされなくなってきた。なければ工面せよと迫られることとなる。「銭工面」が「山村農家計」の重心となってきたのである。

山村に銭を呼び込む生産活力は育っていない。昔から作ってきた楮を原料にして、夜なべまでして紙漉きしても、手漉き紙を紙問屋に持って行っても、日役になるような値では買ってもらえない。重い足どりで帰ってくるのである。

みんな紙漉きのを「貧乏紙漉き＝貧乏神好き」と捨ぜりふした。生糸がアメリカへ売れるという。みんな常畑に桑植えて、春蚕から秋蚕、晩秋蚕から晩々秋蚕まで、年四回も蚕飼うてみた。このころ、学校から戻った子供は、桑摘みと紙たたきさせられる、大事な荒働手であった。養蚕のゆく手はどうだったか。これも生糸相場にふりまわされて、あてのはずれた値でしか買うてもらえず、歳々、ふところの冷たい年の瀬であった。

山村の農家では、銭工面に苦しんだ。どうしたら銭がまわる世の中に変るか……と。頼母子は銭をまわす生活の知恵であったとも言えよう。昔から慣わしにしてきた講を、研ぎすました農家の名案とも自賛できようか。村内に頼母子がはやり出した。頼母子をはじめてもらう親が、自分が必要とする銭高で規模が定まる。まず規約で、口数と一口掛金が定められる。小口頼母子は、身内や小組内で、大型頼母子は、川下四か村ではじめた有志頼母子のように、広域でつくられた。頼母子講は、代表者としての総代（金主とも呼び債権者に相当する。）のもと規約で運営される。参加した講衆の次番取足者は、抽せん・入札で定める。大抵入札で取足高を切下げた次回取足を受ける者は、土地を担保にし、連帯保証人を立てて、取足の給付を受ける。これで銭工面ができた訳だが、取足者が受けた取足高のそれ以後の掛送りは、一割余りの利が重なり、取足者には重荷となり、借錢の因となる。子と呼ばれる未給付の講衆は、回が進むにつれて掛け金は減り、戻り金をもらうようになる。極めて有利な利殖法であり、財産づくりである（子は親に育てられて太り、親は子を太らせてやせてゆく。頼母子とはうまく名づけたものである）。

公的金融が整備されていなかったこの期としては、頼母子は唯一の庶民相互金融組織と見慣らされていた。だが今日のサラキンに似つかわしく、取足者は、家計や景況のあおりを受けると、忽ち自殺や一家心中のような混乱・悲劇の主となる。更におそるべき二次悲劇は、頼母子における保証債務（判かずき）によって、一むら中が芋づる式に身代限りして貧境に堕ちていった事実である。

この頼母子期に特筆すべき出来ごとがある。わが村の農家が地主・小作の二極分解を起したことである。もともと小作という慣わしは幕藩のころからあった。それは制度としては認められず、一部の土豪（その地域の勢力家）が、質入土地を耕作させ、賦役を小作代とする抜けならわしであった。明治以前は、領主・百姓衆の二極は確立していたと言えよう。明治初期新政府は、地券認定を断行して、百姓衆に土地所有を認定した。と同時に、土地の抵当・質入・讓

渡を自由化した。商品貨幣経済未成熟の山村では、通貨の機能を土地が肩代りする体制が与えられたのである。いくばくも経ずして、土地の流れがうなりを立てはじめた。土地を集める者、土地を失う者、土地を持ちつづける者、三つの型の混り合う村に、はげしく変わっていった。土地を集める者と失った者との間に、小作料という新しい綱が渡り合い、同一の土地の所得は、地租を徴収する政府そして、小作料を収納する地主、耕作物の一部で家計を立てる耕作小作者の三極に分配されることになっていったのである。

数千年前、植物からヒントを示されて、耕種という行為を体得し、農民の歴史を歩んで来た人々。今、「所有」という研いだ刃物で、「所有するが耕作しない地主」と「所有しないが耕作する小作農民」とに分断された。共に進化した向上してきたこの大地を、共用できる人類の社会資本と見るならば、二極分解した「所有地主と耕作小作人」の関係を、大地に関わる対立者と意義づけをするよりも、共有大地の効率化を目ざす役割分担と、立場づけをしてもよいのではなからうか。以下二極分解のいきさつを見よう。

村社会のはたらきは、人間のからだのはたらきと同じである。循環が不整調になると、忽ちに炎症疾病をおこす。必要量の銭が、財物と用役とに伴って流れないと、一挙に社会は弱体化する。銭を呼ぶ財物と用役(事業)の乏しいわが村に銭は入らず流れない。でも社会が生き続ける限り、取引と信用は欠かせない。その取引と信用の保証を、銭がやるべきしくみの中で、銭がその責めをやりおおせないとすれば、何かがその代行をつとめねばならない。わが村のこの期約半世紀の生活においては、「所有と移動」が認められた「土地」のみが、「社会活動の活性素」となったのである。

中央政府はこの理を活かした。「主軸税収地租」は金納とし、地価据置・地租税率引下の諸施策をとっている。これは大地主の培養につながる。一面、所有土地を耕作して、食料作物や特用作物(楮・麻・桑・茶のちにはミツマタなど)

を取得する自作農家にとつても、必要な金を工面するには、自己所有の土地が、金の呼入れの力添えになつてくれる。

個人からの借入、頼母子の取足、吠入りの塩代決済にも、土地がひとり芝居でも演出するように、自在に力を示すようになった。黒川が永い年月かけて拵えてくれた、開いた扇子状の広い奥地。地目は雑木山、草山、藪など何であれ、地積はそれぞれ何畝歩いや何十歩そこそこであれ、夥だしい筆数の奥地の山野。開こんすれば伐替畑となる地味肥沃の土地。わが村の農家にとつて、取引のまとまり易い「わがもの」であつた。こうして自作農家は、つぎつぎにわが土地を譲り渡し、これを借入れて開こん耕作する小作農家に「役割変り」し、銭代わりに土地を譲り受けた農家は、所有した土地を經營して生活する地主に「役割変り」したのである。

中央政府は、この両者間の一本綱小作料に、物納制を認めた。その料率に何の制限をも加えず、両者の全くの自由契約に任せていた。金納する地租は上らず、物納する小作料は物価指数につれて値上りする。寄生地主となつた農家の「土地集積の底力」は、ますます強大になつていった。明治一五（一八八二）年地券制度確立して、明治一七（一八九一）年一八四（一八九〇）年一部修正、明治二三（一八九〇）年一月、特別地価修正一筆限帳から窺うと、わずか六（一八九七）年にして、数百筆、数十町歩からの土地が動いて、土地集積が実現しているのである。一人一人の取引にはなら無理はない。当事者間の合意で話はまとまつている。土地集積をなだれ式に実現させたものは、当時の中央政府がとつた、地主保護施策であるとするべきであろう。明治初期、地租改正時にうち出した「地方官心得帳」第二章によると、総收穫高のうち、地租及び村入費三四パーセント、地主取前三四パーセント、小作者取前一七パーセント、稲糶肥料代一五パーセントという配分関係になつている。広大な林地を集積し、大地主化した農家は、地域における耕地經營の中核的役割を担うに至つたのである。

わが村における大地主の耕地経営、すなわち小作経営のかたちは、他の村々で行われたものとはちがっている。他の村々では部分小作がほとんどであった。わが村では一括小作（株小作）が大部分のようである。地主は、田畑をはじめ、宅地、山林まで一括貸与した。一種の特殊小作制度である。

この株小作形態は、膨大に広い面積の未こん林地と、豊かな農家労働力を保有していた、わが村の耕地経営策としては、最も当を得たものと思われる。やがて、増反された焼畑、切替畑によって、ミツマタの好況期に金もうけした小作農家は、耕地を地主から買受れたり、貯蓄を強化している。昭和二二（一九四七）年の農地改革においては、既耕作田畑をはじめ、宅地、山林まで譲受けて、健全自作農家経営の生産活動にふさわしい条件整備を全うしたのである。

(三) 農村匡救期（二〇円札が流通の王座を占める期||昭和はじめから終戦まで）

明治一〇（一八七七）年の地券設定（地価確定）時点の、わが村における大字別の官有民有比、既開拓耕地率などを見ると、次のとおりである。

旧村名 現大字名	官有地		耕地（田・畑・切替畑）	
	反別	対全地積比	反別	対全地積比
柳井川	九三六町一反五畝	五四、〇パーセント	二七二町八反五畝	一六、四パーセント
西谷	一八二三町八反五畝	三六、〇	四〇三町六反四畝	七、九
中久津	一反七畝	〇、〇四	二五五町九反三畝	五六、〇
黒藤川旧村全域	二反二畝	〇、〇〇六	三五七町二反	一〇、〇

柳井川、西谷合わせて、官有地が全地積の四〇・五パーセントであること、耕地わずか一〇パーセントである。これは後年における、官有地払下げによる広大林地主の出現、あわせて林地（雑木山・草山）の耕地化による株小作農家の発生を予測させる。久主（中津）圏域は、幕藩末期すでに開発開田率が進んでいた。特に立地条件に恵まれて開田がすすみ、地券設定時三七町一反四畝歩（全耕地の八パーセント）に及ぶ開発を見せている。したがって後年、特用作物商品化期に及んで、それに応ずる耕地増反の期待はうすい。さらに十余年を経ての予土横断道路の開通は、この地域の交通地位を高め、近代化の歩度を速めたものと思われる。農家の田・畑保有略平均しており、米作りを軸とする家計運用であった。

開拓が進み、中規模の田作り主軸の圏域では、家計の傾きを支えてくれるのは、田地の担保化であった。ところが、ひとたび圏域の一角の家計が傾斜すると、頼母子の取足、保証債務の圧力（判かずき）の圧力が連動して、圏域の田地は、芋づる式に債権者に譲渡される。自作農家は、譲渡田地の小作農家に役割変えをする。久主圏域では頼母子期の末ごろ、柳井川三丁家からの債務担保に田地を譲渡、小作農家として年々一五二俵の小作料を納めていたのである。

切替畑を耕作する西谷・柳井川圏域、水田耕作する中津圏域、自作・小作の別なく、乏しい銭の流れのために、借銭はかさんで昭和初期を迎えた。この財力虚弱のわが村の農家に、致命的余病併発させたのは、昭和農業恐慌である。かぼそい農家を作った農産物価格の大暴落である。村内の深刻な不況を、第16表が物語っている。

第16表 昭和初期農業恐慌（昭三～昭九）時の不況指数

年 事 項	農産物価格指数	農業所得 指数 平均	民需工場労働人 員指数	民営鉱山労働人 員指数	柳谷村々費決算 総額指数	特 記 事 項
昭和元	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
（一九二六）						
（一九二七）	八七・五	八八・七	九四・八	九九・九	一四二・〇	
（一九二八）	八六・二	八七・一	九〇・四	九九・四	一一二・〇	
（一九二九）	八五・二	八三・七	九一・一	九五・四	九四・〇	
（一九三〇）	五六・二	五二・六	八二・〇	八五・三	一一五・〇	
（一九三一）	五一・七	三九・三	七四・四	六五・七	七〇・〇	
（一九三二）	五八・〇	四五・四	七四・七	五七・五	九〇・〇	
（一九三三）	六三・八	五二・八	八一・九	五九・四	九〇・〇	
（一九三四）	六八・八	六〇・九	九一・三	六四・九	九五・〇	
（一九三五）	七五・三	六六・四	九九・九	六六・九		
（一九三六）	七九・六	七五・八	一〇五・五	七二・〇	八六・〇	

昭和六年度中、  
村内教員全員、  
給料の八パーセ  
ントを村財政へ  
寄附する

昭和一二（一九三七）年四月、村民各戸の累積負債（柳井川・西谷両大字合計を示す。大字中津分不詳）

全戸数 六〇四戸 負債戸数四七九戸（全戸数の七九・三パーセント）

負債総額 二九万二一九三円（今日の一五億七六六七万余円に相当）

内訳 個人よりの借入 四九・九パーセント 利率月二分程度

頼母子 二六・五〃

信用組合 一九・一〃

銀行 四・五〃

一戸当たり負債額 六一〇円（今日の三二九万一千余円に相当）

全戸数の八割が負債を背負い、しかも負債額の半分は、月二分の利を生んで、雪だるましながらに大きくなる、個人からの借入である。全戸数を破産の悲惨に追い込む危機を孕んでいた。もはや行政の措置と救済によらない限り、山村は破綻そして没落をまぬかれない急迫した事態である。ここに至って、農村匡救の施策が打ち出されている。農村匡救の施策の主軸として功を奏した「負債整理」と「経済更生」の計画と実践を見よう。

### 負債整理

昭和八（一九三三）年三月二十九日、農村負債整理組合法公布施行、同年七月三十一日、市町村負債整理委員会令が公布された。旧柳谷中津両村にそれぞれ〇〇村負債整理委員会が、両村共各部落にそれぞれ〇〇負債整理組合が組織され、それぞれ負債整理の活動に入る。負債を負う各戸は、居住地区の負債整理組合員となつて、組合の斡旋によって自己負債の整理に当たるのである。それぞれの組合は、所属組合員の申出に応じて、どんな斡旋業務を履行したかを見てゆく。第一に組合は、組合員の負債償還計画と経済更生計画とを樹立する。第二に組合員と債権者との負債金額・利率・償還期間・償還方法そのほかの条件の緩和についての協定斡旋をする。第三に組合員に対し、負債整理資金の貸付などの業務を行った。今まで農山村の農家にとって、この地元負債整理組合の実践のように、親身で、地道で、着実な救済措置を受けたことはなかった。したがって、組合の斡旋や勧奨に対する組合員

の反応も真摯であり、負債整理業務活動は、円滑順調に運んだ。次々とそれぞれの負債は償還満了されていったのであった。もし組合員と債権者間の幹旋が不調である場合は、村負債整理委員会は、各負債整理組合からの請求に応じ、幹旋委員を指定して、請求負債整理組合が行ったと同様の幹旋を、担当履行せしめた。こうして行政主管の負債整理事業の履行に拠って、わが村の農家に累積凝滞していた負債は、つぎつぎ償却されて、ほとんど大部分の農家は、抵当権設定していた耕地の抵当権消滅を為し得て、健全な自作農家への復活を全うすることができたのである。

### 農家金融の近代化

負債整理組合の幹旋事業に合わせて、農村金融の近代化措置が講ぜられた。第一は高利率重圧を避けるため、個人からの借入れを止めること。第二は、共助金融とは名ばかりで財の偏在を招いた、頼母子講を止め、今後はその創設（頼母子はじめ）をしないこと。第三に、今後預入・貸付を産業組合に一本化すること。以上三つの施策の、しようようと拡充とが、行政によって推進された。こうして農家金融は一步一歩、公共性安定化の方向へと、着実に素地づくりが行われ、それが今日の「農協主導の農家経営」へと結実していった。

### 経済更生計画とその実践

死に瀕する農家経済の活性化再建は、古傷治療（負債整理）と同時に、体力増強（産業構造改善）が必要である。負債整理を当面する消極面と見ると、産業構造改善は、家計の弾性を築く積極施策である。わが村は、昭和一二（一九三七）年四月、村行政と農家各層の総力を結集して、「柳谷村経済更生計画」を策定した。そしてその実践を、各小組単位の「実行組合」の実践推進にゆだねた。計画項目は、第一民風作興、第二生活改善、第三土地利用ノ合理化、第四生産計画、第五販売統制、第六金融改善、第七共同購入、第八道路網完成、第九村有林施業、第一〇教育の一〇部門にわたる。各部門とも計画目標・実行項目・実行目標を明らかにし、現況を確認し、達成方法を吟味確立、達成年限、主動機関とその施設など、緻密周到な計画であった。

暖衣して飽食する者には、虚弱に陥る運命あり。弊衣して飢渴した者の啖うものは、すべてエネルギーとなる。谷

底に転落した村民は、這いあがるよろこびに溢れ、更生する村民のあけくれは、再生する歓喜に充ちていた。

こうした積極と弾性の実践の積み重ねによって、ひん死の村民は起死回生し得た。家計の再建を果たした村民は、昭和一〇年代、健兵健民として、戦時体制下の役割分担に参加したのである。

#### (四) 高度流通期（二万円札期―昭和二〇年以降）

われわれ庶民のくらしを支配する銭のはたらきは、敗戦と共に急変した。今まで、銭は物を従え、人を駆使した。銭関白ぶりであった。しかし敗戦を折目にして、銭は物と共に人に順応してはたらくものとなった。銭の民主化である。社会生活のしくみがすべて民主化するにつれ、銭も民主化した。ものの動き、人のちから、社会の流れに和して、銭ははたらき表情してゆく。

敗戦とは、およそ空しいものであるはず。でもわが国の敗戦は、たそがれとも夜陰とも運命づけるきざしはなかった。むしろ黎明を告げる警鐘にすら感じられた。

その黎明を告げる鐘の最初の一打は「農地改革」である。昭和二〇年代、経済復興から経済自立へとつつ走る第一歩である。明治一五（一八八二）年から昭和二〇（一九四五）年に及ぶ六〇年余、流動しつづけた土地の所有―耕作関係。敗戦前、耕地小作率は柳谷村四五パーセント、中津村三五パーセントを示した。まことに偏った土地集積である。しかし土地改革の鐘の一打で、改革の歩みは速かに、昭和三八（一九六三）年八月一日現在、全耕地の〇・二パーセント（全村）の小作率にすぎない変貌ぶりであった。土地の所有については、復活と自立を果たした正午のたたずまいと見るべきであろう。

昭和三〇年代に入って、経済の安定成長を伴った、完全雇傭の花が開いた。その後半から昭和四〇年代前半にか

て、高度成長の花らん漫のあでやかさを謳歌した。学卒若年者が金の卵と讃えられる昭和元祿を演出したのである。われわれ庶民の財布はどんな変わりをしたか。かつて一家の主人が持つ財布は、名ばかりで中味の入っていないものであった。今や家族はめいめい自分の財布を持ち、それぞれの財布は、札と硬貨がひしめいているこのごろである。

国民所得倍增政策は、生活優先の政策であった。近代化してゆく社会の片隅に泣いた農業と農外諸産業、富国々々の庇護のもとに飽食した大企業と小企業、地域差著しい都市と農山村間、これらの所得の上の、生活の上の格差は是正されていき、国民経済の均衡が保たれて、家族めいめいの財布のふくらみを伴って、発展をつづけていった。

わが柳谷村では、村行政の主力を、産業構造基盤整備に注がれる。村財政の重点は公共投資に投入されてゆく。生活関連の社会資本整備がめざましく進んでゆく。山肌は削られ、谷々に沿い、家並みのたたずまいにつれ、国道から県道、村道が分れ、集落に農道がひろがり、山深く林道がうねり、セメント・舗装材・鉄材に装備されて、黒地にはえた道々が、つぎつぎに延びてゆく。

このような生活環境の変貌は、我々の財布のありかたになにを要求したか。急速な産業構造の高度化は、人的資源の高度化を求める。情勢は国民教育期間の倍増（六年から十二年へ、高校進学準義務化）を示し、家計に占める教育費の比重が増して首位を占めた。これに連動して生活費がかさみゆく。通貨はいよいよ自由に流通し、取引はすべて現金一本化となる。

ぜに工面の生活設計は、ぜにかせぎに一転した。現金持たずに一ときも暮せないこととなった。一年周期の田畑づくりでは間に合わない。田畑づくりは食べるだけに限り、弁当持ちで現金かせぎに出る。兼業・出稼ぎ・はては町へ転出していき、村の過疎化を結果した。村のうち、村以外のところも、公共投資は村民の現金を稼ぐ職場となる。

今や錢の需要に対する錢の供給に、なにひとつこれを阻む条件は見つからないかに見える。錢の流通はきわめて自由である。益壽勘定の歳計のしきたりは、昔の夢と消え去った。今日以後即金主義が定着するだろう。今まで錢のはたらきが、物の質量に大きいかかわりをもっていたが、今後は人の能力の品質が、錢のはたらきを支配するであろう。

我々柳谷村民は今後、錢との新しい対応が求められることとなる。地方自治法が施行されてここに三七年、その間の村民生活の外部環境の激変ぶりは、全く驚くばかりである。人類が進化してきた道すじの数千年いや数万年に匹敵するものである。今一度、我々の生活の場である柳谷の自然に、謙虚な眼差しを向けて見よう。花咲き鳥歌い、虫すだき四季折々のたたずまいをあらわに見せる、夏緑落(広)葉樹林におおわれたわが村の自然であった。わずか千数百年を出でずして、私たちが敢行した地表改造の現況は、濃蒼一色の針葉樹冠におおわれる。

かえりみて我ら今、半世紀(五一六〇年)に及ぶ長きスパン(大径木造成)の予測の中に、錢のはたらきの健全性を求めていく。